

高山市中心市街地活性化基本計画

高山のまちなかにおける魅力

それは、

400年の歴史からなる

通りの文化と

四季折々の

日々の暮らしの文化



平成22年3月
高山市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 高山市の概要	1
[2] 中心市街地の現状分析	3
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	41
[4] 従来を中心市街地活性化基本計画の評価	56
[5] 中心市街地の課題	61
[6] 中心市街地活性化の基本方針	63
2. 中心市街地の位置及び区域	66
[1] 位置	66
[2] 区域	67
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	68
3. 中心市街地の活性化の目標	71
[1] 中心市街地活性化の目標	71
[2] 計画期間の考え方	71
[3] 数値目標設定の考え方	71
[4] 具体的な目標数値の考え方	73
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する 施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	97
[1] 市街地の整備改善の必要性	97
[2] 具体的事業の内容	97
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
[1] 都市福利施設の整備の必要性	104
[2] 具体的事業の内容	104
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給の ための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する 事項	108
[1] 街なか居住の推進の必要性	108
[2] 具体的事業の内容	108
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のため の事業及び措置に関する事項	111
[1] 商業の活性化の必要性	111

[2] 具体的事業等の内容	-----	111
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	-----	114
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	-----	114
[2] 具体的事業の内容	-----	114
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	-----	120
[1] 市町村の推進体制の整備等	-----	120
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	-----	122
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	-----	124
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	-----	125
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	-----	125
[2] 都市計画手法の活用	-----	125
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	-----	125
[4] 都市機能の集積のための事業等	-----	128
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	-----	129
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	-----	129
[2] 都市計画との調和等	-----	130
[3] その他の事項	-----	130
12. 認定基準に適合していることの説明	-----	131

様式第4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称：高山市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：岐阜県高山市
- 計画期間：平成22年4月から平成27年3月（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 高山市の概要

【位置】

当市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県、石川県に囲まれている。

本庁所在地は、東経 137 度 16 分、北緯 36 度 09 分、海拔 573mに位置している。

【地理・地形】

当市は、東西に約 81km、南北に約 55km あり、面積は 2,177.67k m²の日本一広い市である。面積の約 92%は森林で占められ、山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差も 2,000mを超えるなど、地形的に大きな変化に富んでいる。

北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、中央部には宮川が南から北へ流れ、南部には飛騨川が北から南へ流れ、南西部には庄川が南から北へ流れている。

標高の最高は奥穂高岳の 3,190m、最低は上宝町吉野の 436mである。

【気候】

当市の気候は、海拔高度の高い所が多いため、東北地方北部や北海道南部と似て夏は涼しく、冬は雪が多く寒さが厳しい。全体的には内陸気候であり、特に高山地域は盆地のため内陸性が顕著にあらわれる。飛騨山脈をはじめ標高の高い山岳地域の気候は、山岳気候となる。

気温は年平均で 10.6℃、8月の最高気温平均は 30.1℃、2月の最低気温平均は-5.7℃である。過去の最高気温の極値は平成6年8月8日の 37.3℃、同じく最低気温の極値は昭和14年2月11日の-25.5℃となっている。平年の観測日数は、最高気温 25℃以上の夏日は 97.9日、最低気温 0℃未満の冬日は 123.7日、最高気温 0℃未満の真冬日は 12.2日に及ぶ。なお、最低気温 25℃以上の熱帯夜は 0日である。

風速は年平均 1.4m/s で、一年を通じて風の弱い地域である。

降水量は年 1,733.5mm と、飛騨地方の中では比較的少ないところとなっている。

積雪の最深は 128cm（昭和56年1月8日）である。



初霜は10月27日、終霜は5月7日、初雪は11月14日、終雪は4月11日（それぞれ平年値）で、暖房を必要とする期間はかなり長く、飛騨山脈以西に位置する都市では有数の寒冷地といえる。
※上記の観測地は、高山市桐生町（高山特別地域気象観測所）による。

【沿革】

当市には、市内を流れる宮川や川上川などによって形成された沖積世の平地や、河岸段丘に面した山麓の緩斜面、扇状地などに、縄文・弥生・古墳の各時代の遺跡が多数存在する。それは古くから人々がこの地に住みつき、豊かな自然の恵みを受けつつ暮らしてきたあかしである。

飛騨地方が大和朝廷へ服属したのは諸説様々であるが、5世紀以降のことと思われる。奈良時代の国府は高山盆地にあったといわれ、国分寺（総和町）と国分尼寺（岡本町）が建てられた。天平勝宝元年（749）大野郡大領正七位下飛騨国造高市麻呂（ひだのこくぞうたけちまろ）が国分寺へ知識物を献じて外従五位下を賜ったとあり（続日本紀）、国分寺と大野郡の名が初見される。養老賦役令に「凡ソ斐陀国ハ調庸俱二免ゼヨ。里ゴトニ匠丁（木工）十人ヲ点ゼヨ。・・・」とあり、飛騨国は、匠丁を出すことによって庸調が免ぜられていた。それは「今昔物語集」での飛騨匠と絵師百濟川成との腕比べの話や、「万葉集」に詠まれた「かにかくに物は思はじ飛騨人の打つ墨縄のただ一道に」のように、黙々と働く「ひだびと」の姿を通して今に伝えられている。

「高山」の地名は、永正年間（1504～21）に守護代多賀氏の一族高山外記が、現在の城山に城砦を築いた頃にさかのぼる。城内に近江の多賀天神を祀り、天神山・多賀山と称したことに由来するともいわれている。

後に京極氏の被官で、守護代多賀氏を祖とするとも伝える三木氏が益田郡に勢力を伸ばし、大永の頃（1521～28）大野郡にも進出し、多賀氏をしのいで実権を握った。三木自綱は斎藤道三の娘を迎え、信長美濃入国後は信長に近づき、天正7年（1579）松倉城を築城して本拠とし、天正10年（1582）江馬輝盛を破り、白川郷を除く飛騨を平定した。

自綱は、秀吉に対抗した佐々成政と結んだが、天正13年（1585）秀吉の飛騨平定の命を受けた金森長近が越前大野城から兵を進め、自綱を滅ぼした。翌天正14年、飛騨に封ぜられた金森長近は鍋山城に入り、天正16年天神山に築城を開始、松倉・鍋山城下の商人を移し、白川郷の照蓮寺と和親の誓約を結び、城下に寺地を設け、城下町の形成に着手した。

城下町は武家地、町人地、寺院群に区分され、武家地は城下江名子川左岸、南は大隆寺下まで、城下西麓から中橋までの宮川右岸、北麓空町一帯、江名子川北岸に及ぶあたりに配置されていた。三代重頼の弟重勝が分家して江名子川北岸に左京屋敷を建て、重頼は娘のために宮川左岸に向屋敷（今の高山陣屋）を建てると、そのあたりまで町家が広がった。

町人地は、一番町・二番町・三番町が宮川右岸に南北に、それを東西に横切る形で安川横町・肴横町がそれぞれつくられ、南北方向に通りを発展させた町並であった。城下町によくみられる見通しがきかない道筋は、町の南部と北部に設けられた。

城の北方向には白川郷から照蓮寺13代明了を迎えて、照蓮寺を建てた。その周囲に寺内町が発達して照蓮寺がこれを管轄した。東山一帯には寺院が集められ、大雄寺・素玄寺・天照寺・宗猷寺といった金森氏にゆかりのある寺が建てられた。金森氏が出羽上ノ山に移封されるまでの金森6代107年間には、京文化および江戸文化を受け入れて、今日の高山の基盤が形成された。

幕府は元禄5年に飛騨を収公したあと、金森氏の向屋敷に代官所を設立し、関東郡代伊奈半十郎忠篤を初代の代官として兼任させ、徳川幕府直轄の天領として高山陣屋において代官・郡代が25

代 177 年間にわたり治めた。高山城は、加賀藩主前田綱紀の家臣永井織部に守らせていたが、元禄 8 年幕命により取り壊された。「飛騨の高山御城の御番 つとめかねたよ加賀の衆が」といまでも高山盆踊りの歌詞に残されている。

高山陣屋に代官が常時在勤するようになったのは、享保 13 年（1728）長谷川忠崇からのことである。この時代には江戸文化の影響を強く受けるとともに、その名を広く知られる高山祭が盛んとなり、屋台が造られ、市が行われるなど、社会的、文化的な基盤が確立された。

人口は元禄 8 年（1695）1,259 軒 3,757 人、延享元年（1744）1,513 軒 7,212 人、天保 13 年（1842）1,671 軒 9,237 人で、これは当時の岐阜町より人口が多く、有数の都市であった。

明治維新により東山道鎮撫使竹澤寛三郎が入国し、高山陣屋に天朝御用所の高札を建てた。慶応 4 年 5 月に飛騨県がおかれ、同年 6 月高山県となり、明治 4 年筑摩県に移管されるまでの 3 年 6 か月間、梅村速水、宮原積の二人の知事により治められた。

明治 8 年に高山一之町村・二之町村・三之町村が合併して高山町となり、また、大野郡片野村ほか 22 か村が合併して大名田町となった。翌明治 9 年に高山町は岐阜県の管下となり、明治 22 年に 15,385 人で新しい町村制を実施し、大正 9 年の第 1 回国勢調査の人口は 16,344 人であった。その後大正 15 年に灘村を合併、昭和 9 年にはその後の高山および飛騨の発展に大きく寄与した高山本線が開通、昭和 11 年 11 月 1 日に大名田町を合併して市制を施行、「高山市」として発足した。昭和 18 年上枝村、昭和 30 年大八賀村を合併した。

平成 17 年 2 月 1 日には、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村と合併し、2,177.67k m²の面積を有する新しい高山市が誕生した。

「住みよいまちは行きよいまち」を基本理念に、安全・安心・快適なバリアフリーのまちづくりを推進しながら、高山市第 7 次総合計画に基づき「やさしさと活力にあふれるまち飛騨高山」の実現をめざしている。

[2] 中心市街地の現状分析

(1) 中心市街地の成り立ちと変遷

①金森氏の入国

越前大野（福井県大野市）城主であった金森長近は、天正 13 年（1585）秀吉の命を受けて飛騨の三木氏を攻略し、飛騨を平定した。翌年 8 月 7 日、長近は飛騨国 3 万 8 千石の国主として入府している。

飛騨へ入国した長近は、当初、高山盆地東南方向の郊外にある漆垣内町鍋山城に城下を構えたが、土地条件が整わず「天神山古城」に高山城を築くことにした。

②城下町の形成

高山城の建築は天正 16 年（1588）から始め、慶長 5 年（1600）までの 13 年間で本丸、二之丸を完成させ、以後 3 年かけて三之丸が築かれている。

また、城と同時に城下町の工事も行なった。高山の町は、金森氏により商業経済を重視した城下町として形成されたところに特徴がある。城を取り囲んで高台を武家屋敷、一段低いところを町人の町とし、この町人町の一部が現在の重要伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区という。）である。伝建地区は「高山市三町」「高山市下二之町大新町」の 2 地区 11ha が選定されている。

城下町は、武家地、町人地、寺院群に区分される。武家地は城郭下方の江名子川左岸に広がる空町と呼ばれる高台一帯、江名子川北岸に及ぶあたりまで、東西約 500m、南北約 600m の範囲に

配した。

町人地はその高台の下に配置され、城に近い方から一番町、二番町、三番町が宮川右岸に南北方向に長くつくられた。それを東西に横切る安川横丁、肴横丁がつくられ、梯子状の条筋で区画された町並みであった。城下町によく見られる、見通すことが出来ない道筋は、町の南部と北部に設けられている。

城と相向かう東北の地には浄土真宗の寺院「照蓮寺」を建立し、その付近には寺内町が発達した。また、東山一带には寺院が集められ禅宗を中心とした寺院群が形成された。

町人地は武家地の1.2倍と広く、全国の城下町の平均が武家地7割、町人地3割であることから考えても町人地の広さに特色がある。商人の経済力を重視した金森長近の姿勢が現れている。城下町の中へは東西南北の街道が引き込まれ、飛騨における政治、経済の中心としての機能を持たせていた。金森氏が出羽上ノ山（山形県上市市）に移封されるまでの6代107年間は、上方文化、後には江戸文化との交流が図られ、今日の高山の文化の基礎がつくられたのである。

③幕府直轄地時代

金森氏が出羽国に転封された元禄5年（1692）以降、飛騨は幕府直轄地となり、武家屋敷と城郭は石垣に至るまで破却されたが、東山寺院群、商人町、街道は温存された。

高山の町は旦那衆と呼ばれる魚卸や木材商人を中心に発展し、町域も人口の増加を背景に拡大した。

代官所は金森氏の向屋敷に設置し、徳川幕府直轄の御領として高山陣屋において代官郡代 25代 177年にわたり幕政が行われた。この時代から宮川以東の旧城下町全域が町人町となり、江戸文化の影響を強く受け社会的、文化的基盤が確立し、飛騨経済の中心地として発達してきた。

④明治以降

明治初期の高山は、豪商を中心に栄え、人口1万4千人、岐阜県下一番の都市であった。しかし、近代化は他の地域より大幅に遅れ、昭和9年の高山線開通を機にようやく高山の近代化が始まったのである。

そのため、城下町の道路は一部を除いて温存され、伝統的様式の町家や祭礼行事は残り続けて来た。



高山市街地（大正時代）

(2) 中心市街地に蓄積される既存ストックの状況

①歴史的・文化的、景観資源

a) 歴史的

「高山陣屋」

元は高山城主金森氏の下屋敷の一つであったが、飛騨が徳川幕府の直轄地となってからは、江戸から来た代官や郡代が、ここで飛騨の政治をとった。この役所を「高山陣屋」とよび、郡代役所が残っているのは全国でもここ高山だけである。



「吉島家住宅」

大黒柱を中心に、梁と束によって構成される吹き抜けは、高窓からの光線をたくみに室内に取り入れ、柱や鏡戸の木目を美しく見せている。日下部家が男性的な建物に対し、この吉島家は繊細さと女性的な美しさのある建物といわれている。



「日下部民藝館」

どっしりとした構えの中に美しい出格子、隣り合う吉島家とともに町家建築としては、初めて重文に指定された。豪快に組み上げられた梁組みと広い土間が表す空間美は、民家建築の集大成ともいえる建築物である。



「松本家住宅」

明治8年、二之町で出火した火災により、寺院、町家など1,032戸が焼失したが、町はずれにあった松本家住宅は火災をまぬがれた。高山を代表する一般的な商家であり、最も古く重要な建物である。



b) 文化的

「春の高山祭（山王祭）」

春の山王祭は、旧高山城下町の南半分の氏神様として崇められる日枝神社（山王様）の例祭で、毎年4月14・15日、うららかな春の訪れとともに安川通りの南側・上町を舞台に繰り上げられる。祭の華は、やはり絢爛豪華な屋台。山王祭の屋台組が誇る12台の屋台が曳き揃えられ、「動く陽明門」とも言われる見事な姿を披露する。また、3台の屋台で行われるからくり奉納、伝統衣装をまとうて古い町並を歩く御巡幸、提灯を灯した屋台が、屋台囃子を奏でながら町を一巡する夜祭など、はらかな歴史を感じさせる祭絵巻が人々の心を魅了する。



「秋の高山祭（八幡祭）」

秋の八幡祭は、旧高山城下町の北半分の氏神様として崇められる桜山八幡宮（八幡様）の例祭で、毎年10月9・10日、安川通りの北側・下町を舞台に繰り上げられる。人々のお目当ては、飛騨の匠の技を伝える八幡祭の11台の屋台。その威風堂々たる曳き廻し・曳き揃えの様子は、まるで江戸時代の高山へ舞い込んだような華やかさである。古式ゆかしい御神幸、からくり奉納、幻想的な宵祭などの伝統行事も披露され、時を忘れる感動につつまれる。



「飛騨牛」

飛騨の自然の中で丹精こめて育てられた飛騨牛は、肉質、味ともに絶品。和食・洋食を問わずお楽しみいただける。飛騨牛は、平成19年10月に鳥取県で開催された「第9回 全国和牛能力共進会」において、前回大会に引き続き肉質日本一の栄冠に輝いた。



「朴葉みそ」

朴葉の上に味噌、ねぎ、しいたけなどをのせ、焼きながら食べる朴葉みそは、ご飯にもよく合うほか、酒の肴としても最高の一品である。平成19年12月には、農林水産省の「農山漁村の郷土料理百選」に選ばれた。



「飛騨中華」

しょう油味のスープに細かく縮れた麺というシンプルな組み合わせが特徴の飛騨中華。全国に多くのファンを持つ、まさに高山の味である。



「飛騨春慶」

約 400 年前、金森可重が城下に神社仏閣を造営中、工事に従事していた大工の棟梁高橋喜左衛門が、たまたま打ち割った批目の美しさに心を打たれ、これを風雅な盆に仕上げた。この盆を成田三右エ門が木地を生かし、淡黄に黄金色を放つ透漆にて塗り上げたのが始まりと伝えられている。



「一位一刀彫」

江戸時代末期、松田亮長が飛騨の象徴である一位材を用いて木目の美しさを生かし、彩色をほどこさない独特の根付彫刻を作り上げた。これが一位一刀彫の始まりとされている。



「洪草焼」

1841 年（天保 12 年）、郡代、豊田藤之進によって企画され、尾張から戸田柳造を招いて始め、苦心の末、磁器をつくることに成功。数年後には九谷から画工を招き赤絵を付けた。当時の製品は飛騨赤絵、飛騨九谷と呼ばれる程美しい赤絵を付けたが、その後衰退し、明治初期、再興した。尾張と有田と九谷の長所を採り、ミックスして作り上げたのが、今日の洪草調といえる焼き物である。磁器（芳国舎）と陶磁器（柳造窯）の 2 つの窯元がある。



「小糸焼」

高級な茶器や花器、割烹用品として使われている陶器であるが、その渋い形体と茶の彩色に人気がある。京都の陶工が高山を訪れ、小糸坂に窯をつくって風雅な茶器などを焼いたのがはじめと言われている。



「山田焼」

農民や町民の生活に密着した陶器を焼いてきたのが山田焼である。市内西方にある山田町に窯があり、雑器を焼く窯として愛されている。



c) 景観資源（古い町並）

「古い町並」

【下二之町大新町伝統的建造物群保存地区】

江戸時代以来の城下町地域と越中街道筋に残る町並みである。近代までに成熟した木工技術で建てられた質の高い町家が、明治から昭和にかけての時代差を反映しながら、通りに面して建ち並ぶ。



【三町伝統的建造物群保存地区】

狭い通りを挟んで、板葺の軒の低い洗練された意匠の町家が連なる。胡粉塗の腕木や通り土間上部の生漆塗の梁組は見応えがある。平成9年に保存地区の範囲が拡大され、敷地奥の土蔵の保存も進められている。



「中橋」

古い町並と高山陣屋を結ぶ「赤い中橋」。桜や雪とのコントラストは絶妙である。また、春、夏、秋、冬の年4回ライトアップが行われる。



②社会資本・産業資源

当市の中心市街地は、高山本線の停車駅であるJR高山駅を中心に、鉄道や福祉バス“のらマイカー”、及び高速バスの路線が集結する交通の結節点であり、合併により広域化した市域にあって、誰もが訪れやすいという利点を有している。その他、市役所本庁舎、警察署、岐阜地検（高山支部）、岐阜地裁、高山税務署、NHK高山放送会館、市民文化会館、市図書館「煥章館」、総合福祉センターなどの多様な都市機能が集積している。

また、宮川朝市は、日本三大朝市（石川県輪島朝市、千葉県勝浦朝市）のひとつとも言われ、宮川沿いの路上にて、毎朝行われる朝市である。ここでは、高山の名産品に限らず、新鮮な野菜・果物、手作り雑貨も販売され、地元利用者のみならず、多くの観光客で賑わっている。

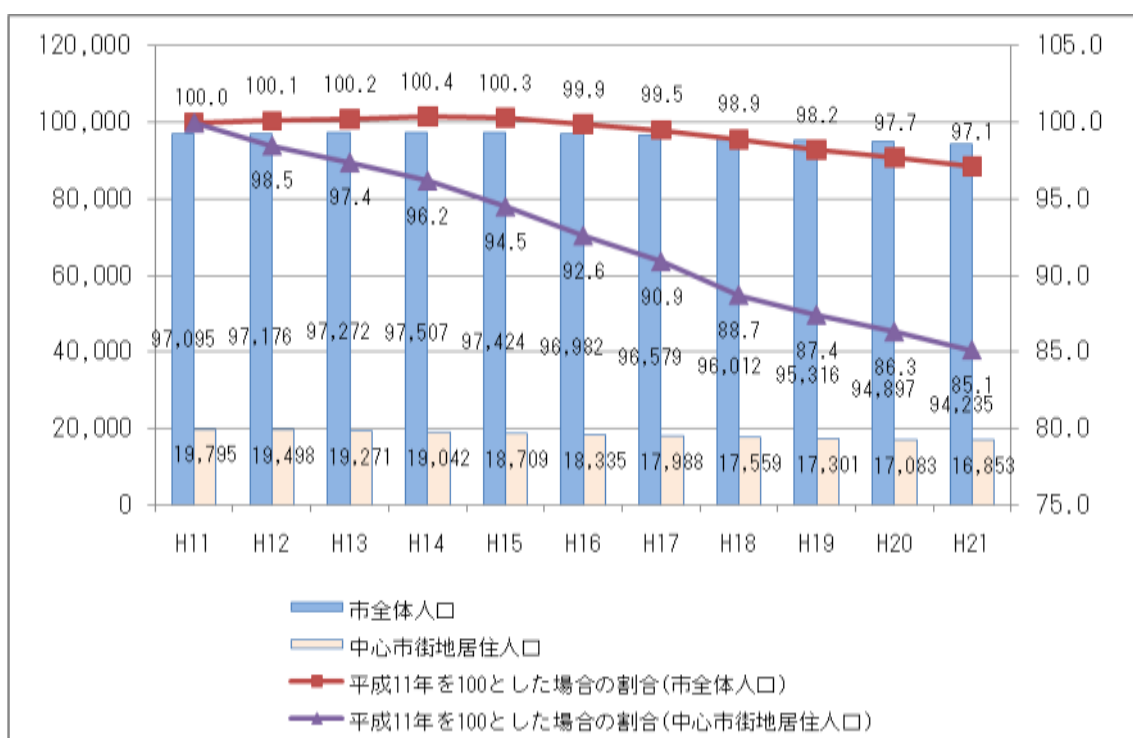


(3) 人口・世帯数

①人口

中心市街地の人口は大きく減少しており、市全体と比較しても減少率が著しく大きい。また、市全体の人口が平成11年から平成21年の間に2,860人減少しているのに対し、中心市街地の人口は2,942人減少していることから、中心市街地の人口の減少に対し、郊外の人口が増加しスプロール化が進行していることがわかる。これは近年の少子高齢化に加え、モータリゼーションの進展や核家族化など住民の生活様式の多様化に伴い、郊外へと転出が進んだことが主な原因であると考えられる。

	市全体人口	平成11年を100とした場合の割合 (市全体人口)	中心市街地 居住人口	平成11年を100とした場合の割合 (中心市街地居住人口)
平成11年	97,095	100.0	19,795	100.0
平成12年	97,176	100.1	19,498	98.5
平成13年	97,272	100.2	19,271	97.4
平成14年	97,507	100.4	19,042	96.2
平成15年	97,424	100.3	18,709	94.5
平成16年	96,982	99.9	18,335	92.6
平成17年	96,579	99.5	17,988	90.9
平成18年	96,012	98.9	17,559	88.7
平成19年	95,316	98.2	17,301	87.4
平成20年	94,897	97.7	17,083	86.3
平成21年	94,235	97.1	16,853	85.1

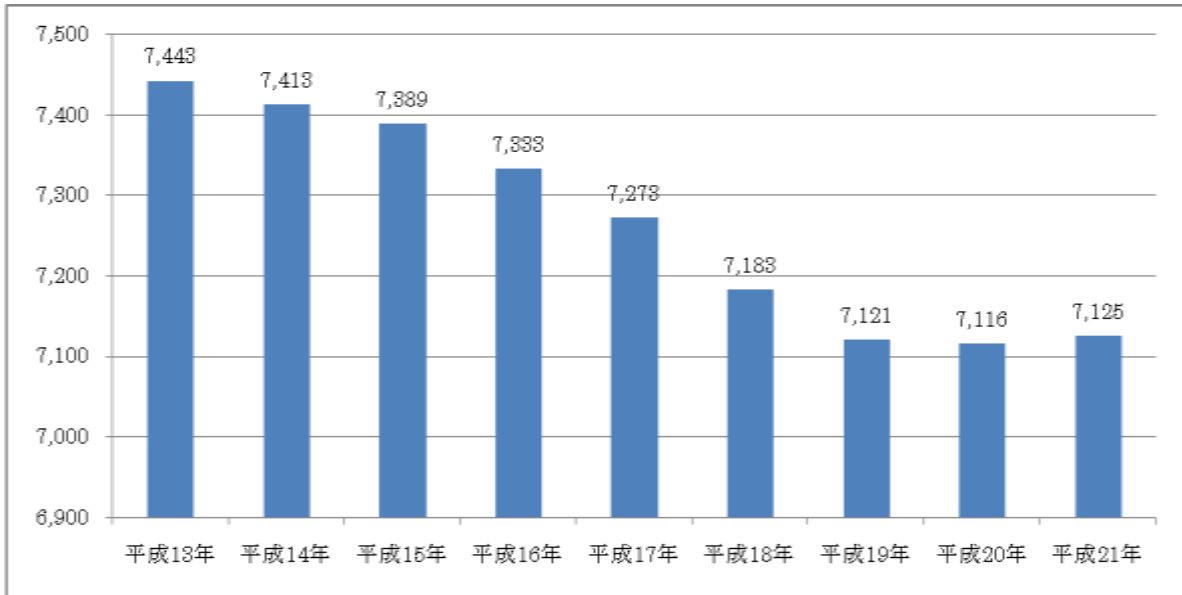


出典：住民基本台帳

②世帯数

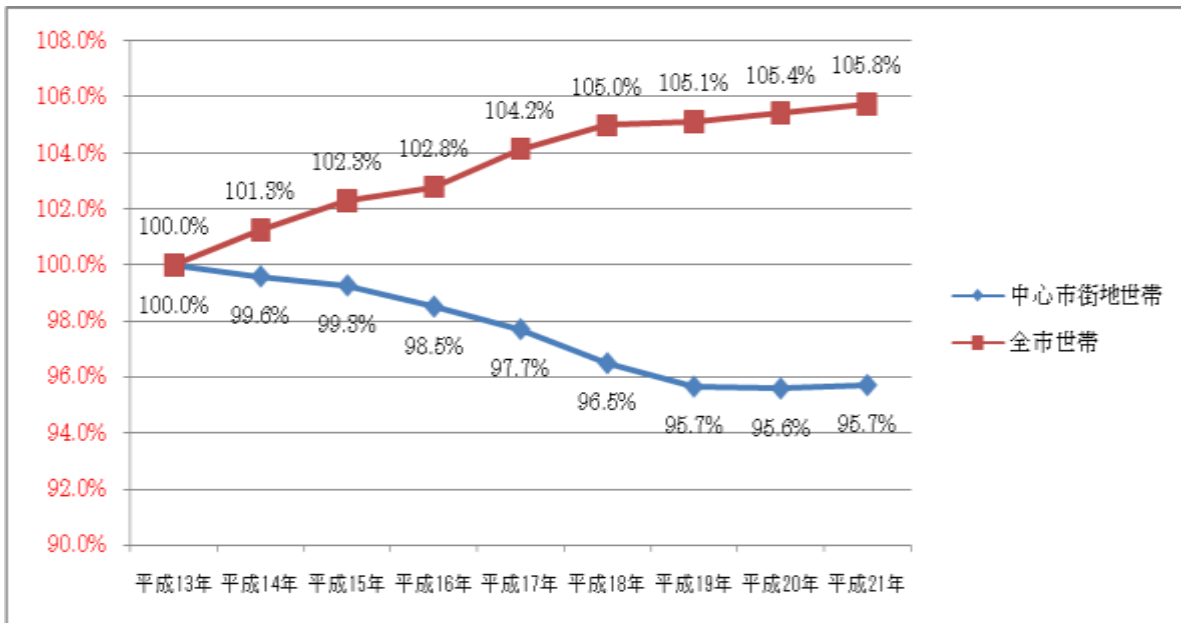
a) 中心市街地の世帯

市全体では、世帯数は増加しているが、中心市街地の世帯数は平成13年以降、人口同様に減少傾向にある。中心市街地では、平成13年から平成21年までに、世帯数が4.3%減少（7,443世帯→7,125世帯）したのに対して、人口は、12.5%減少（19,271人→16,853人）している。つまり、中心市街地内においては、世帯構成員数の減少（2.59人→2.37人）も同時に進んでいるといえる。



中心市街地の世帯数推移

出典：住民基本台帳



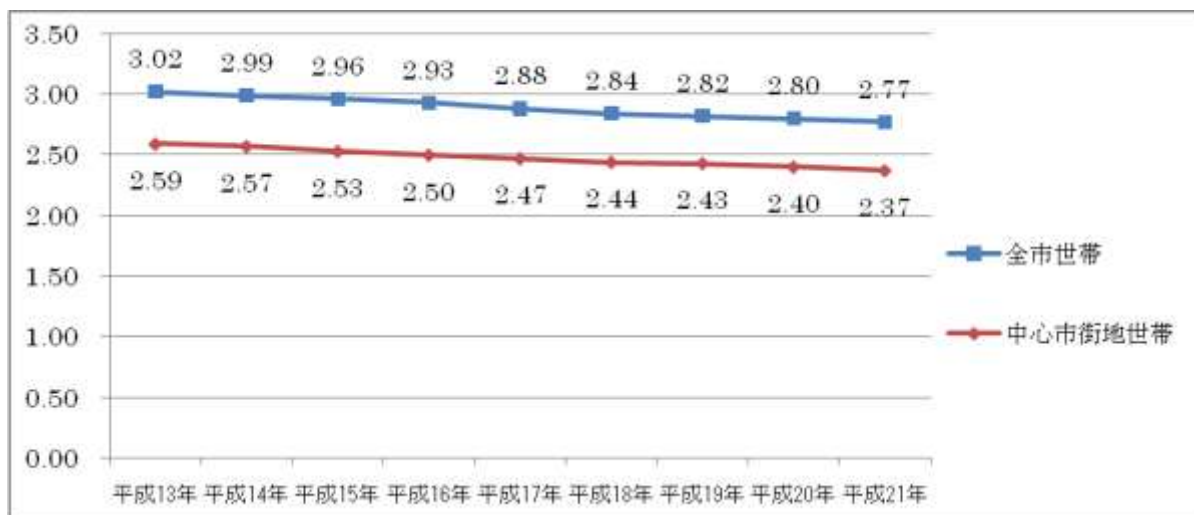
全市と中心市街地の世帯数増減率

出典：住民基本台帳

b) 中心市街地と市全体の世帯構成員数

世帯構成員数は、市全体、中心市街地ともに減少傾向にある。ただし、市全体よりも中心市街地のほうが世帯構成員数は少なく、世帯が小型である。

中心市街地、市全体ともに、世帯構成員数減少の進行速度に差は認められない。(H13～H21間で、中心市街地では0.22人減少、全市では0.25人減少)



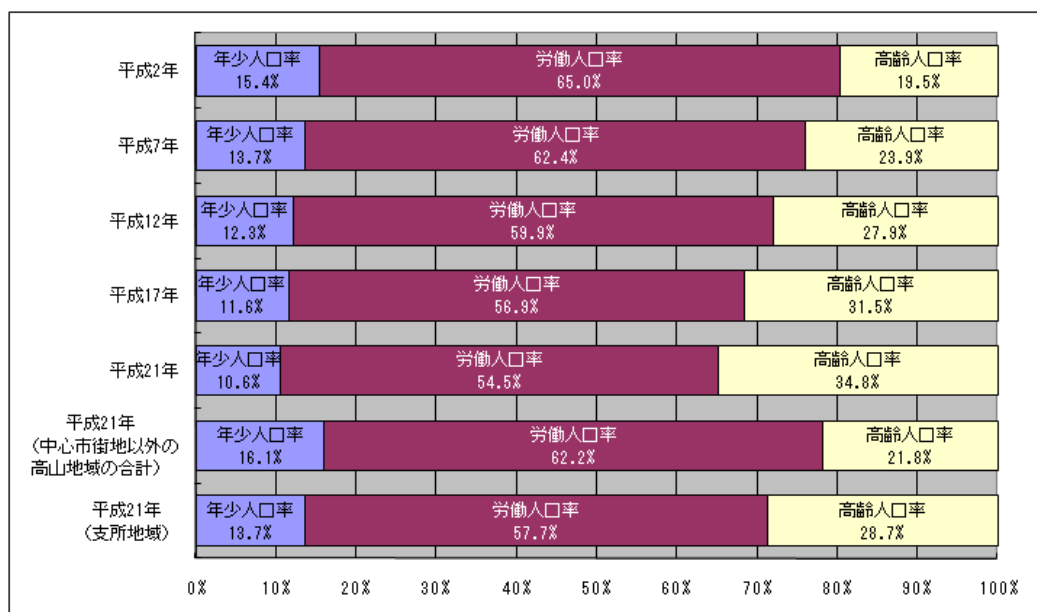
中心市街地と全市の世帯構成員数平均の推移

出典：住民基本台帳

③ 中心市街地の年齢構造と高齢化の状況

a) 人口の年齢構成

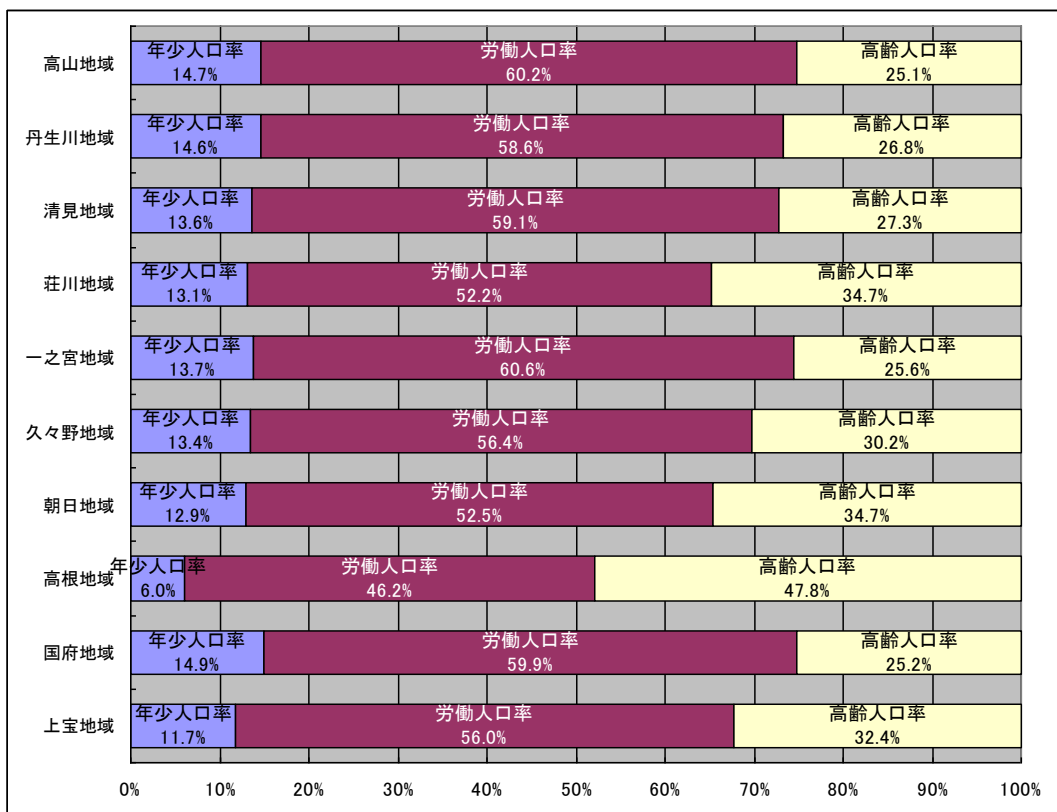
中心市街地では高齢人口比率が上昇し、年少人口労働人口比率が減少している。また、中心市街地以外の高山地域及び支所地域に比べて、高齢化人口比率が極めて高い。



中心市街地居住人口の年齢構成推移

出典：国勢調査 (H2～H17) 住民基本台帳 (H21)

b) 地域別年齢割合



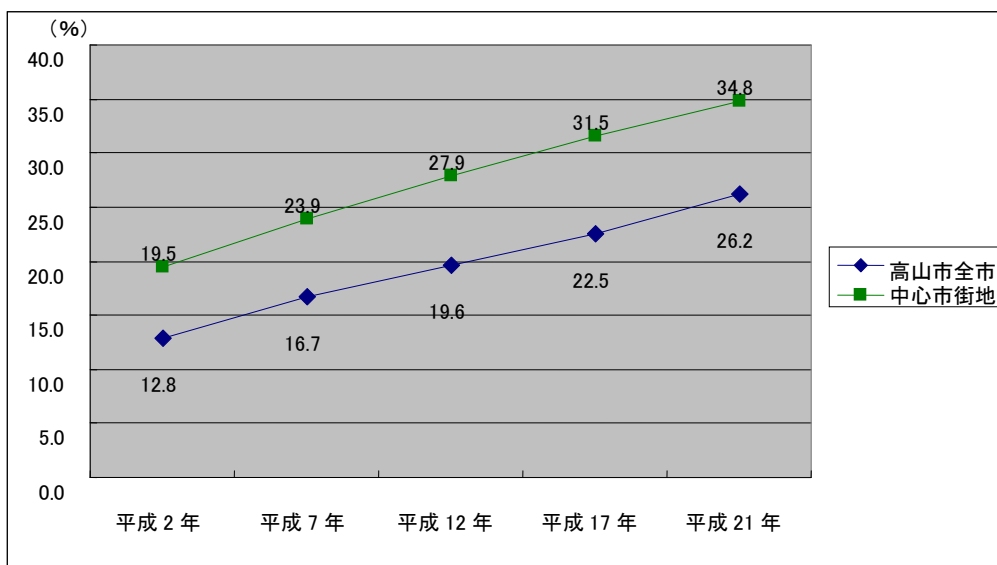
地域別年齢割合の年齢構成比

出典住民基本台帳 (H21)

c) 高齢化の進行

市全体、中心市街地いずれも高齢化率は年々増加しており、また中心市街地の高齢化率は常に市全体の高齢化率を上回っている。(平成 21 年：中心市街地 34.8%、市全域 26.2%)

※中心市街地においては、世帯構成員数が減少しつつ、少子高齢化が進行しており、高齢者世帯、単身高齢者世帯の増加が懸念される。この傾向は、人口の空洞化にもつながる要素であり、中心市街地における定住人口の維持が中心市街地の重要な課題であるといえる。

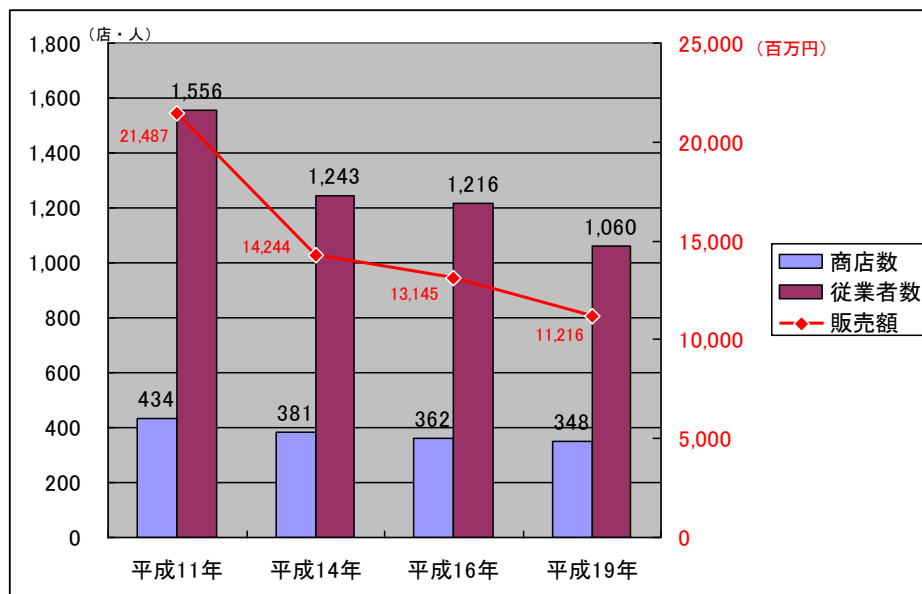


中心市街地と高山市全体の高齢化率推移

出典：国勢調査 (H2～H17) 住民基本台帳 (H21.10)

(4) 商業

中心市街地では、平成11年から平成19年までの期間で小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額のすべてが減少している。



中心市街地の商店数、従業者数、販売額推移

出典：商業統計

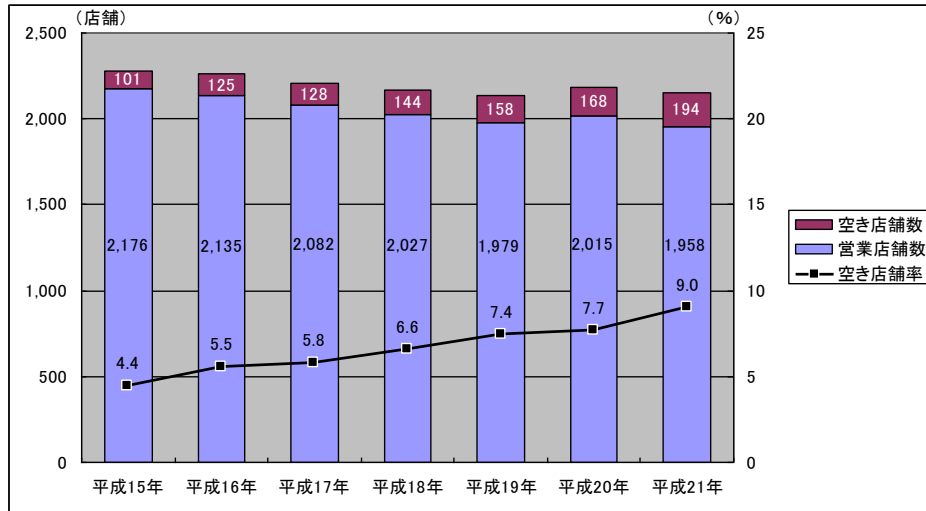
	商店数 (小売業)	平成11年を 100とした 場合の割合 (商店数)	従業員数	平成11年を 100とした 場合の割合 (従業員数)	販売額 (百万円)	平成11年を 100とした 場合の割合 (販売額)
平成11年	434	100.0%	1,556	100.0%	21,487	100.0%
平成14年	381	87.8%	1,243	79.9%	14,244	66.3%
平成16年	362	83.4%	1,216	78.1%	13,145	61.2%
平成19年	348	80.2%	1,060	68.1%	11,216	52.2%

出典：商業統計

※表内の商店数（小売業）は、商業統計調査で小売業に属する事業所の数

①空き店舗

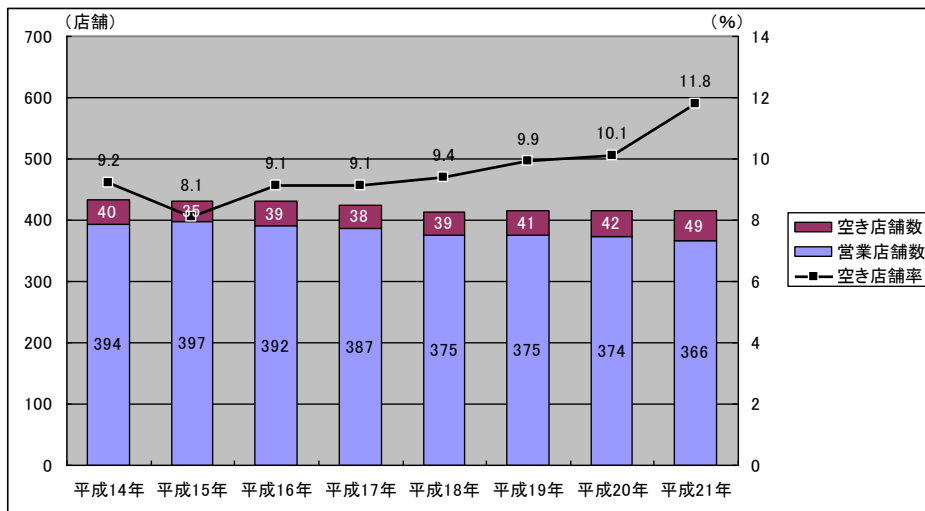
中心市街地における空き店舗数は平成 15 年より増加の傾向があるのに対し、営業店舗数は逆に減少の傾向となっている。営業店舗数は、平成 20 年に一時的に回復したものの再び減少になり現在に至っている。



中心市街地内の空き店舗

出典：高山市商工課

中心市街地における商店街形成区域の空き店舗数は、平成 15 年に一旦減少したが、その後はほぼ一貫して増加し続けている。営業店舗数は逆に平成 15 年に一旦わずかに増加して以降、減少傾向が続いている。

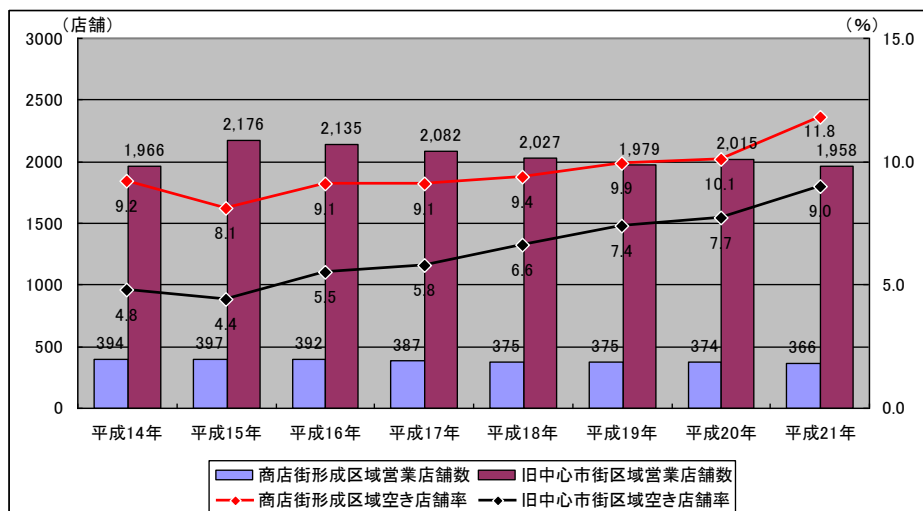


中心市街地内の商店街形成区域空き店舗

出典：高山市商工課

※営業店舗数は、小売業・飲食業・サービス業等の事業所の数

中心市街地全体の営業店舗数は、平成 15 年に増加したが、平成 19 年までに徐々に減少し、平成 20 年にやや持ち直したものの翌、平成 21 年に再び減少となった。空き店舗率は、平成 15 年に一時的に減少したが、それ以降は年々増加している。中心市街地内の商店街形成区域の空き店舗率も同様の傾向を示しているが、中心市街地全体の空き店舗率よりも商店街形成区域の空き店舗率の方が高くなっている。



中心市街地の区域別店舗数と空き店舗率

出典: 高山市商工課

* 上記に関する数値は、状況の推移をみるために、旧中心市街地活性化基本計画区域（約 2 1 3 h a）の状況を表記したものである。

なお本計画における中心市街地活性化区域（約 2 9 0 h a）における店舗の状況は次のとおりである。

平成 21 年（新）中心市街地活性化区域における店舗状況

総店舗数	営業店舗数	空き店舗数	空き店舗率
2,412	2,207	205	8.50%

出典: 高山市商工課

* 併せて、平成 21 年に実施した空き家調査結果は次のとおりである。

平成 21 年（新）中心市街地活性化区域における空き家状況

戸建空き家	集合住宅空き室
175 戸	452 室

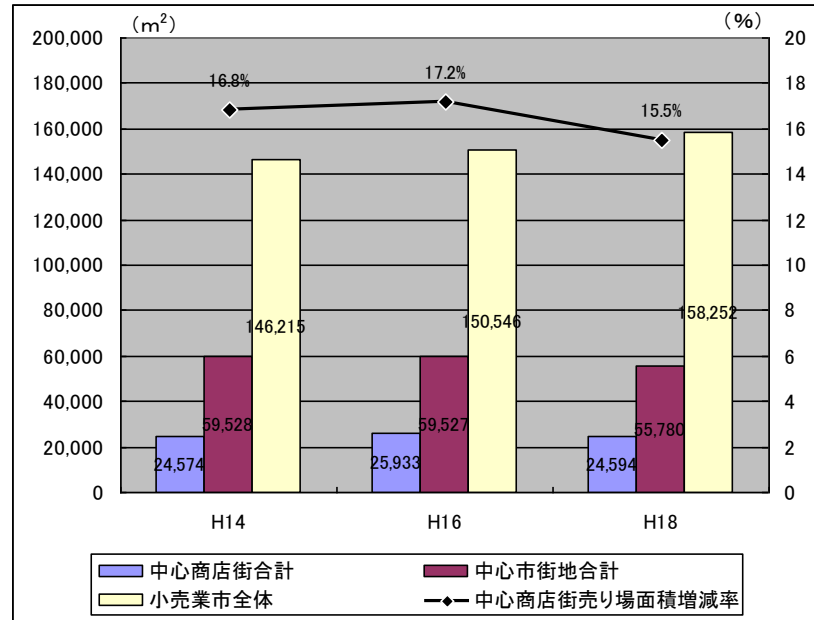
*概数を把握するために実施した外観のみの調査である。

出典: 高山市商工課・都市整備課

②売場面積

a) 中心市街地売場面積

市全体の小売業の売場面積は平成14年より増加の傾向があるのに対し、中心商店街の売場面積は、ほぼ横ばいとなっている。中心商店街売場面積の占める割合はやや減少している。

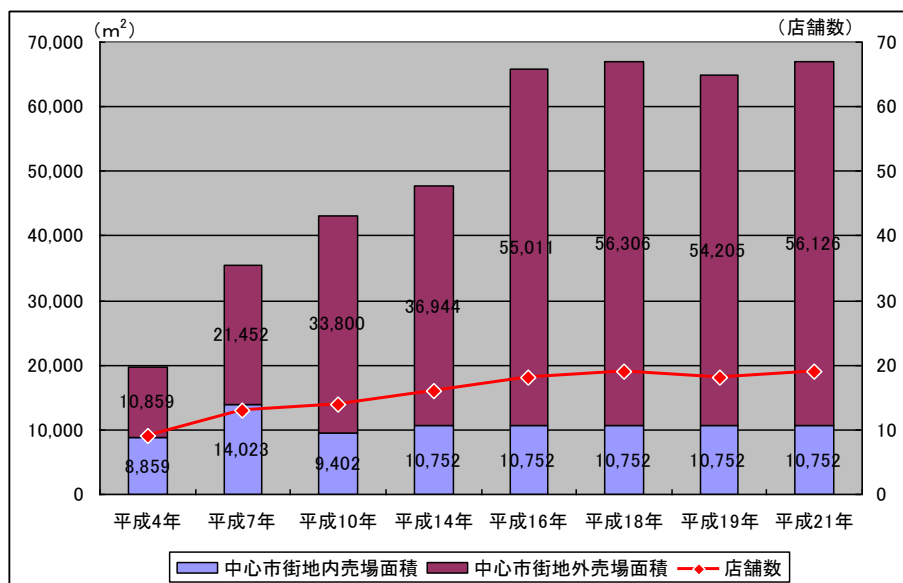


売り場面積

出典：商業統計

b) 大規模小売店舗の売場面積

平成19年時点での大規模小売店舗数は18店舗で、店舗数では市全体の小売業の総店舗数(1,454店)の1.2%を占めるのみであるのに対し、売場面積は64,957m²で当市の小売業の総売場面積(158,252m²)の41.0%を占めている。

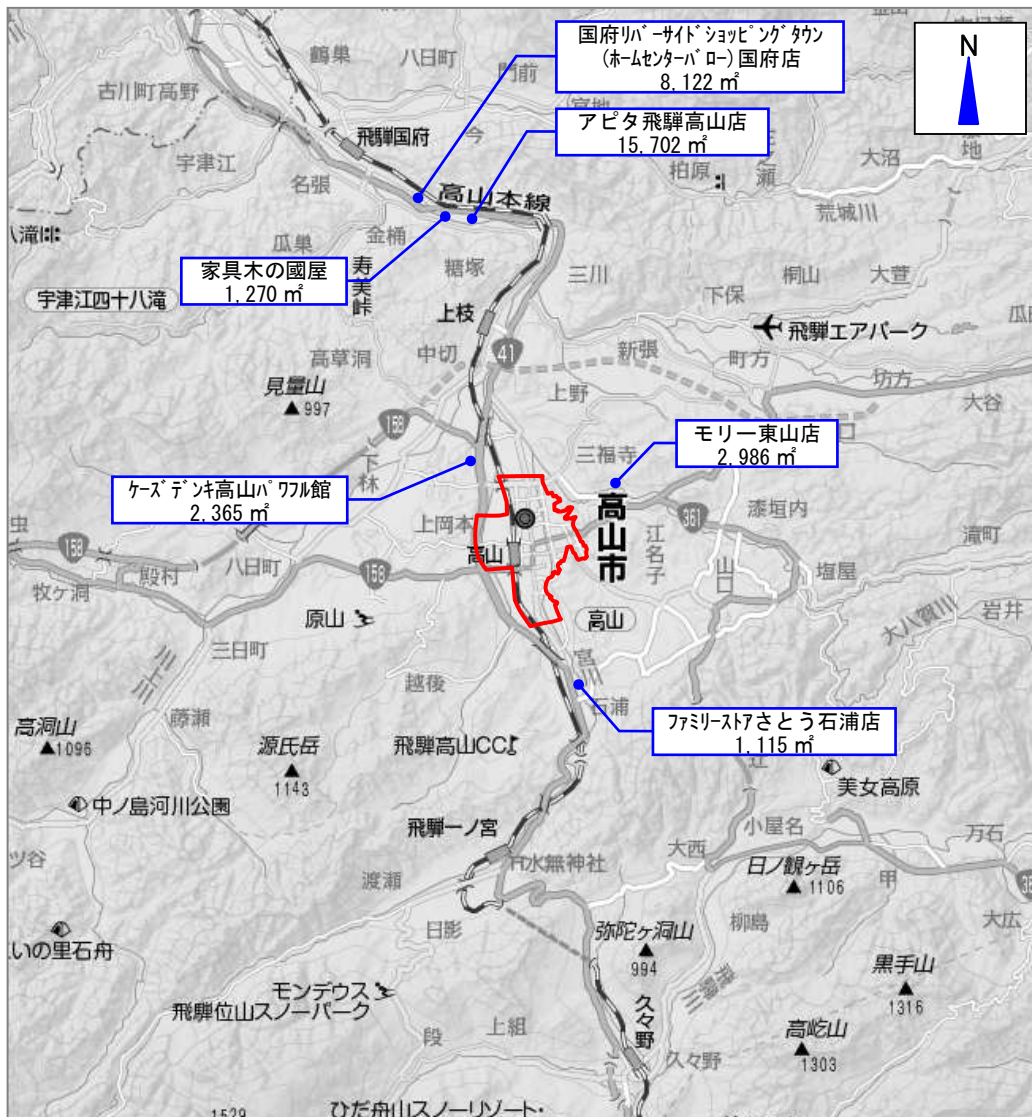


大規模小売店舗の出店状況

出典：商業統計

③大型店の状況

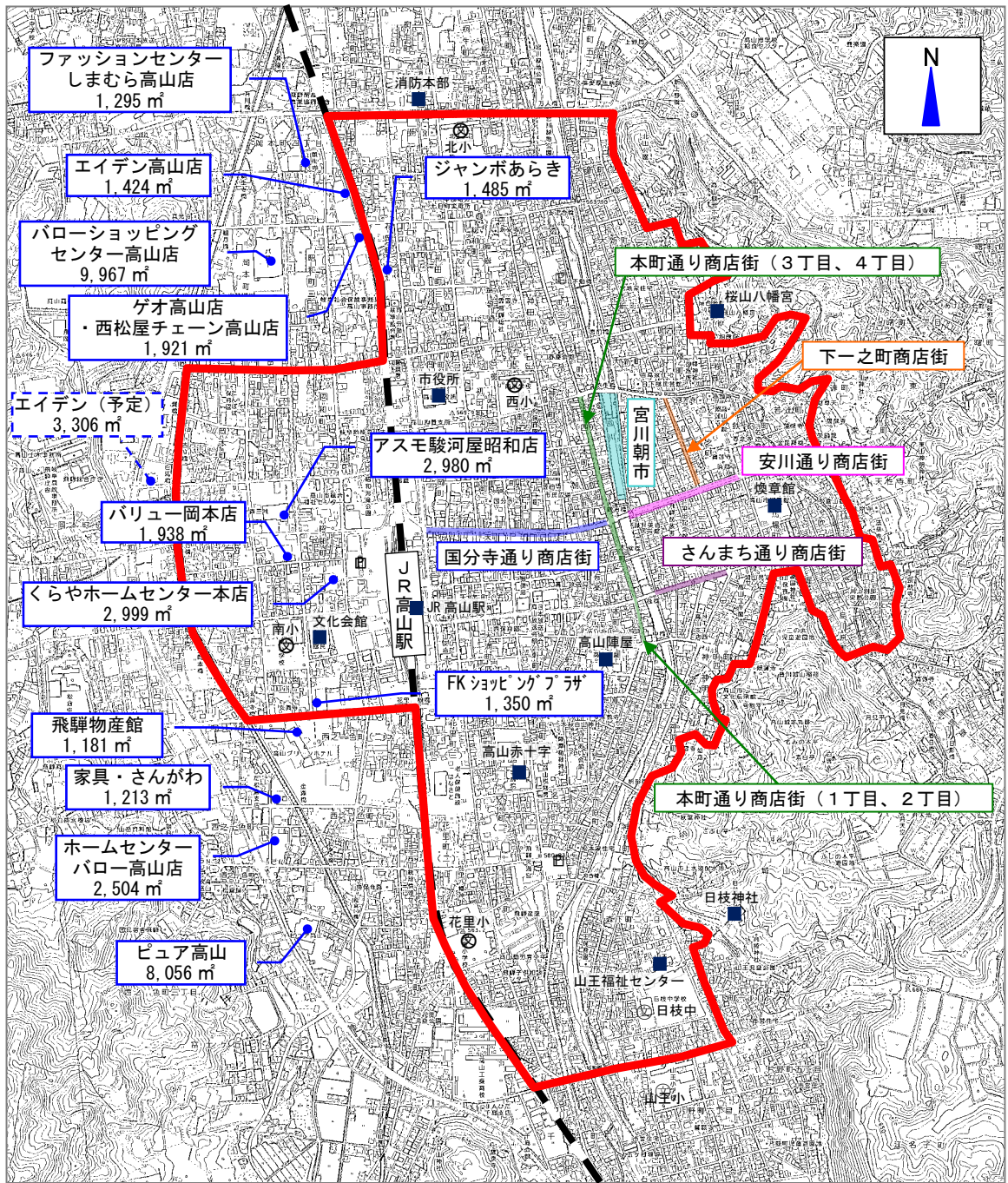
○市内郊外部の大規模小売店舗



市内郊外部の大規模小売店舗					
名称	店舗面積(㎡)	延床面積(㎡)	開設年月(年/月)	業態	住所
アピタ飛騨高山店	15,702	28,507	2004/11	スーパー	国府町金桶41
国府リバーサイドショッピングタウン(ホームセンターパロー)国府店	8,122	—	1995/3	寄合百貨店	国府町広瀬町1556-1
モリー東山店	2,986	3,292	1996/11	食品スーパー	松之木町283-1
ケーズデンキ高山パワフル館	2,365	—	2004/6	専門店	下岡本町3132-1
家具木の國屋	1,270	1,435	1993/3	専門店	国府町名張1165-3外
ファミリーアサヒ石浦店	1,115	1,499	1997/3	食品スーパー	石浦町2-354-1

出典：2010 全国大型小売店総覧

○中心市街地内及びその周辺の大規模小売店舗



名称	店舗面積(㎡)	延床面積(㎡)	開設年月(年/月)	業態	住所
パローストッピングセンター高山店	9,967	22,019	1997/11	スーパー	岡本町 3-18-2
ピュア高山店	8,056	12,471	1993/6	スーパー	西之一色町 3-1135
くらやホームセンター本店	2,999	3,098	1993/5	ホームセンター	昭和町 1-123-1
アスモ駿河屋昭和店	2,980	5,836	1995/9	食品スーパー	岡本町 2-45-1
ホームセンターパロー高山店	2,504	2,956	1977/7	ホームセンター	西之一色町 3-608
パリュウ岡本店	1,938	2,553	1995/4	食品スーパー	岡本町 1-101
ゲオ高山店・西松屋チェーン高山店	1,921	—	2007/12	専門店	昭和町 3-39-1
ジャンボあらし	1,485	1,924	1979/12	専門店	花岡町 3-146-1
エイデン高山店	1,424	1,772	1997/11	専門店	岡本町 4-139
ファッションセンターしまむら高山店	1,295	—	2005/10	専門店	岡本町 4-268
家具・さんがわ	1,213	1,390	1983/11	専門店	西之一色町 3-611
FKショッピングプラザ	1,350	—	2000/7	寄合百貨店	昭和町 1-167-6
飛騨物産館	1,181	18,837	1976/1	その他	西之一色町 2-180

出典:2010 全国大型小売店総覧

(5) 観光

平成 18 年の観光客数が大幅に伸びているのは、平成 16 年までは旧高山市域の数値であり、平成 18 年以降は周辺 9 町村と合併した合併後の高山市域の数値のためである。入込数の特徴としては安房トンネルや東海北陸自動車道の全線開通効果等がみられるとともに、外国人観光客数は大きな伸びを示している。

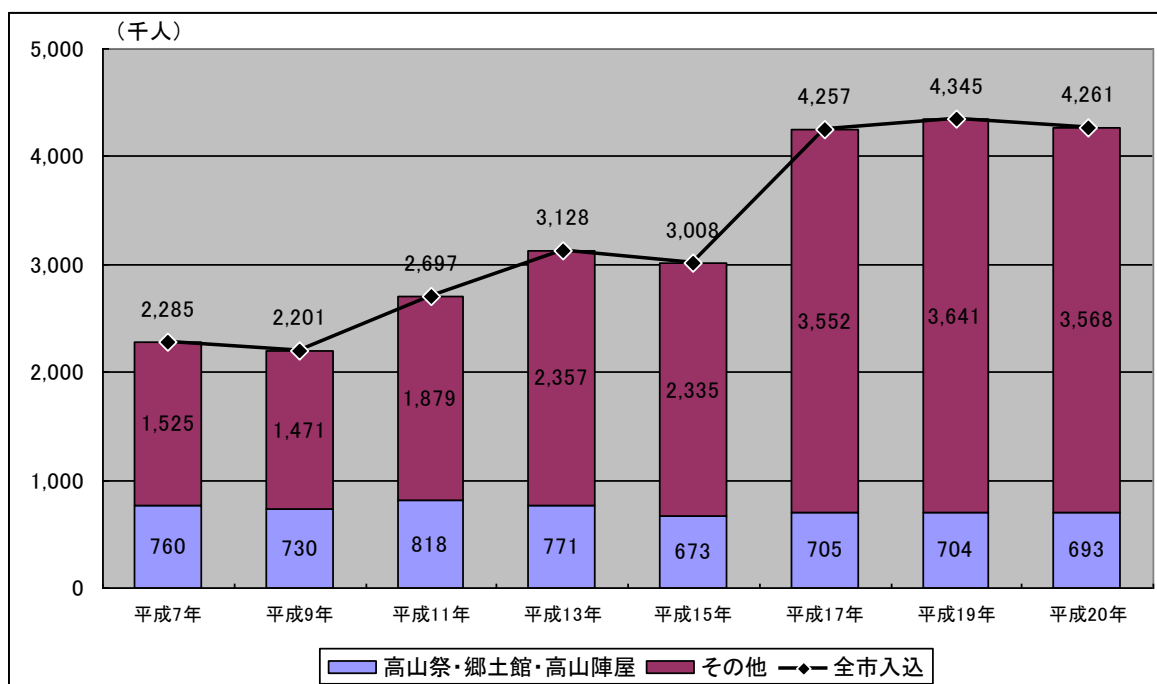
(人、%)

	観光客数	平成 11 年 を 100 とした 場合の割合	宿泊客数	平成 11 年 を 100 とした 場合の割合	外国人 観光客数	平成 11 年 を 100 とした 場合の割合
平成 11 年	2,697,000	100.0	1,277,000	100.0	40,280	100.0
平成 14 年	3,183,000	118.0	1,488,000	116.5	47,822	118.7
平成 16 年	2,817,000	104.4	1,279,000	100.2	60,909	151.2
平成 18 年	4,194,000	155.5	2,154,000	168.7	107,200	266.1
平成 19 年	4,345,000	161.1	2,190,000	171.5	132,300	328.5
平成 20 年	4,261,000	158.0	2,163,000	169.4	171,180	425.0

出典：高山市観光統計

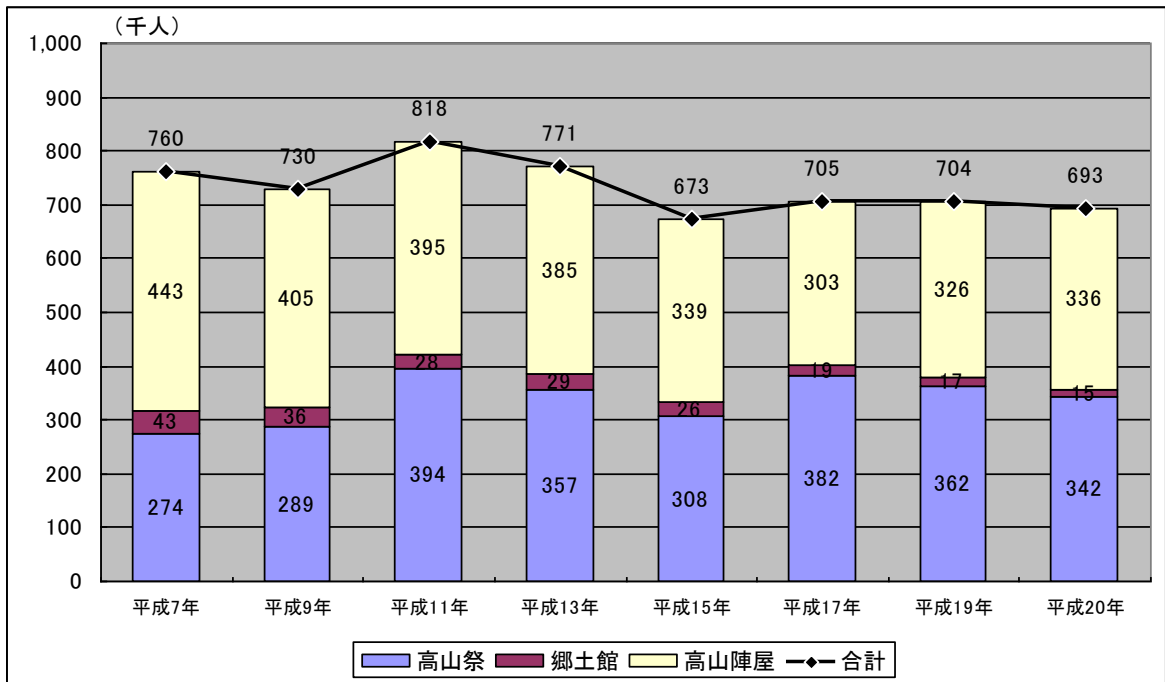
(平成 16 年以前は合併前旧高山市の数値)

中心市街地で開催される高山祭の入込数、中心市街地に所在する郷土館・高山陣屋の入場者数の合計は、平成 15 年までは減少傾向にあったものが、やや持ち直している。これは合併による注目度アップと広域的連携の強化、ビジットジャパンキャンペーン等の相乗効果と推測される。



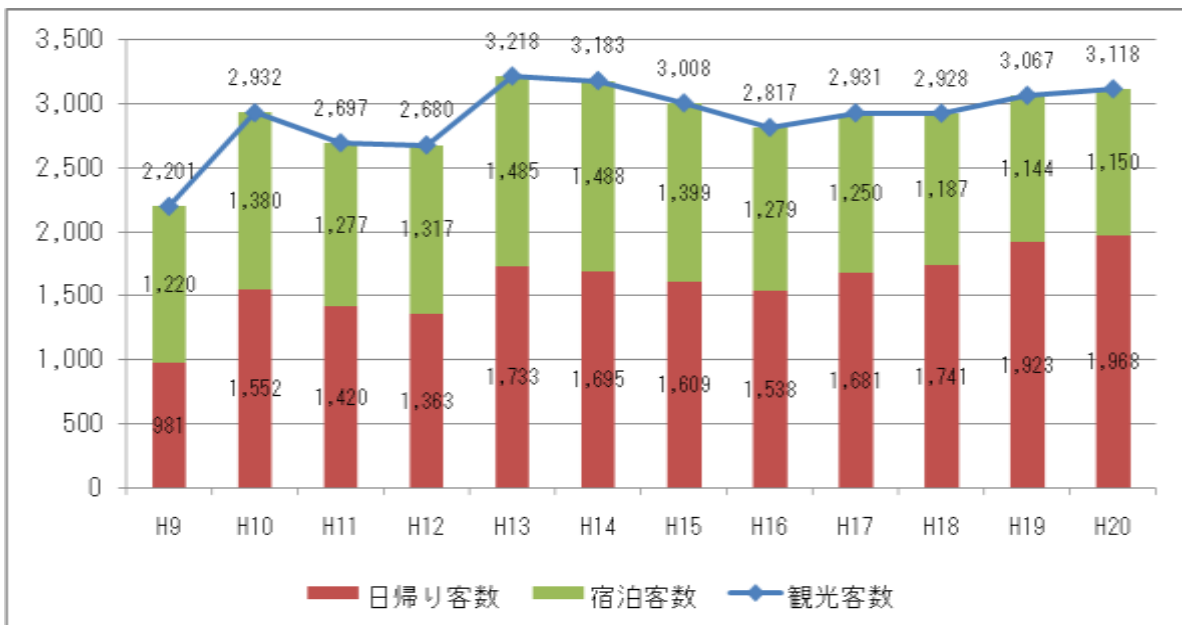
高山市の観光入込数

出典：平成 20 年 高山市観光統計



高山祭・郷土館・高山陣屋の入場者数推移

出典：平成20年高山市観光統計



高山地域（旧高山市）の観光入込数

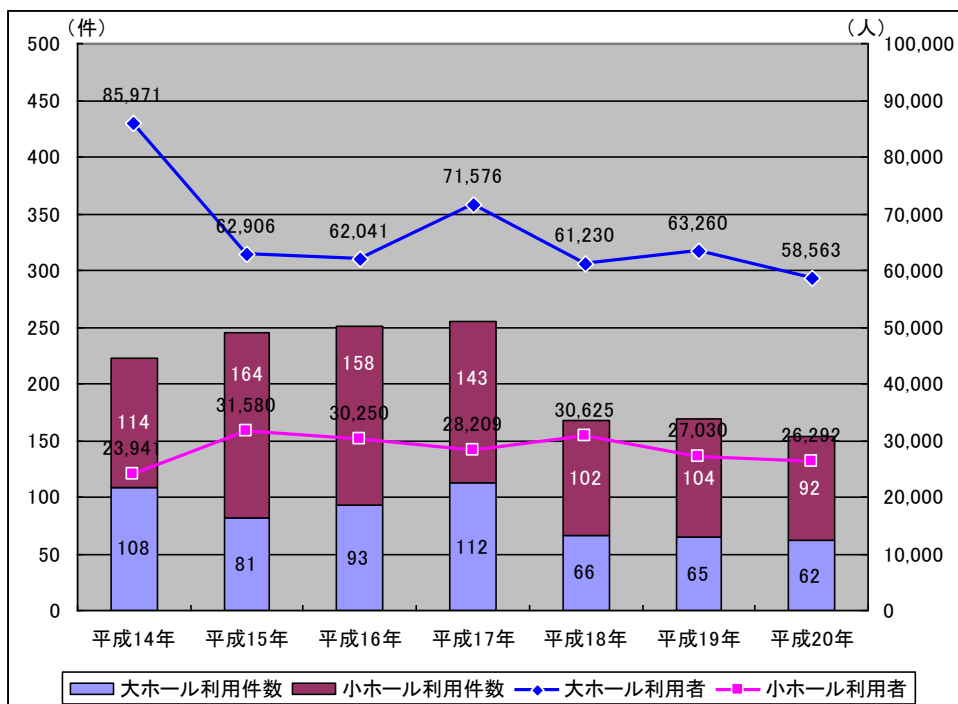
出典：平成20年高山市観光統計

(6) 公共公益施設・公共交通等

① 公益公共施設の利用状況

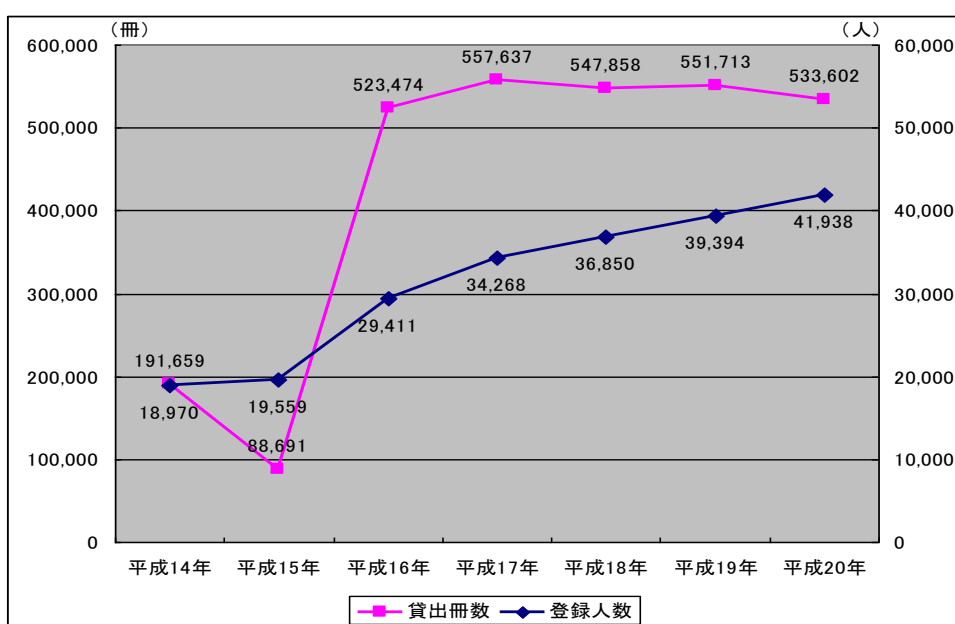
市民文化会館のホール利用者数は、平成17年やや増えているものの、基本的には平成15年以降、横ばい状況となっている。大ホールの利用件数については、平成17年に一時的に回復したものの再び例年並みになり現在にいたっている。

図書館の利用については、市図書館「煥章館」が平成16年に現在の場所に移転・開館した。これにより、旧図書館に比べ貸出冊数や登録人数が飛躍的に増加した。平成16年以降、貸出冊数はほぼ横ばいであるが、登録人数は増加が続いている。



高山市市民文化会館大ホール、小ホールの利用者数

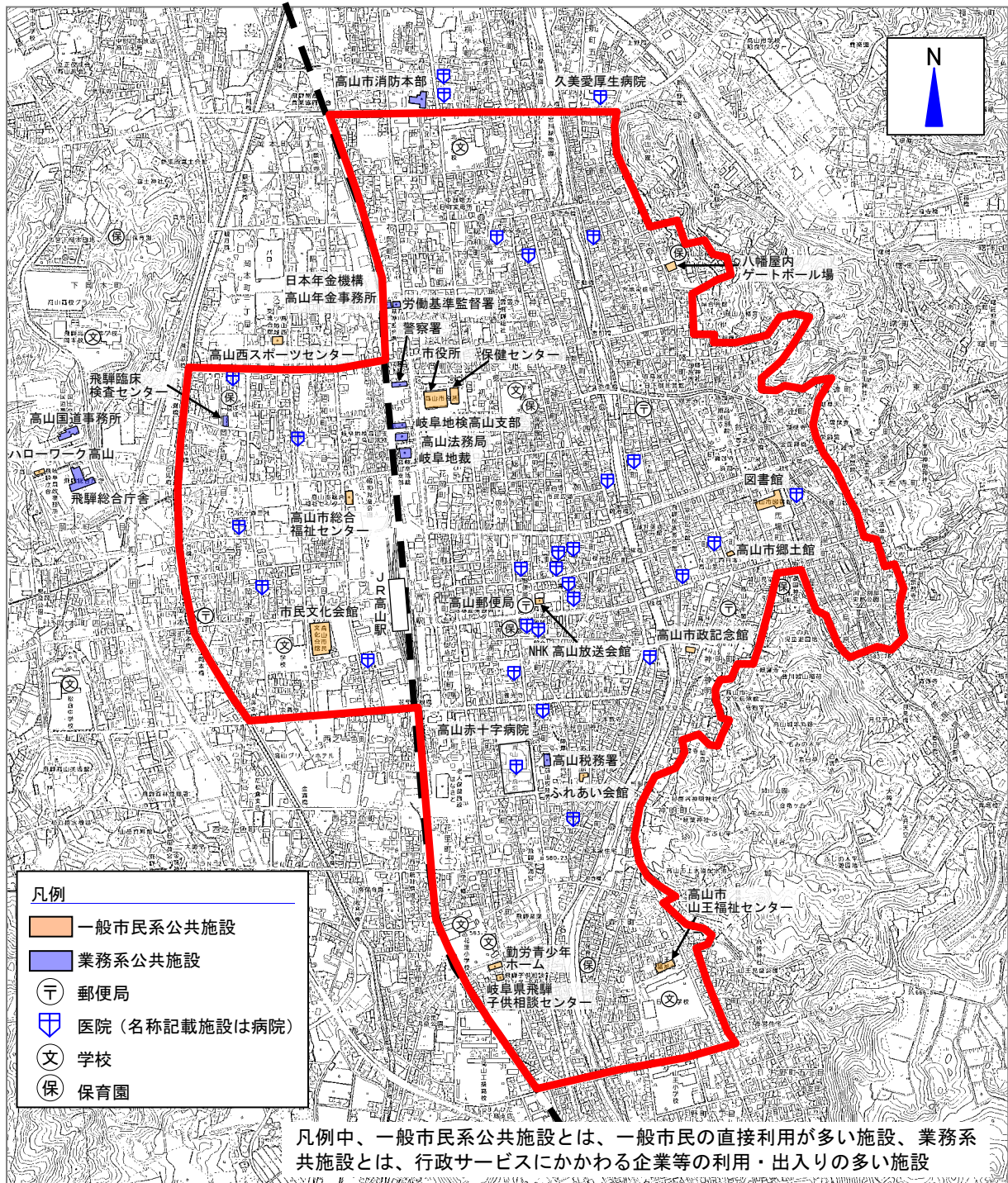
出典：高山市生涯学習課



高山市図書館（煥章館）の登録人数と貸出冊数

出典：高山市生涯学習課

当市の中心市街地の区域内には、市役所、高山駅、図書館、市民文化会館、病院など、多くの公共施設が位置しており、都市機能が集積している。



中心市街地および周辺の都市施設（官公庁、学校、公共文化施設、病院・医院）

②公園

市内には都市公園が 34 施設あるが、多くは中心市街地周辺に位置しており、中心市街地内には、9 施設が所在している。高山地域の都市公園面積は 62.53ha であり、そのうち中心市街地に所在する都市公園面積は 5.22ha である。高山地域内の一人当たりの都市公園面積は 9.62 m²/人であるが、中心市街地の一人当たりの都市公園面積は 3.10 m²/人となっている。

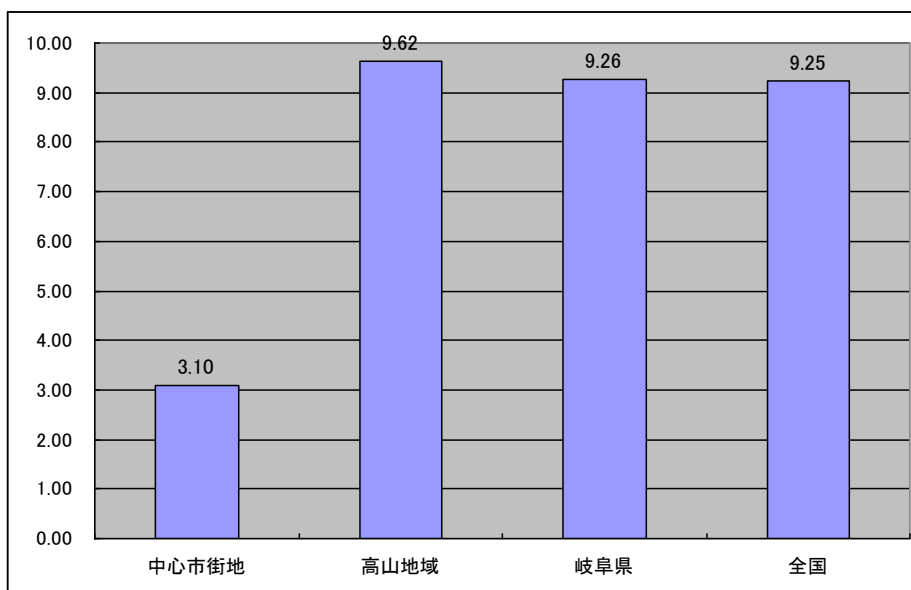
10 万人未満都市平均 (10.6 m²/人)、岐阜県平均 (9.26 m²/人)、全国平均 (9.25 m²/人) と比較すると中心市街地の公園面積 (3.10 m²/人) は低い水準にある。

当市の中心市街地は本来、建築物の密集する古い城下町の形態をよく残しているため、日本の城下町においては公園を整備するという意識があまりなかったものと推測されるが、今後、中心市街地活性化に資する定住化を推進するため、住環境整備の視点から、公園整備についても課題であると考えられる。

中心市街地内の都市公園一覧(平成 21 年)

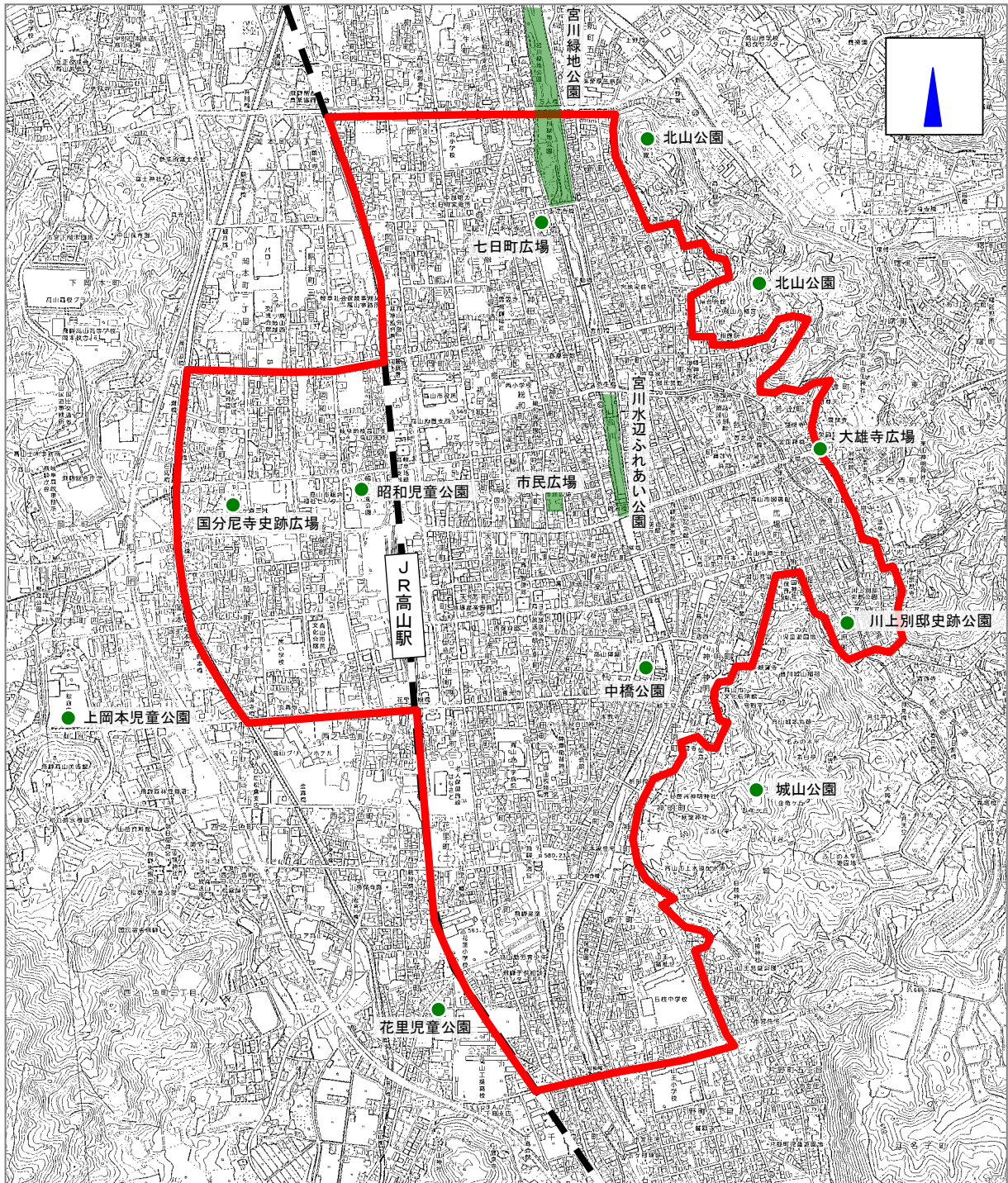
公園名	面積 (ha)
宮川緑地公園	2.31
宮川水辺ふれあい公園	2.23
七日町広場	0.03
中橋公園	0.03
国分尼寺史跡広場	0.08
川上別邸史跡公園	0.11
市民広場	0.12
昭和児童公園	0.26
大雄寺広場	0.05

出典：高山市都市整備課



一人当たり公園面積 (m²/人)

出典：岐阜県都市建設部街路公園課、高山市都市整備課

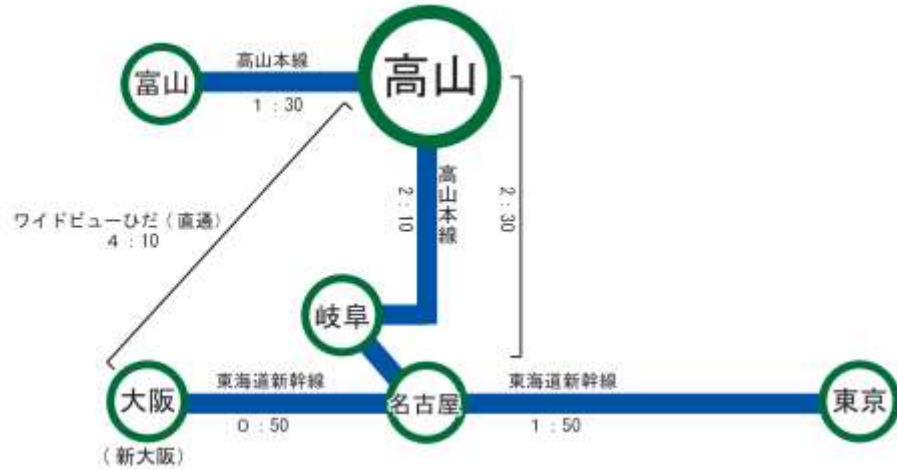


中心市街地の都市公園

③鉄道

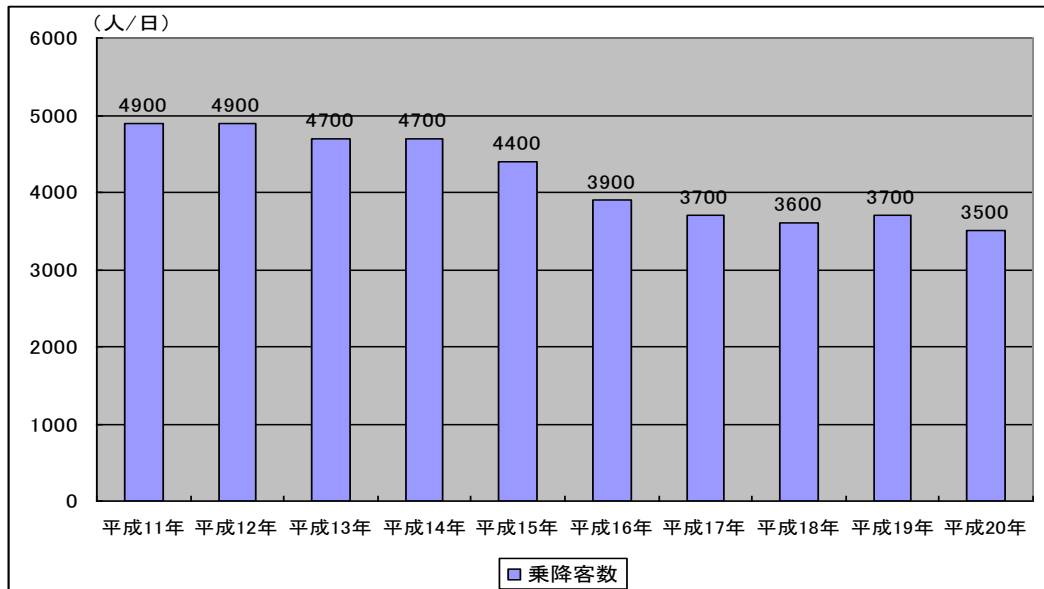
鉄道によるアクセスは、大阪よりワイドビューひだがあり、大阪～高山間を4時間10分で結んでいる（名古屋まで新幹線を利用すると3時間20分）。名古屋からは2時間30分、東京からは新幹線、ワイドビューひだを乗り継いで4時間20分である。

高山駅乗降客数は平成13年より減少傾向であり、一因として平成11年度から運行されている高速バス（新宿線、名古屋線、京都・大阪線）への利用者の移動が考えられる。



鉄道による高山へのアクセス

出典：高山市



高山駅乗降客数

出典：東海旅客鉄道

※平成16年台風23号被災によるJR高山本線の不通について

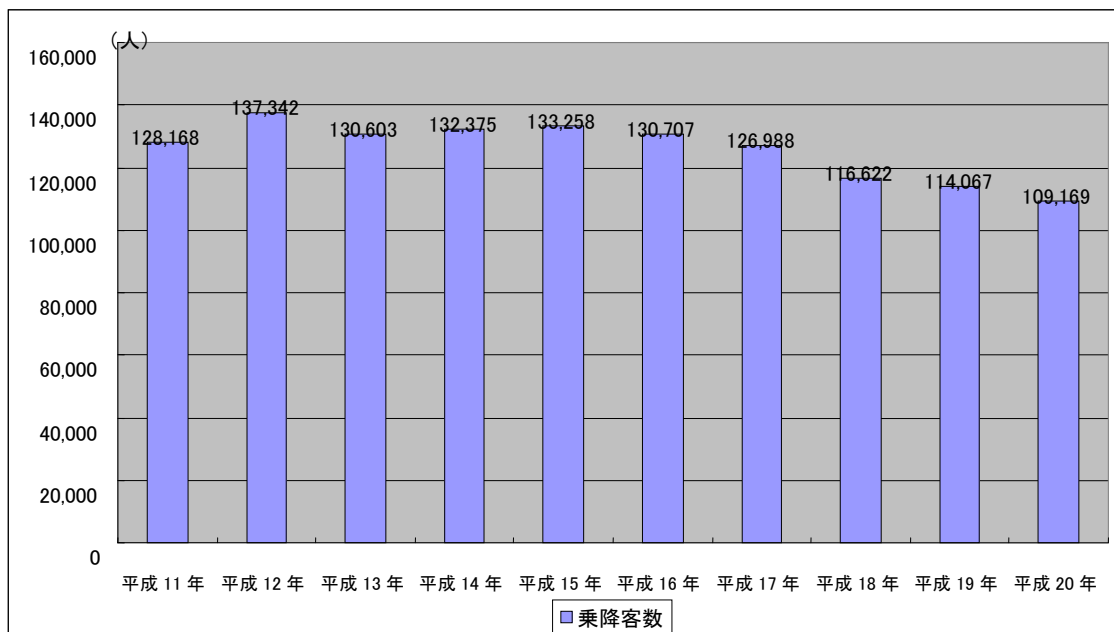
- ①高山～飛騨古川 平成16年10月21日～平成16年11月17日
- ②飛騨古川～角川 平成16年10月21日～平成17年9月30日
- ③角川～猪谷 平成16年10月21日～平成19年9月7日

④バス

a) のらマイカー

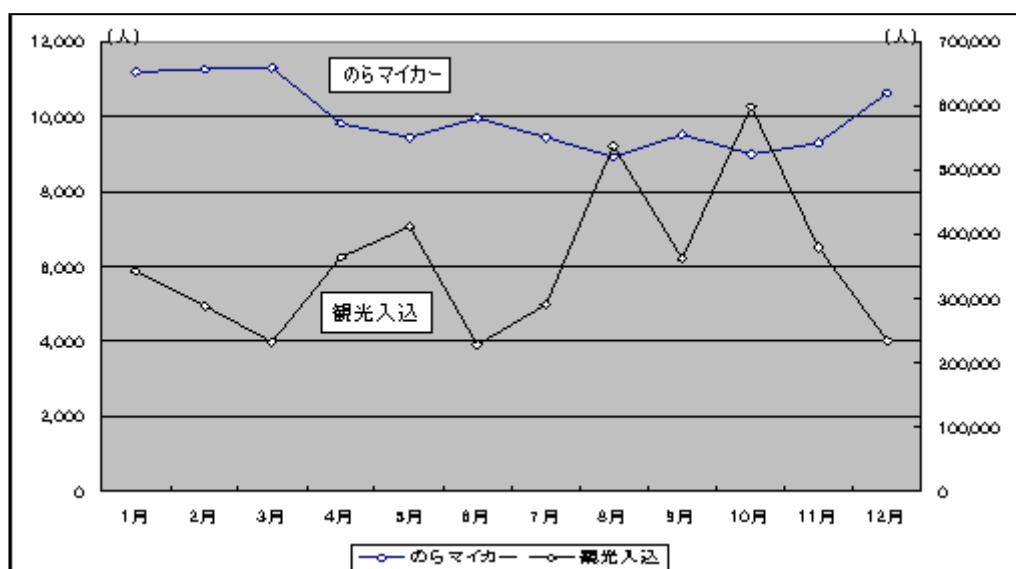
市の福祉バス「のらマイカー」乗車数は、平成12年をピークに減少している（平成12年～平成20年のらマイカー利用者20.5%減）。当市の人口が減少していることも一因であると考えられる（平成12年～平成20年の全市人口2.3%減、同期間の中心市街地居住人口12.4%減）。

乗車数は降雪時期の1～3月の間、一定した数値を示していることから、降雪時期の移動手段として定着していると考えられる。また、観光客が増加する時期に乗車数が増加していないことから、「のらマイカー」は市民の利用が多いと考えられる。



年別「のらマイカー」乗車数変化

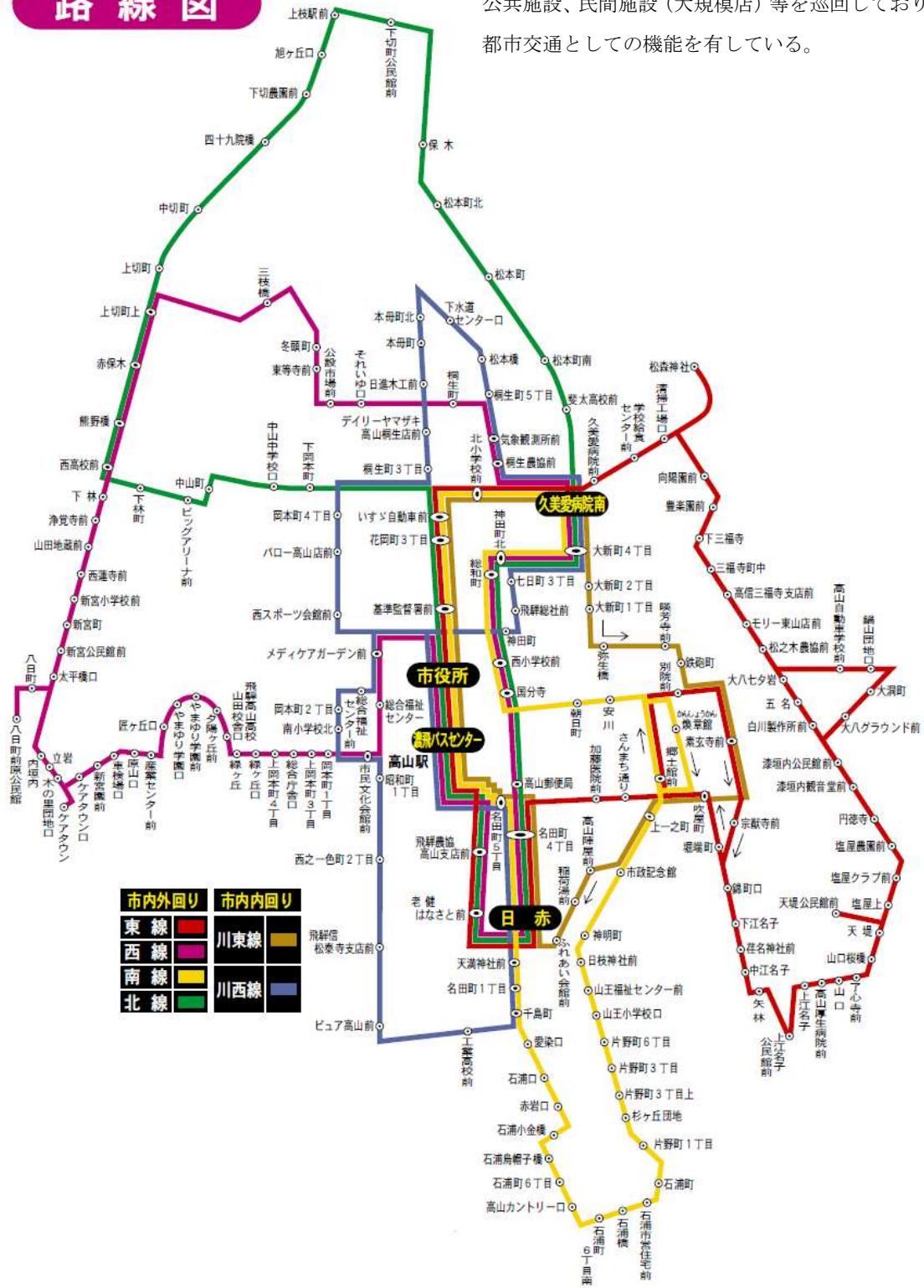
出典：高山市



※「のらマイカー」と観光入込の月平均は平成17年～平成19年の平均値を算出した。

路線図

福祉バス「のらマイカー」は複数路線があり、主要公共施設、民間施設（大規模店）等を巡回しており、都市交通としての機能を有している。



平成 21 年 6 月 15 日改正

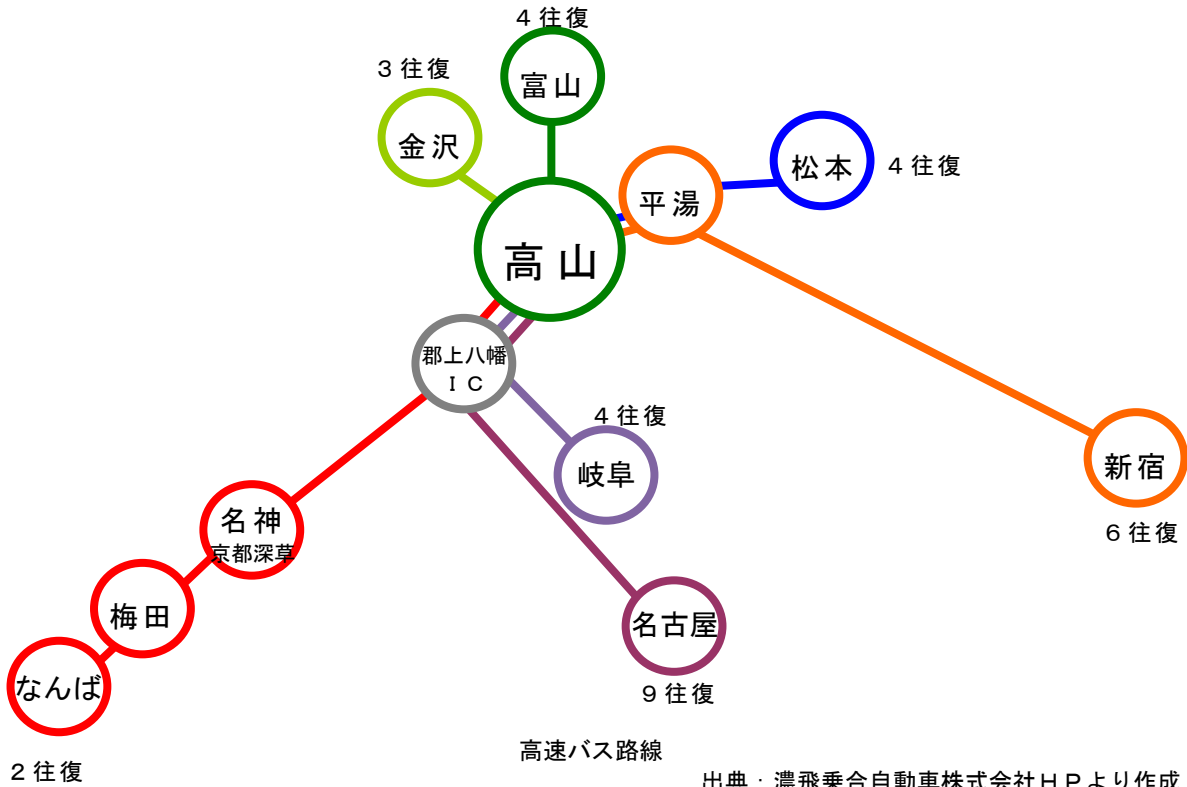
福祉バス「のらマイカー」路線図

出典：高山市企画課

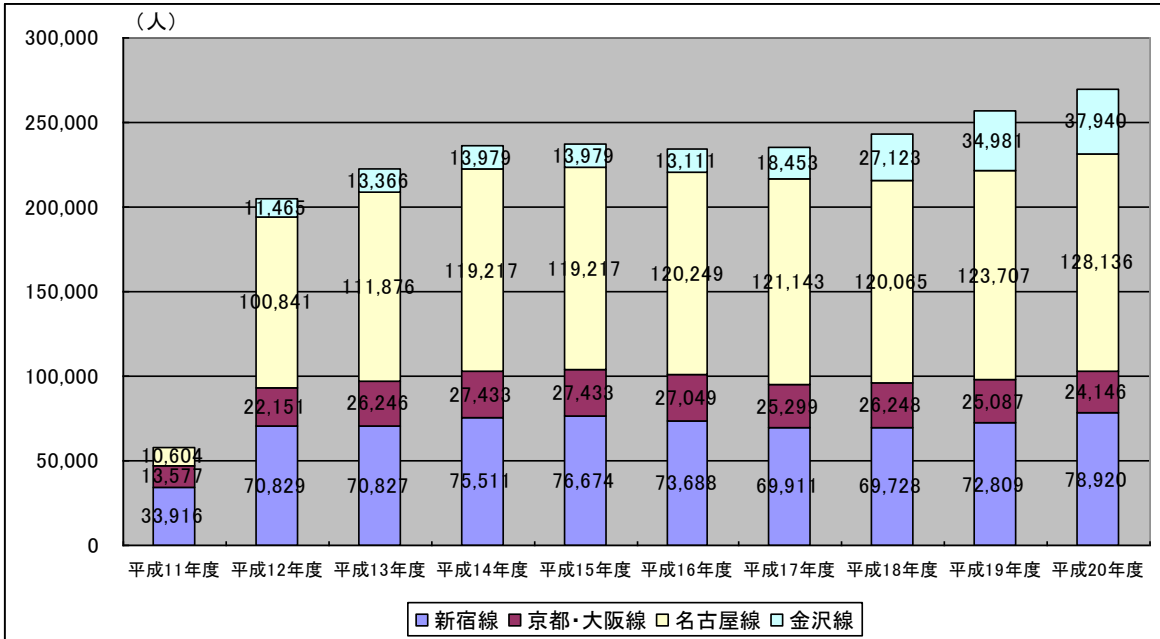
b) 高速バス

高速バスについては、金沢、富山、松本、東京（新宿）、名古屋、大阪（梅田、なんば）と当市間に高速バス路線がある。ハイシーズンで新宿～高山・6往復、大阪・京都～高山・2往復、名古屋～高山・9往復、金沢～高山・3往復、富山～高山・4往復、松本～高山・4往復が運行している。平成21年3月19日からは岐阜～高山・4往復が新たに運行している。

高速バスの利用者数については、安房トンネルの開通や東海北陸自動車道の全通により、目的地までの時間が短縮されたことや、低料金設定などの影響から、増加傾向である。



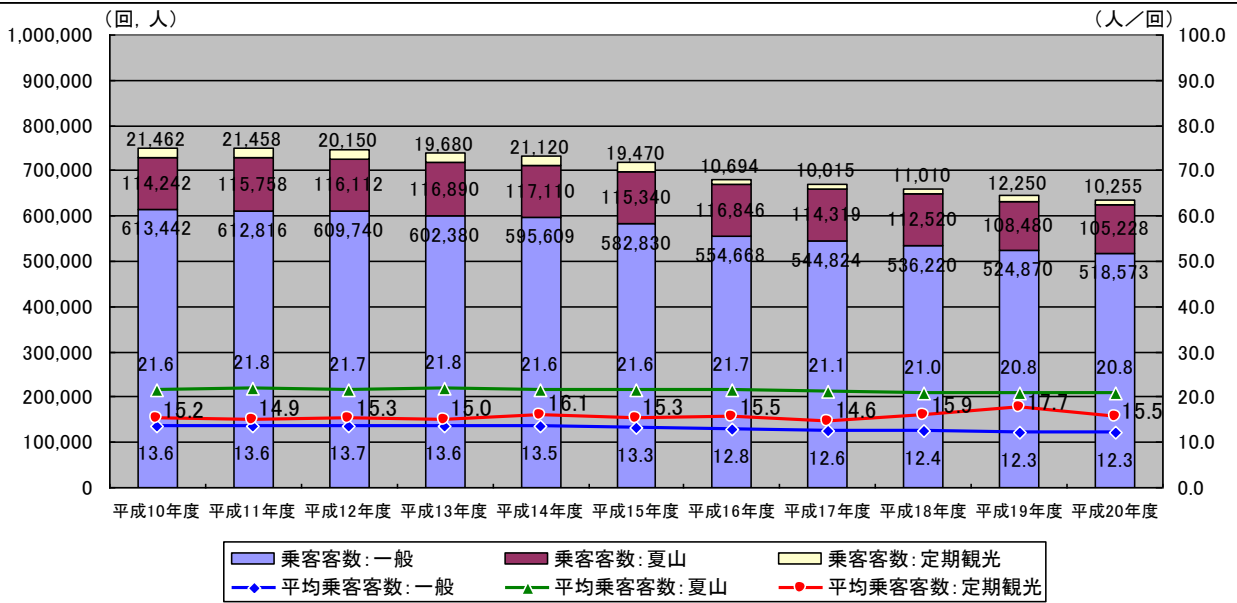
出典：濃飛乗合自動車株式会社HPより作成



高山発着高速バス利用状況 出典：濃飛乗合自動車株式会社

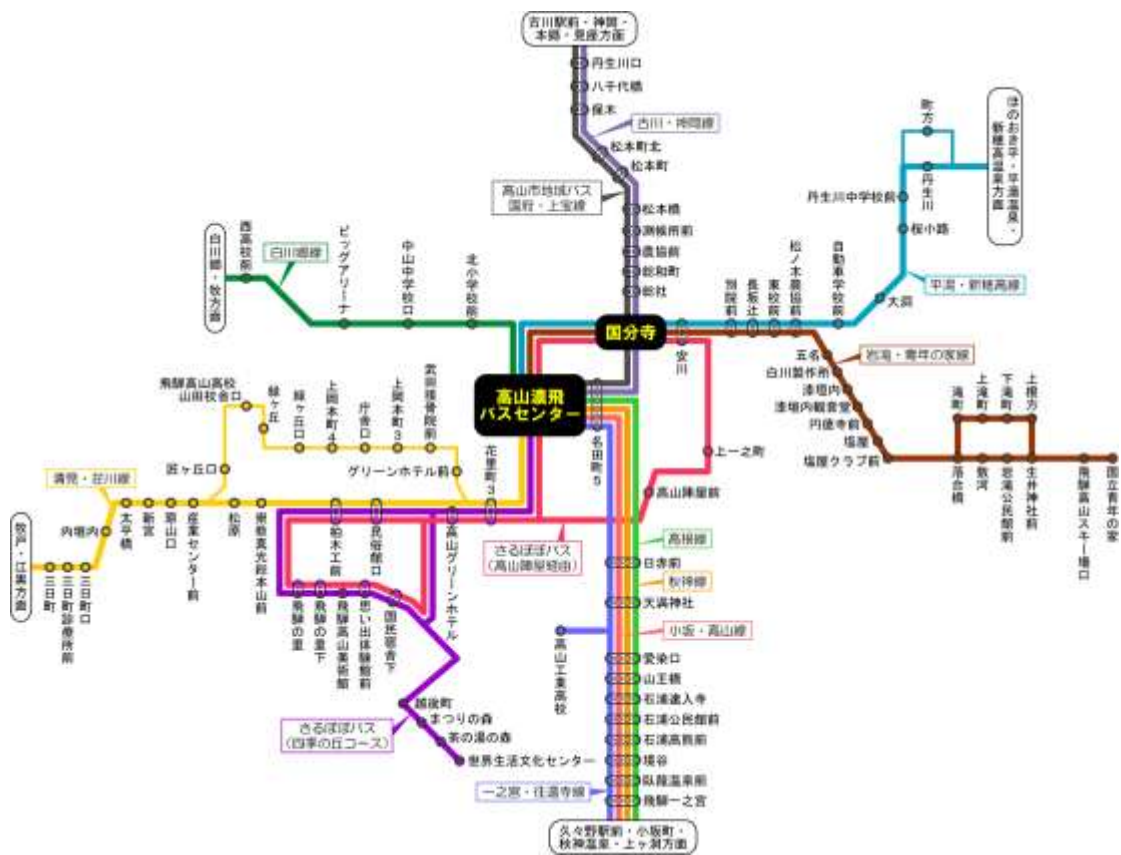
c) 路線バス

路線バスについては、主に古川・神岡線、国府・上宝線、平湯・新穂高線、岩滝・青年の家線、高根線、秋神線、小坂・高山線、一之宮・往環寺線、さるぼぼバス（高山陣屋経由・四季の丘コース）、清見・荘川線が運行している。



一般路線バス利用状況

出典：濃飛乗合自動車株式会社



高山市中心部バス路線図出典

出典：濃飛乗合自動車株式会社HPより作成

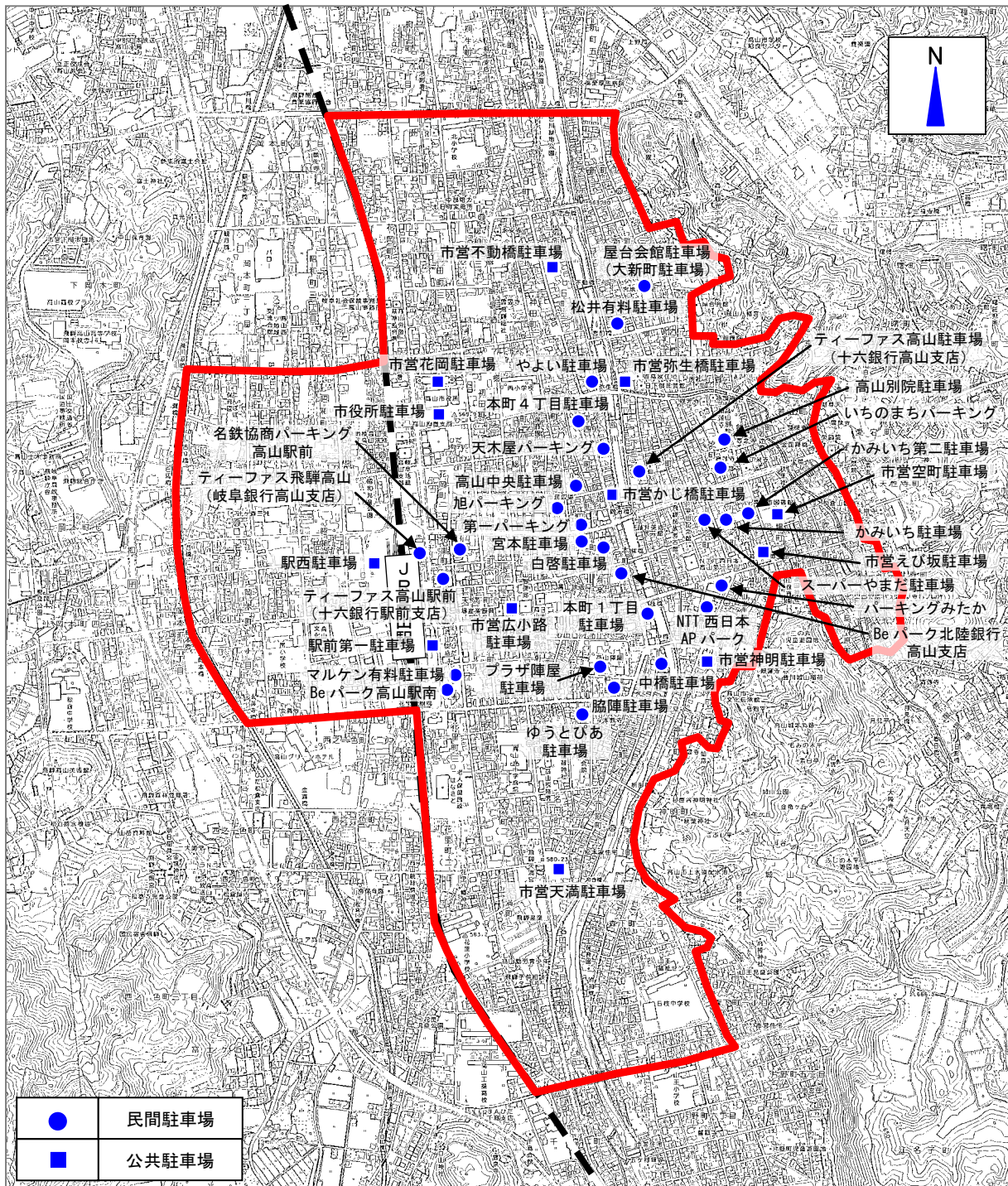
⑤駐車場

現在、時間貸の公営駐車場が 12 箇所、民営駐車場が 29 箇所あり、総駐車台数は、普通車 1,997 台、バス 88 台である。駐車場は JR 高山線以東の中心市街地の商業地、観光施設周辺に分散しており、平日は商業・業務目的の利用が過半であり、休日は観光目的が大半である。平日の利用率は低い、休日は満車となる駐車場もある。一方、JR 高山線以西の中心市街地には、高山駅に隣接する駅西駐車場以外には、施設専用駐車場しかない。

中心市街地駐車場の駐車台数

番号	駐車場名	運営	駐車可能台数	
			乗用車	バス
1	市営弥生橋駐車場	公営	21	0
2	いちのまちパーキング	民営	52	0
3	高山別院駐車場	民営	30	50
4	ティーファス高山駐車場（十六銀行高山支店）	民営	35	0
5	松井有料駐車場	民営	32	0
6	屋台会館駐車場（大新町駐車場）	民営	53	5
7	市営えび坂駐車場	公営	55	0
8	市営神明駐車場	公営	55	17
9	市営空町駐車場	公営	132	0
10	NTT西日本APパーク	民営	30	0
11	スーパーやまだ駐車場	民営	8	0
12	パーキングみたか	民営	100	0
13	市営かじ橋駐車場	公営	52	0
14	旭パーキング	民営	30	0
15	天木屋パーキング	民営	11	0
16	第一パーキング	民営	20	0
17	高山中央駐車場	民営	65	0
18	本町4丁目駐車場	民営	10	0
19	市営花岡駐車場	公営	157	0
20	市役所駐車場	公営	161	0
21	Beパーク北陸銀行高山支店	民営	17	0
22	白啓駐車場	民営	25	0
23	中橋駐車場	民営	26	0
24	プラザ陣屋駐車場	民営	20	0
25	本町1丁目駐車場	民営	7	0
26	宮本駐車場	民営	19	0
27	脇陣駐車場	民営	5	0
28	駅前第一駐車場	公営	106	0
29	市営広小路駐車場	公営	40	0
30	Beパーク高山駅南	民営	7	0
31	ティーファス高山駅前（十六銀行駅前支店）	民営	8	0
32	ティーファス飛騨高山（岐阜銀行高山支店）	民営	8	0
33	マルケン有料駐車場	民営	6	0
34	名鉄協商パーキング高山駅前	民営	10	0
35	駅西駐車場	公営	236	0
36	市営不動橋駐車場	公営	87	6
37	市営天満駐車場	公営	104	10
38	かみいち駐車場	民営	66	0
39	かみいち第2駐車場	民営	57	0
40	やよい駐車場	民営	14	0
41	ゆうとぴあ駐車場	民営	20	0
合計			1,997	88

出典：高山市駐車場整備計画

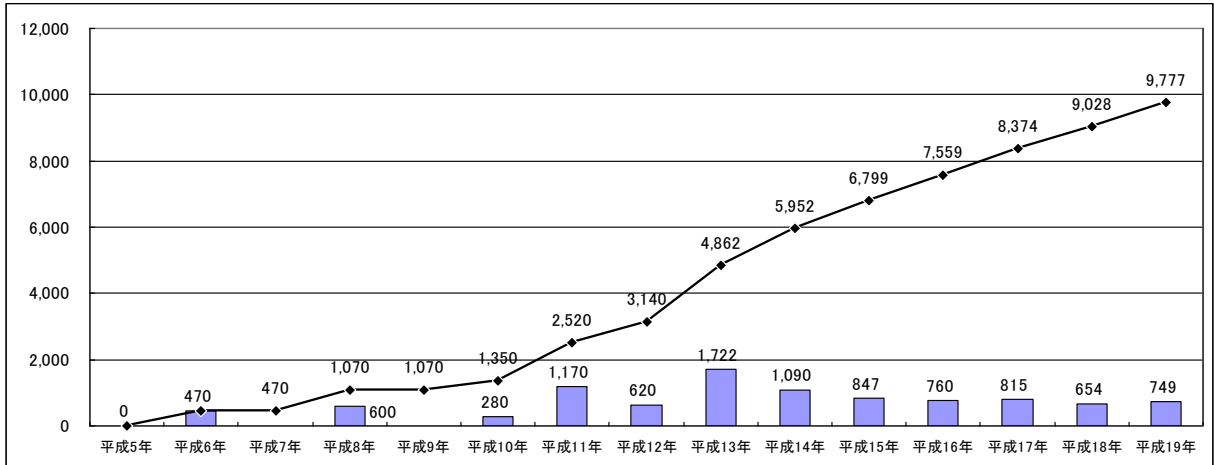


駐車場配置の現況

⑥道路

国道 41 号が中心市街地西に南北にあり、国道 158 号が中心市街地中央部を東西に通っている。南北方向は県道・市道幹線等の道路は一部改良がすすんでいるものの、中心市街地内の道路は幅員の狭いところが多く、歩道のないものや、歩道があっても段差の大きいものがあり、特に高齢者等の交通弱者にとっては快適とはいえないため、バリアフリー化が進められている。

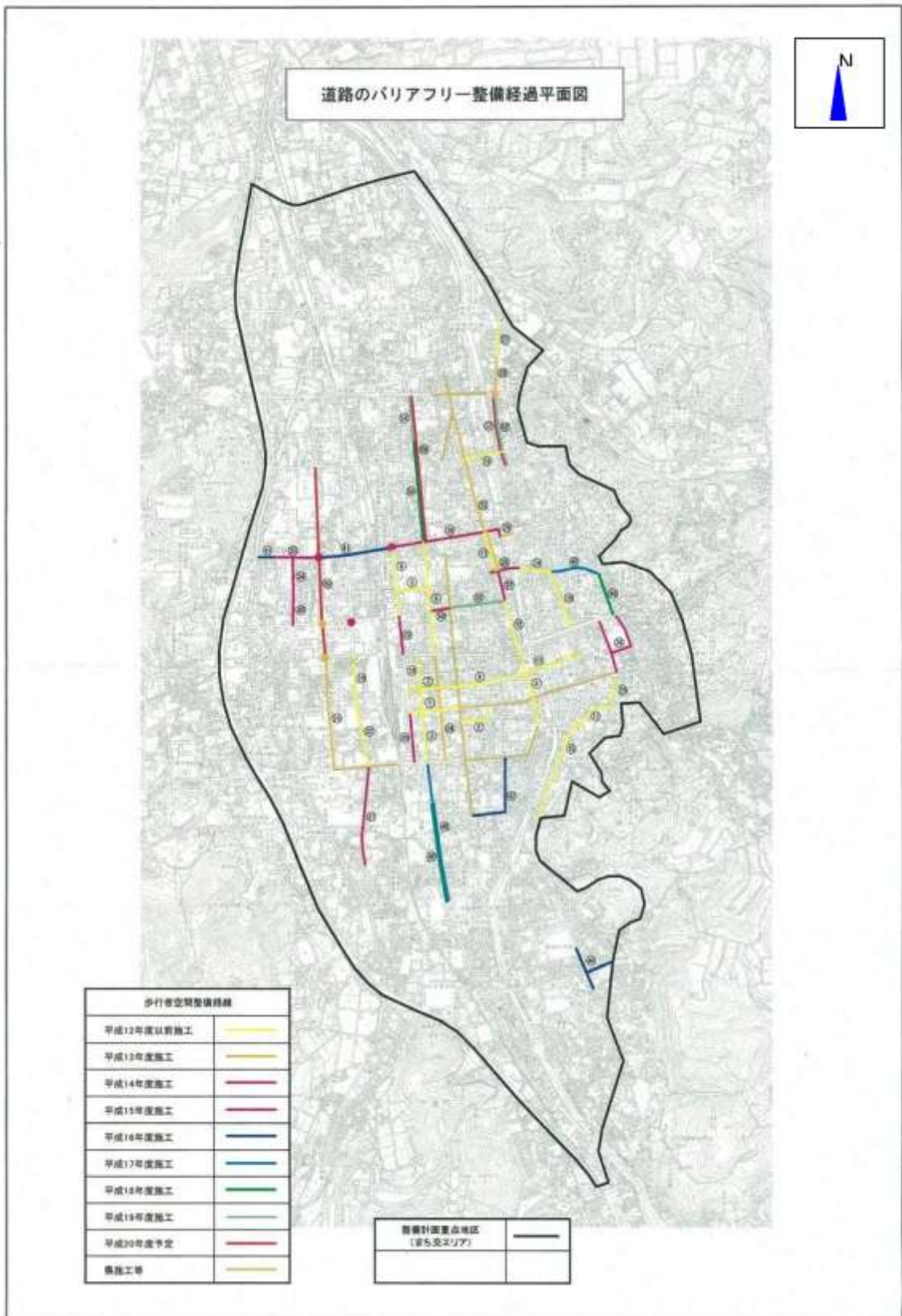
中心市街地における歩道のバリアフリー化は平成 10 年以降、増加しており、平成 10 年当時の延長実績が 1,350m であったのに対して、平成 19 年には 9,777 メートルに達している。



バリアフリー歩道整備延長 (m)

出典：「旧高山市中心市街地活性化基本計画の評価H2O」





道路のバリアフリー整備経過平面図（平成12年度以前～平成20年度）

出典：高山市維持課

(7) 歩行者自転車通行量

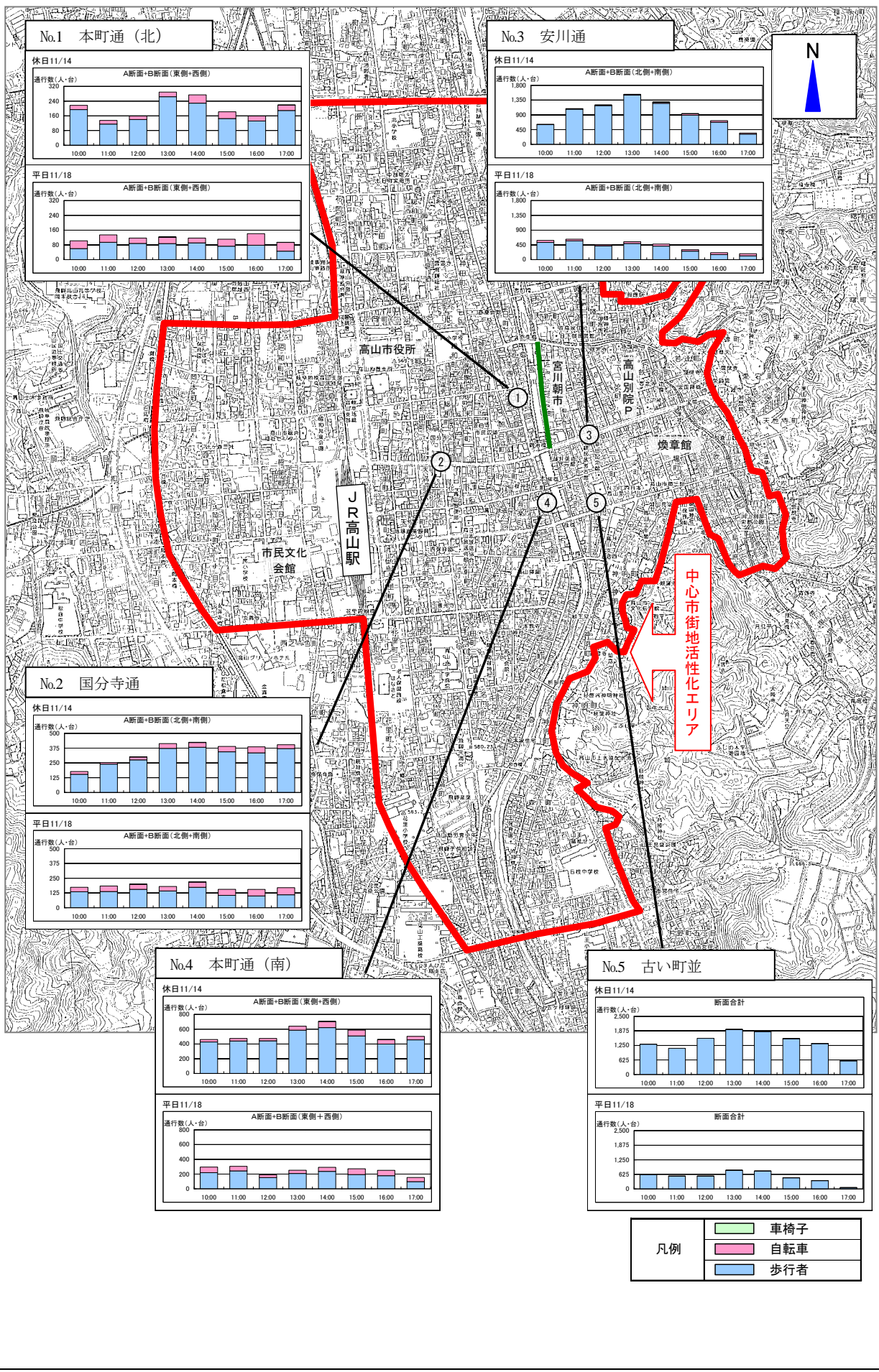
高山市中心市街地の主要な通りにおける歩行者・自転車の通行量を把握するため、休日の平成21年11月14日10時～18時、平日の平成21年11月18日10時～18時に調査を行った。

歩行者・自転車の通行量は、「古い町並」が平日・休日ともに最も多く、平日4,197人/日、休日11,254人/日であり、次いで安川通が平日3,377人/日、休日7,715人/日であった。安川通りは、2つの伝統的建造物群保存地区に隣接して位置していることから、古い町並等を訪れる観光客が安川通の歩行者通行量を増加させていると推測される。

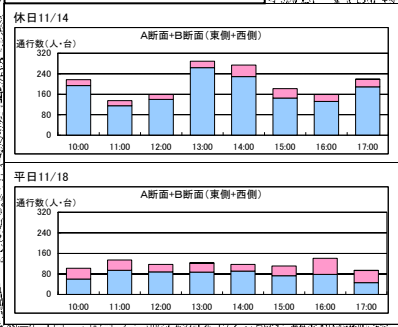
また、どの通りにおいても休日の歩行者・自転車通行量の方が多結果となっている。本町通(北)、安川通、国分寺通、本町通(南)、の平日通行量は休日通行量の約1/2程度であり、古い町並の平日通行量は休日通行量の約1/3程度であった。

調査した5箇所(箇所)の平均通行量は、休日5,533人/日、平日2,390人/日であった。

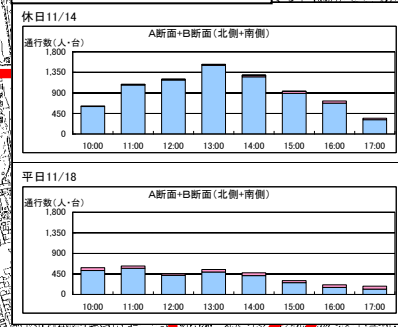
時間別の主要通りの通行量は次頁以下に図示する。



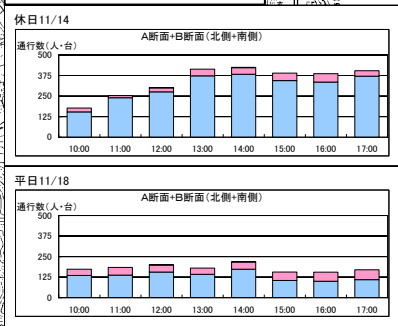
No.1 本町通 (北)



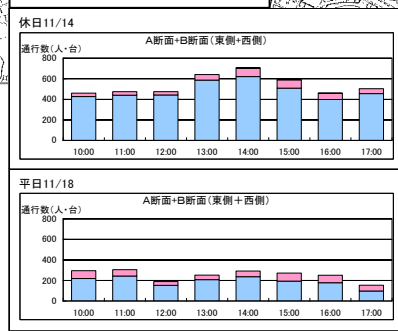
No.3 安川通



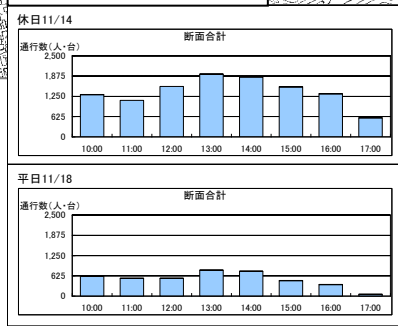
No.2 国分寺通

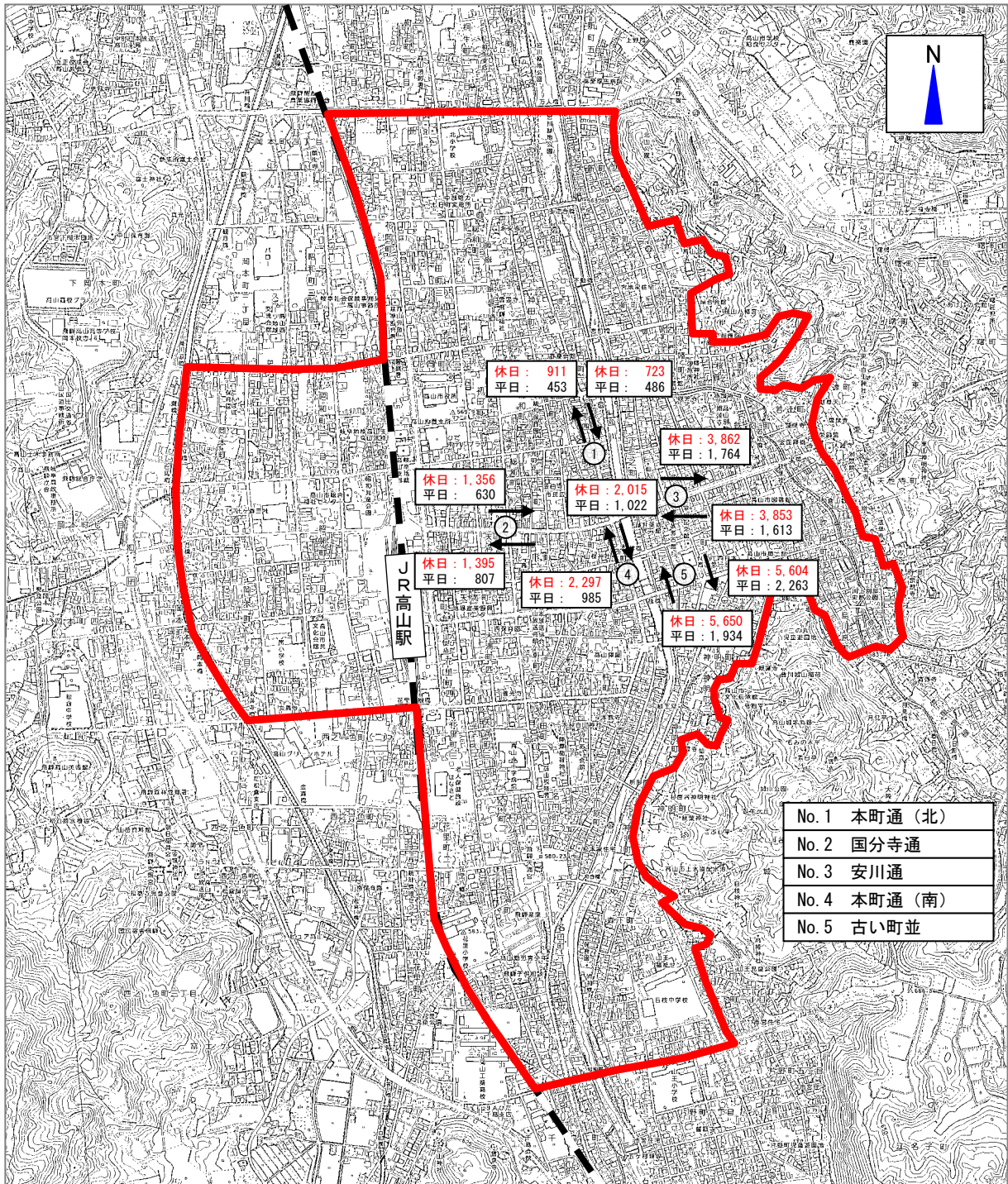


No.4 本町通 (南)



No.5 古い町並





歩行者自転車通行量調査結果方向別

(8) 地価

国土交通省発表の地価公示において、最近数年では急激な変化は認められないが、商業地域と住宅地域では異なった傾向が認められる。

商業地域に属する上二之町（商業地域）と相生町（商業地域）では、平成10年から平成14年にかけて急速に公示地価が低くなっているが、平成14年度以降は下げ幅が小さくなり、平成18年以降はほぼ下げ止まり傾向にある。

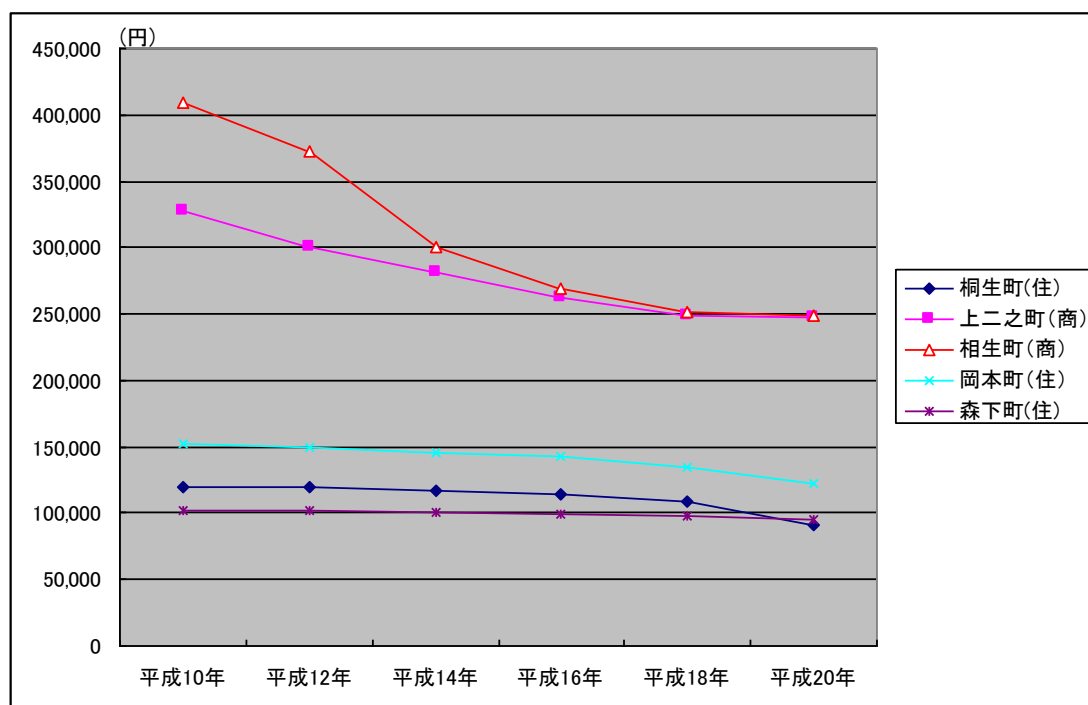
一方、住宅地域に属する桐生町（一種住居地域）、岡本町（二種住居地域）、森下町（一種中高層住居専用地域）では、平成10年から平成16年にかけてほぼ横ばい傾向にあったものが、平成16年からやや下降気味となっている。

中心市街地及び周辺の公示地価

(円)

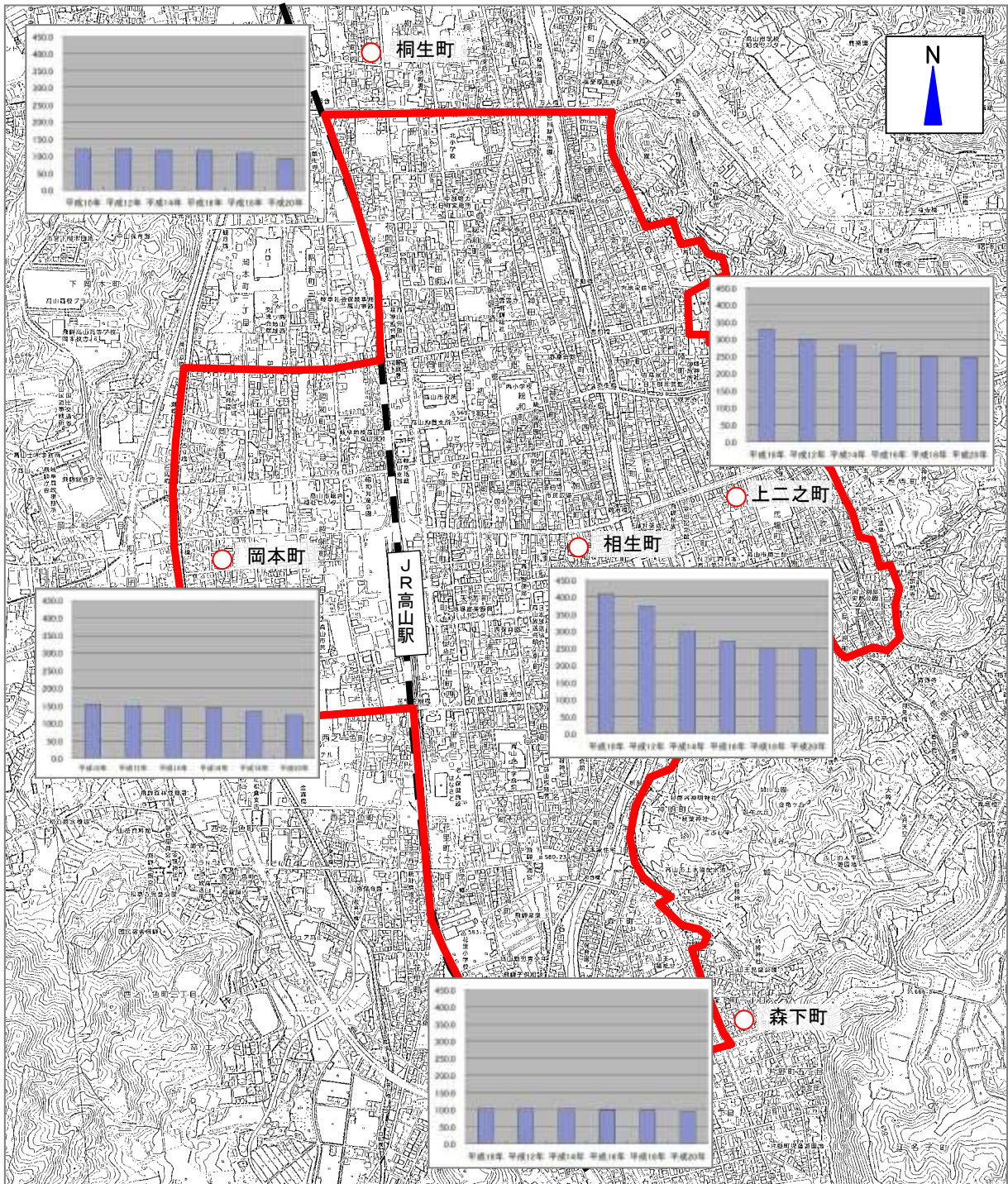
	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年
桐生町【住】	120,000	119,000	117,000	114,000	109,000	90,800
上二之町【商】	328,000	300,000	282,000	262,000	249,000	247,000
相生町【商】	409,000	372,000	300,000	269,000	251,000	249,000
岡本町【住】	152,000	150,000	146,000	143,000	134,000	123,000
森下町【住】	102,000	102,000	101,000	98,800	98,000	95,000

出典：国土交通省地価公示



中心市街地および周辺の公示地価

出典：国土交通省地価公示



地価公示地点と公示地価の推移

出典：国道交通省公示地価

(9) 中心市街地の住宅建設状況

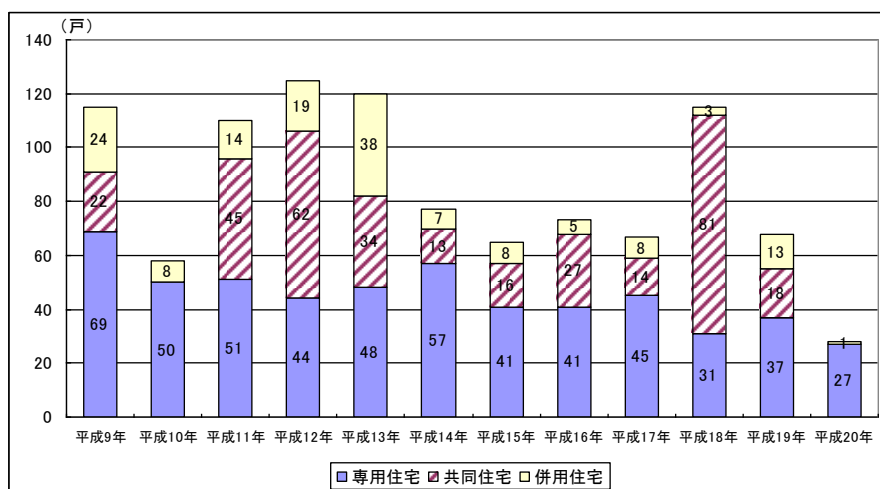
①住宅建築戸数

近年の当市の建築戸数をみると、減少傾向にあり、平成9年から平成20年には約63%減少している。

中心市街地の建築戸数は平成12年をピークに減少傾向にあったが、平成16年から上昇に転じ、平成18年は、ポレスター飛騨高山の完成が大きく影響し大幅に増加している。供給数と路線価、公示地価には、明確な関連は認められない。

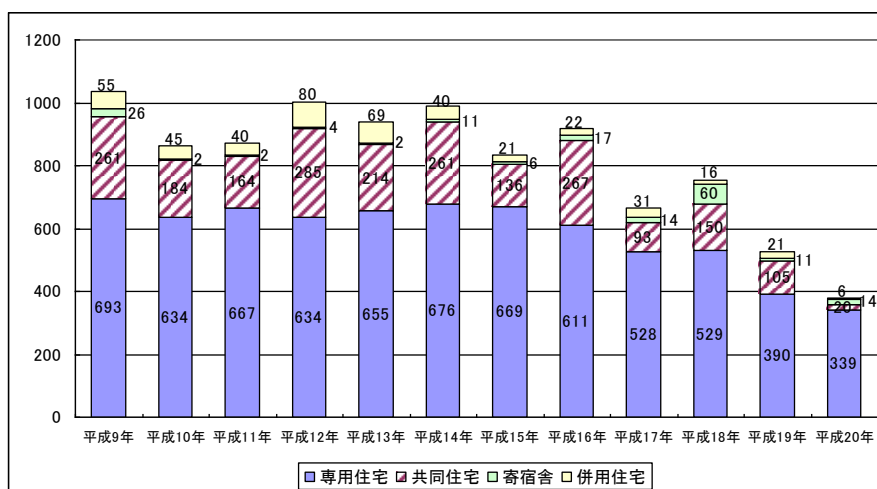
住宅の形態としては、共同住宅の戸数が多く、わが国の地方において好まれる戸建住居（図中専用住宅）は減少傾向にあり、中心市街地における居住形態が変化していると考えられる。

当市の中心市街地は、江戸時代に形成された城下町とその地縁的なコミュニティが、祭り等に支えられて継続している。戸建住宅の建築数の減少が進むなか、共同住宅などの新たな居住形態は、地域コミュニティの維持に配慮しつつも少子高齢化や人口減少とあいまって中心市街地での需要が多くなることが予想される。



中心市街地の住宅建築状況

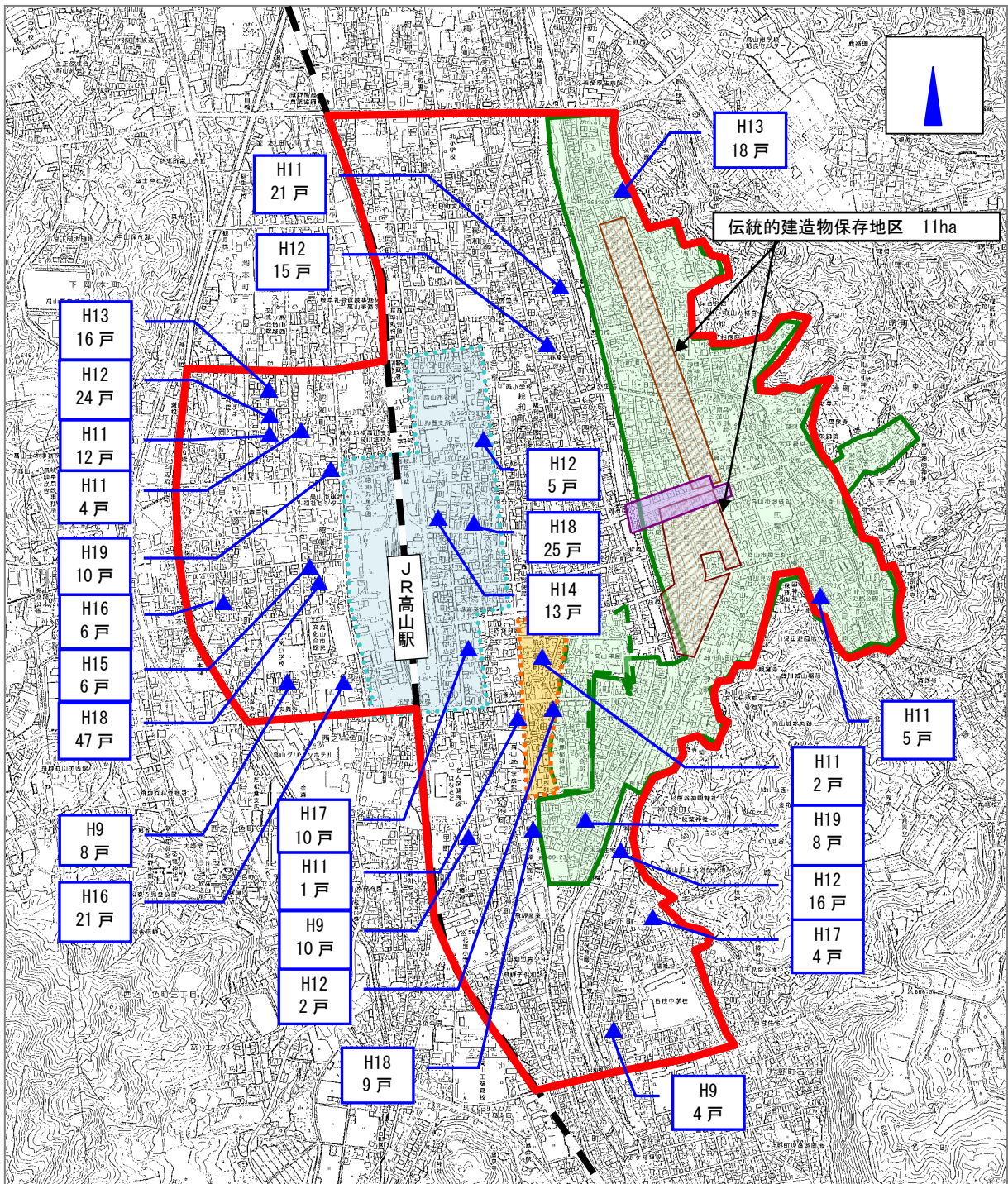
出典：高山市商工課



市全体の住宅建築状況

出典：高山市商工課

②平成9年以降の集合住宅建設状況



平成9年以降の集合住宅建設の分布

出典：高山市

区域名	高さの最高限度の基準
城下町景観重点区域	・13mとする。商業地域かつ防火地域においては、16mとする。
中心商業景観重点区域	・22mとする。陣屋周辺区域においては、13mまたは19mとする。 高山駅周辺区域においては、31mとする。

凡例	
	13m
	16m
	19m
	31m

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

(1) 高山市アンケート調査（平成21年度）

本アンケート調査は、高山市第七次総合計画後期計画（平成22年度～平成26年度）を策定するにあたって、第七次総合計画前期計画（平成17年度～平成21年度）の期間における各施策の満足度と今後における重要度など、市民ニーズを把握し、計画に反映するため実施した。

アンケート調査の結果、「高山市に住み続けたい」、「高山市にどちらかといえば住み続けたい」と回答した人は約86%である。また、「高山市に住み続けたくない」、「高山市にどちらかといえば住み続けたくない」と回答した人は約7%で、主な理由は「道路事情や交通の便が悪い」、「日常の買い物が不便」、「市内に雇用の場がない」となっている。

まちづくりへの参加に関する「どのような形でまちづくりに参加したいか」においては、「地域の話合いや活動などへの参加」が最も多く、次いで「各種イベントへの参加」、「ボランティア活動を通じて参加」となり、この3つで全体の8割以上を占める結果となった。さらに、「地域の活力を高めたり、地域の課題を解決する取り組みで重要と思うこと」として、「地域住民と行政が協働して行うべき」と回答された方が約59%となっている。

市民の満足度については、分野別でみると「ゆたかさ」の満足度は58.4点となり、次いで「すみよさ」58.2点、「やさしさ」53.1点、「にぎわい」49.3点となった。さらに、基本施策の「地域の特色を活かした魅力ある商業の振興」は38.8点と低い結果となり、地域の特色を活かした魅力ある商業の振興が図られていないことに不満を持っている結果が表れている。

○高山市アンケート調査の実施概要

- ・調査時期：平成21年6月5日～6月26日
- ・調査対象者・サンプル数
→市内在住の18歳以上の男女、3,000人（男女各1,500人）
→郵送による配布回収のアンケート調査

○満足度の高い項目

順位	項目	満足度
1位	「すみよさ」・・・安全で安心な水を安定して供給	69.4
2位	「すみよさ」・・・生活環境の向上と流域の水質保全	69.1
3位	「ゆたかさ」・・・郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝える	65.8

○重要度の高い項目

順位	項目	重要度
1位	「やさしさ」・・・いつでも安心して医療が受けられる環境を整備	93.5
2位	「やさしさ」・・・次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境をつくる	90.0
3位	「ゆたかさ」・・・義務教育の充実	89.1

○満足度の低い項目

順位	項目	満足度
1位	「にぎわい」・・・誰もが能力を活かし安心して働くことのできる環境が整備	35.6
2位	「にぎわい」・・・時代の流れに対応した活力ある工業の振興	36.5
3位	「にぎわい」・・・地域の特色を活かした魅力ある商業の振興	38.8

(2) 平成19年度市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業

中心市街地来街者・郊外施設者利用者アンケート調査の実施概要

○調査の目的

実際に中心市街地に来街している市民・来訪者に対して、中心市街地の利用実態、印象・評価、ニーズ等を把握し、中心市街地にあるべき機能の確認など行う。

郊外にある拠点施設を利用している市民（郊外生活者主体）を対象として、郊外拠点施設を利用している郊外生活者という視点から、中心市街地の利用実態、印象・評価、ニーズ等を把握し、中心市街地にあるべき都市機能の確認など、中心市街地活性化の方向性を探ることを目的に実施された。

○調査の内容

「調査実施日」

- ・実施日：平成19年9月7日（金）、9月8日（土）、午前10時～午後7時

「調査地点：中心市街地来街者アンケート調査」

- ・本町2丁目商店街付近
- ・国分寺通り商店街（第三）付近
- ・駿河屋アスモ店付近

「調査地点：郊外施設利用者アンケート調査」

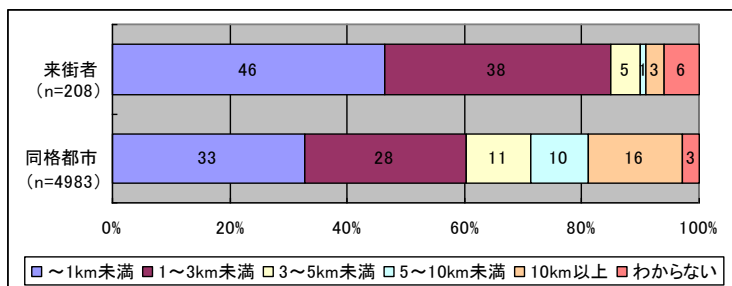
- ・ピュア高山 東側玄関外付近

「調査対象者・サンプル数」

- ・中心市街地内に来街した高校生以上の男女、208サンプル
- ・郊外施設を利用した高校生以上の男女108サンプル

①来街範囲

- 基本商圈は3km圏内（8割強）、うち足元（1km未満）からの来街が5割弱
- 同格都市に比較しても3km圏内は+23%、うち足元（1km未満）は+13%
- 「3～5km未満」は20・30代の17%で、全体平均+12%
- 平日、休日の来街範囲に大きな違いはない
- バス利用者は1名のみであり、「1km以上」はクルマ利用が中心



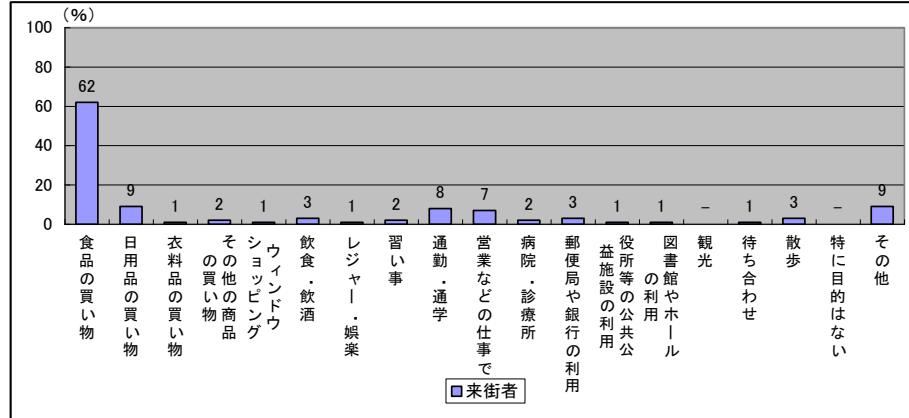
回答者の来街範囲

出典：診断助言来街者アンケート

同格都市	<p>対象都市と人口規模の同等な都市群についての平均構成比 …H15年度よりH19年度まで実施の同調査対象より、下記の5つの人口区分から質問項目について、それぞれの平均値を算出し、対象都市の人口規模に該当するグループ平均値を表記</p> <p>「人口5万人未満の都市」：15都市の平均値 「人口5万人以上10万人未満の都市」：25都市の平均値 「人口10万人以上20万人未満の都市」：23都市の平均値 「人口20万人以上30万人未満の都市」：10都市の平均値 「人口30万人以上の都市」：7都市の平均値</p>
------	--

②中心市街地の来街目的

- 買い物目的が中心の来街行動7割を越え、中でも食品の買い物は6割を越える
- 同格都市に比べ、買物以外の目的は少ない
- 10代の来街者の目的の約半数は、「通勤・通学」である
- クルマでの来街者も8割以上が「最寄品買物」を目的としている
- 郊外生活者も買い物目的が圧倒的であるが、「公共施設・金融利用」も多い



	サンプル数	食品の買い物	日用品の買い物	衣料品の買い物	その他の商品の買い物	ウインドウショッピング	飲食・飲酒	レジャー・娯楽	習い事	通勤・通学	営業などの仕事で	病院・診療所	郵便局や銀行の利用	役所等の公共施設の利用	図書館やホールの利用	観光	待ち合わせ	散歩	特に目的はない	その他
来街者	208	62	9	1	2	1	3	1	2	8	7	2	3	1	1	-	1	3	-	9
同格都市	5159	47				2	4	2	2	8	6	8	11	2	2	2	4	6	2	13
郊外利用者	108	71	27	14	2	2	11	2	3	5	-	15	3	7	5	2	-	2	5	-

※同格都市は「食品の買い物」・「日用品の買い物」・「衣料品の買い物」・「その他の買い物」に区分されておらず、「買い物」として調査を行っている。

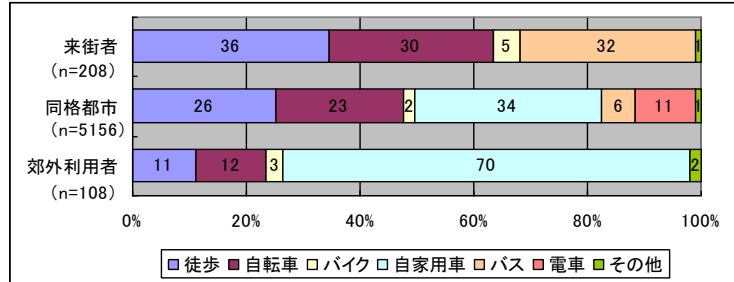
	サンプル数	最寄品買物	衣料品等の買物	飲食・レジャー	通勤通学・仕事	公共施設・金融利用	その他
曜日別	平日	104	63	3	8	18	9
	休日	104	69	4	4	11	5
性別	男性	38	▲45	3	◎18	○21	3
	女性	169	70	4	43	13	8
年代別	10代	15	▲40	—	—	◎47	○13
	20・30代	35	66	6	6	△9	3
	40・50代	68	69	4	6	18	6
	60代以上	90	68	2	7	△9	8

範囲別	足元(1km以内)	95	64	3	5	16	8	14
	近隣(1~3km)	79	68	5	5	17	△1	11
	周辺(3~5km)	11	64	-	◎18	△9	-	9
	広域(5km以上)	10	▲50	-	10	10	30	○20
頻度別	ほとんど毎日	78	68	1	4	○21	8	10
	週1~3回程度	82	◎77	2	9	▲4	6	11
	月1~3回程度	31	▲48	7	7	◎26	7	13
	数か月に1回来る程度	17	▲35	○12	-	18	6	◎29
交通別	徒歩・自転車	137	△59	3	5	18	7	16
	自動車	66	◎82	3	6	△8	6	△5
	バス・電車	1	◎100	-	-	-	-	-

※全体平均値に対して、+10%以上高いものは◎、+5%~+9%は○、-5%~-9%は△、-10%以上低いものは▲を表示した。

③ 中心市街地までの交通手段

- 「徒歩」、「自家用車」、「自転車」がそれぞれ3割程度（36%～30%）
- 公共交通機関の利用は極めて少ない
- 足元（1km）からの来街者以外は「自家用車」の利用が半数以上を占める
- 20～50代では「自家用車」利用が4割を超え、60代以上は「徒歩」が約半数を占める
- 郊外生活者は7割が「自家用車」利用である

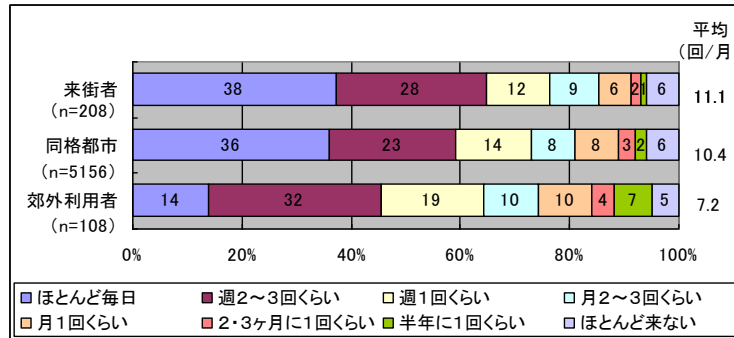


中心市街地までの交通手段

④ 中心市街地の来街頻度

出典：診断助言来街者アンケート

- 全体的にほとんど毎日、週1～3回程度が多く、それぞれ4割近くを占める
- 年齢が高いほど来街頻度が高まる傾向が見られる
- 最寄品買物目的は週1回程度、公共・金融機関目的はほとんど毎日、飲食・レジャーや、衣料品等の買物目的の来街者は週1回～月1回くらいの来街が多い



中心市街地の来街頻度

目的別	サンプル数	来街頻度								平均 (回/月)
		ほとんど毎日	週2～3回くらい	週1回くらい	月2～3回くらい	月1回くらい	2・3ヶ月に1回くらい	半年に1回くらい	ほとんど来ない	
最寄品買物	137	39	○37	10	7	4	2	—	3	12.0
衣料品等の買物	7	▲14	—	◎29	◎29	—	—	—	◎29	4.9
飲食・レジャー	12	▲25	25	◎33	—	◎17	—	—	—	9.2
通勤通学・仕事	30	◎53	▲10	—	○17	10	—	—	10	12.2
公共施設・金融利用	14	○43	△21	14	○14	—	○7	—	—	11.7
その他	26	△31	△19	15	8	8	4	4	○12	9.1

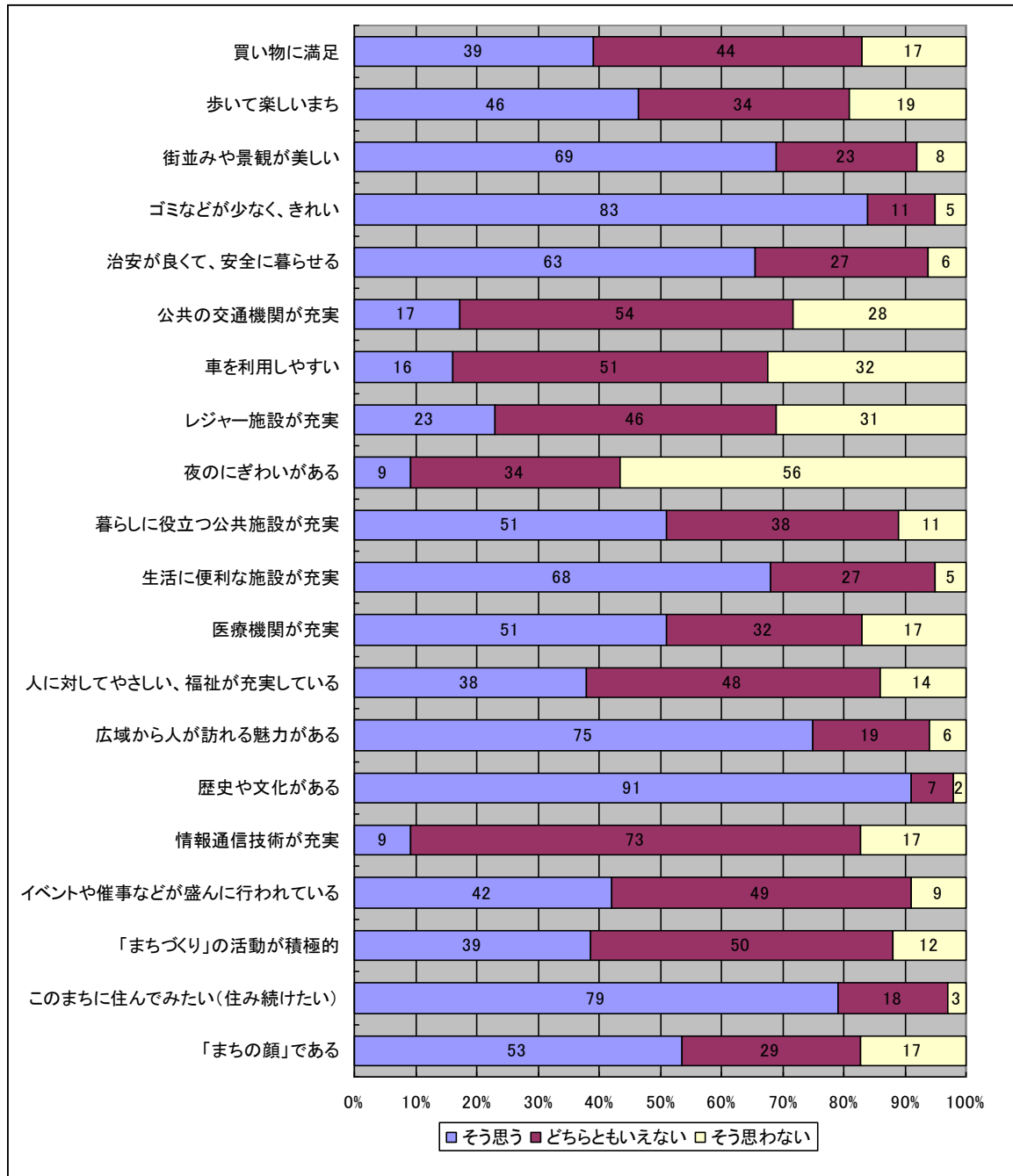
目的別来街頻度

出典：診断助言来街者アンケート

⑤ 中心市街地の印象・評価

a) 全体傾向

- 「歴史や文化がある」には90%以上が、「ゴミなどが少なく、きれい」では80%以上が「そう思う」と回答。その他、観光地としての、また、まちの景観、美観に関する評価が高い
- 公共施設などの都市機能の評価は約半数が評価
- 交通アクセスについては評価が低い



中心市街地の印象・評価

出典：診断助言来街者アンケート

b) 同格都市平均との比較（「そう思う」の%のみ）

○同格都市の平均と比べまちの評価が高い（差が+10%以上）の項目は、「広域から人が訪れる魅力がある」、「歴史や文化がある」、「ゴミなど少なくきれい」、「街並みや景観が美しい」、「歩いて楽しいまち」、「このまちに住んでみたい（住み続けたい）」、「まちの顔である」、「暮らしに役立つ公共施設が充実」、「人に対してやさしい、福祉が充実している」、「まちづくりの活動が積極的」、「レジャー施設が充実」と、20項目中11項目も存在する

○逆に同格都市平均と比べて評価が低い（差が-10%以上）項目は、「車を利用しやすい」、「公共の交通機関が充実」の2項目のみ

c) 郊外利用者との比較（「そう思う」の%のみ）

○中心市街地来街者は郊外利用者に比べ、中心市街地の公共施設や福祉に評価が高い

○郊外利用者は中心市街地来街者に比べ、中心市街地のイベント、レジャーに対する評価が高く、車の利用についても肯定的評価が多い

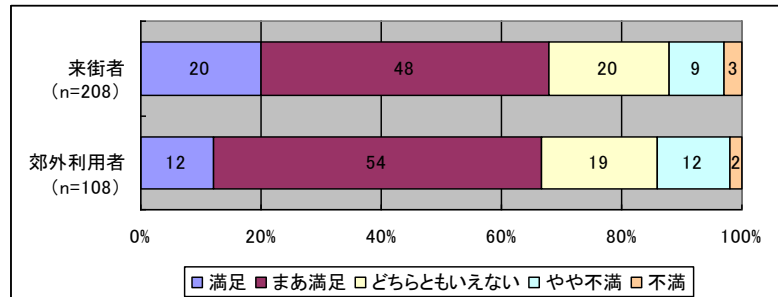
	サンプル数	買物に満足	歩いて楽しいまち	街並みや景観が美しい	ゴミなどが少なく、きれいなまち	治安が良く、安全に暮らせる	公共の交通機関が充実	車を利用しやすい	レジャー施設が充実	夜のにぎわいがある	暮らしに役立つ公共施設が充実	生活に便利な施設が充実	医療機関が充実	人に対してやさしい、福祉が充実している	広域から訪れる魅力がある	歴史や文化がある	情報通信技術が充実	イベントや催事などが盛んに行われている	まちづくりの活動が積極的	このまちに住んでみたい（住み続けたい）	まちの顔である	
年代別	10代	15	7	7	47	80	53	20	13	7	7	33	47	47	20	80	93	7	33	13	67	20
	20・30代	35	26	37	66	80	51	11	9	3	9	37	54	20	31	77	86	3	31	26	60	40
	40・50代	68	27	40	56	78	53	15	16	24	7	46	65	35	25	69	91	9	41	34	77	46
	60代以上	90	59	61	83	89	77	21	19	32	10	63	80	74	52	78	93	12	49	52	91	69
範囲別	足元(1km以内)	95	51	56	75	83	70	23	20	34	8	65	80	67	48	79	95	15	53	54	91	59
	近隣(1~3km)	79	24	38	60	81	52	10	10	10	4	37	62	35	23	73	89	4	32	24	72	41
	周辺(3~5km)	11	55	27	64	73	73	18	18	-	18	18	36	27	18	46	82	9	27	18	64	55
	広域(5km以上)	10	30	50	80	100	90	30	20	20	20	60	30	30	40	80	90	10	40	40	50	60
頻度別	ほとんど毎日	78	54	62	69	86	68	19	18	30	5	63	80	55	46	80	95	10	53	45	87	64
	週1~3回程度	82	35	34	65	77	66	13	13	15	10	43	59	51	32	70	90	7	32	34	76	48
	月1~3回程度	31	23	39	74	87	45	19	10	23	13	36	71	45	32	74	90	10	39	26	74	36
	数か月に1回来る程度	17	18	47	77	94	59	24	29	29	12	65	59	35	35	82	82	12	53	59	71	59

⑥ 中心市街地全体満足度

○ 6割以上の来街者が満足

○ 60代以上の満足度が高い一方、年齢層が低くなるにつれて満足度は低下する

○ 特に20代、30・40代では50%弱の満足度



中心市街地の全体満足度

出典：診断助言来街者アンケート

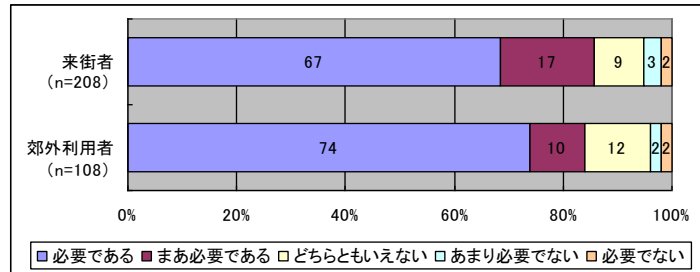
⑦ 中心市街地の印象評価×全体満足度の傾向（来街者）

○ 整備の優先度が高く、今後必要となる機能（優先度順）

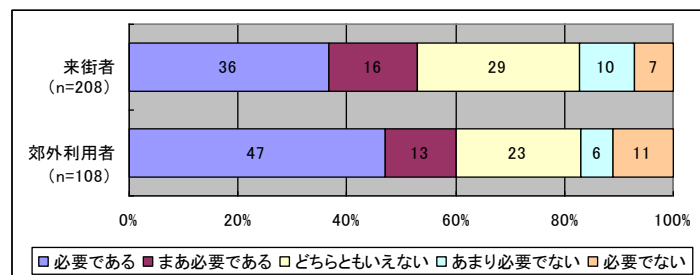
- ・「人に優しい福祉が充実」
- ・「買物に満足」
- ・「まちづくり活動が積極的」
- ・「イベントや催事が盛ん」
- ・「歩いて楽しい」
- ・「医療機関が充実」
- ・「まちの顔である」

⑧取り組み計画の受容度（全体）

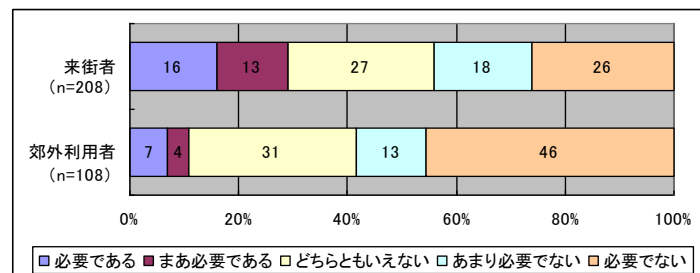
- 「交流スペースの設置」、「歩いて楽しめる環境づくり」の計画受容度が高い
- 「まちなか居住」の計画受容度は低く、特に郊外利用者の約6割が必要を感じていない
- 郊外利用者は「のらマイカーの充実」に対し、「必要ない」と考える割合が低い



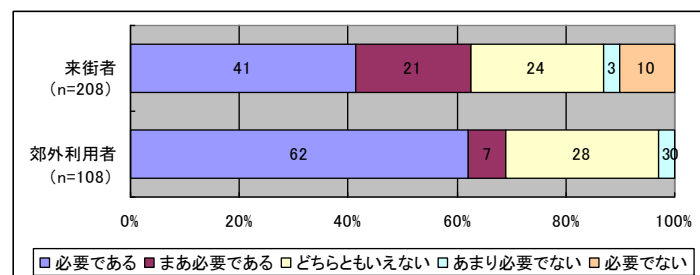
子どもや高齢者をはじめとした様々な人が利用できる交流スペースを増やしていくこと



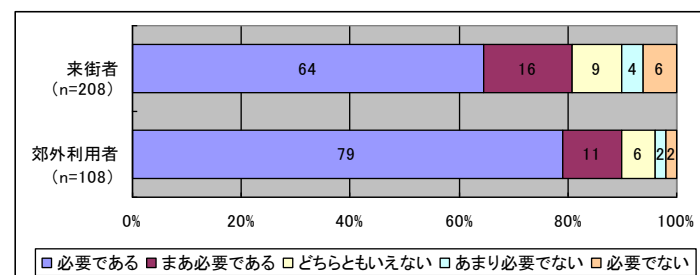
核となる魅力ある店舗の立地をすすめること



まちなかに住む人を増やすために住宅やマンションを増やしていくこと



のらマイカーの運行内容を充実すること



道路バリアフリー街路樹の整備などにより、歩いて楽しめる環境づくりをすすめること

出典：診断助言来街者アンケート

⑨ワークショップ

○ワークショップの開催概要

- ・ 第1回 : 平成19年10月29日(月)
 中心市街地活性化の取組の評価・分析と課題について
- ・ 第2回(第1部): 平成20年1月10日(木)
 まちづくり関係者との意見交換
 (第2部): 平成20年1月10日(木)
 商店街関係者との意見交換
 (第3部): 平成20年1月11日(金)
 高山市の中心市街地活性化の方向性提言

○第1回ワークショップの開催概要

平成19年10月29日(月) 19:00~21:00

「意見のまとめ」

- ・ 旧計画は市街地整備事業に偏っていた。
- ・ これからは商業活性化だけではなく、いろいろな市民と協働を目指す必要がある。
- ・ 中心市街地の居住者を増やす必要がある。
- ・ 商店街内で現役世代と引退世代のコミュニケーションが取れない。
- ・ 個店の活性化が商店街の活性化につながると考えているが、(ネットショップの登場、仕入先の政策変更など) 商業環境が変わり、個店の活性化に不安がある。
- ・ 観光客、住民のどちらもお客様として重要である。

○第2回ワークショップの開催概要(第1部)

平成20年1月10日(木) 15:00~17:00

「意見のまとめ」

- ・ 中心市街地には空き店舗と同時に空き家、空き地が増えているが、地割が狭小で活用が困難である。
- ・ 地価が下落傾向にあり、今後中心市街地の居住者は増える可能性がある。
- ・ 商店街は車社会に対応できていない。駐車場が必要である。
- ・ 高齢化社会を考えた場合、食料品ぐらいは中心市街地で買えるようにしたい。
- ・ 商店街には魅力的な店作りを希望する。
- ・ 中心市街地といってもエリアごとに役割や目指す方向は異なるので、もっと具体的にエリアを分けて検討すべきではないか。
- ・ 中心市街地の空き地に市営住宅や住宅、及びアパートを建てた場合に、子育て世代の入居や町内会への加入等を条件に、固定資産税を減免する等して有効活用したほうが良い。
- ・ 古い街並みで空き家に悩んでいるところも多いが、NPOを立ち上げ、家主と入居希望者の調整をおこなっている事例があり、定住促進や空き家の解消は、補助だけでは難しく、枠組みとなる制度と実際の活動、そしてそれを支える組織が重要である。
- ・ 商店街の裏側の独居老人が多くなっているため、共同住宅化等への支援も必要である。

○第2回ワークショップの開催概要（第2部）

平成20年1月10日（木）19：00～21：00

「意見のまとめ」

- ・高山の強みは、歴史・文化・観光。これらを有効に使うべきだ。
- ・高齢者だけでなく、子ども連れもいるまちを創り出さなければならない。
- ・中心市街地の活性化は、銀行にとっても来店客の増加につながる。
- ・商業だけでなく、都市計画的な枠組みで活性化を検討する必要がある。
- ・地域住民に支持をしてもらえる商店街でなければならない。
- ・店主の高齢化により、商店街活動や個店の魅力向上の取り組みは困難になってきた。
- ・商店街から徒歩10分程度のところに駐車場があるが、目的地のすぐ近くに駐車場が欲しい。
- ・商店街の有志で、1～2年でビジョンを作って、10年ぐらいで取り組みたいと考えている。まずは商店街が独自に行動を起こすしかない。
- ・若い夫婦や子育て世代が住めるようなまちづくりになると良い。
- ・まちなか居住を考える際、空き家を何とかしていくことを考えることが大切である。

○第2回ワークショップの開催概要（第3部）

平成20年1月11日（金）13：00～15：00

「意見のまとめ」

- ・中心市街地は生活に便利な機能が揃っている。
- ・まちなか居住へのニーズは高まっている（高齢者・飲酒・子育て）。
- ・まちの魅力をもっといろんな人に知ってほしい。
- ・空き家・空き店舗の活用が必要 → マネジメント組織の必要性
- ・中心市街地内のエリアごとに方向性や事業を検討すべき。
- ・取り組みを長期継続的なものにするため、住民の意識改革が必要である。
- ・やる気のある人と、やりたいことを、やれることから取り組む。
- ・空き家活用で、家主と入居希望者の直接の交渉を嫌がるケースが多いので、空き家バンクのような仲介者となる存在が望まれる。
- ・まちなか居住の需要として、全ての人を満足させる住宅ではないが、町屋が好きな人を発掘する等色々なパターンを考えるべきである。

(3) 観光客アンケート調査（平成 20 年度）

平成 20 年中に高山市を訪れた観光客から寄せられたアンケートはがきをもとに集計した。はがきは飛騨高山観光案内所、道の駅などにおいて配布し、有効回答を得られたものについて、項目ごとに分析した。

○観光層及び動向

・性別・年齢別（有効回答数：3,132 人）

H20 年	男性	女性	合計	構成比
0 歳～9 歳	12	15	27	0.86%
10 歳～19 歳	35	51	86	2.75%
20 歳～29 歳	73	242	315	10.06%
30 歳～39 歳	176	379	555	17.72%
40 歳～49 歳	271	313	584	18.65%
50 歳～59 歳	333	447	780	24.90%
60 歳～69 歳	288	287	575	18.36%
70 歳～	141	69	210	6.70%
計	1,329	1,803	3,132	100.00%

・方向別（有効回答数：3,269 人）

H20 年	男性	女性	合計	構成比
県内	83	155	238	7.28%
北海道・東北	150	36	186	5.69%
関東	320	390	710	21.72%
中部	422	602	1,024	31.32%
北陸	96	126	222	6.79%
関西	291	413	704	21.54%
中国・四国	60	60	120	3.67%
九州・沖縄	26	34	60	1.84%
海外	3	2	5	0.15%
計	1,451	1,818	3,269	100.00%

性別は「女性」の方が高く、年齢層は、「40 歳代～60 歳代」が多くなっており、就学年齢層が大半を占める「20 歳代以下」は少なくなっている。

来訪者は、「県内を除く中部」が 31.32%と最も多く、次いで「関東」21.72%、「関西」21.54%となっており、周辺都道府県のみならず、遠方からも多数の観光客が訪れている。

・目的別（有効回答数：3,102 人）

H20 年	男性	女性	合計	構成比
温泉・保養	342	519	861	27.76%
文化歴史(町並)	249	359	608	19.60%
名所・旧跡	270	304	574	18.50%
自然風景	139	229	368	11.86%
ドライブ	45	61	106	3.42%
祭・行事	78	86	164	5.29%
食べ物	63	98	161	5.19%
登山・ハイキング	27	28	55	1.77%
スキー	13	11	24	0.77%
キャンプ	1	3	4	0.13%
ビジネス	15	12	27	0.87%
修学旅行	5	1	6	0.19%
旅先でのあい	9	4	13	0.42%
釣り	2	1	3	0.10%
その他	50	78	128	4.13%
計	1,308	1,794	3,102	100.00%

・高山までの主な交通機関

(有効回答数：3,086 人)

H20 年	男性	女性	合計	構成比
自家用車	667	787	1,454	47.12%
J R	410	733	1,143	37.04%
貸切バス	114	107	221	7.16%
路線バス	66	90	156	5.06%
飛行機	11	20	31	1.00%
タクシー	3	4	7	0.23%
その他	27	47	74	2.40%
計	1,298	1,788	3,086	100.00%

観光客ルートは、「温泉」が主流である。そこでお土産を買い、宿泊施設周辺の「古い町並み及び名所・旧跡」を巡る行動パターンは見取れる。

交通手段別では、「自家用車」が 47.12%を占めている。次いで「J R」が 37.04%と利用率が高く、中心市街地の都市機能集積が数字として表れている。

・高山市内での主な移動手段

(有効回答数：3,070人)

H20年	男性	女性	合計	構成比
徒歩	639	885	1,524	49.64%
自家用車	350	450	800	26.06%
貸切バス	59	79	138	4.50%
路線バス	128	213	341	11.11%
タクシー	59	88	147	4.79%
レンタル	25	34	59	1.92%
その他	28	33	61	1.99%
計	1,288	1,782	3,070	100.00%

・来訪回数（有効回答数：3,101人）

H20年	男性	女性	合計	構成比
はじめて	426	668	1,094	35.28%
2回目	287	369	656	21.15%
3回目	189	240	429	13.83%
4回目	88	115	203	6.55%
5回目	99	148	247	7.97%
6回目	33	38	71	2.29%
7回目	17	21	38	1.23%
8回目	22	21	43	1.39%
9回目	5	5	10	0.32%
10回目以上	149	161	310	10.00%
計	1,315	1,786	3,101	100.00%

高山市内での主な移動手段では、「徒歩」が49.64%を占めている。次いで、「自家用車」が26.06%、「路線バス」が11.11%と利用率が高く、中心市街地に観光資源集積が数字として表れている。

来訪回数は、「はじめて」が35.28%となっており、2回目以上の複数回は約65%を占めている。

・観光の印象

	H20年				H19年			
	良い	普通	悪い	有効回答数	良い	普通	悪い	有効回答数
宿泊施設								
料金	45.37	52.15	2.49	2,050	41.00	55.80	3.20	2,672
接客	65.26	32.46	2.28	2,018	61.10	36.70	2.20	2,587
料理	61.85	35.78	2.37	1,979	58.40	38.80	2.80	2,578
部屋	52.81	44.14	3.05	2,032	48.30	47.00	4.70	2,584
風呂	58.78	37.27	3.95	2,050	58.20	38.10	3.70	2,652
冷暖房	49.80	46.71	3.49	1,978	45.80	50.50	3.70	2,504
乗り物	33.15	63.41	3.44	2,003	32.20	64.60	3.20	2,499
土産品	47.91	50.98	1.11	2,795	45.40	53.40	1.20	3,624
観光施設	59.64	39.09	1.27	2,760	59.30	39.30	1.40	3,559

観光の印象は、宿泊施設の「接客」、「料理」、「風呂」の良い印象が高く、観光施設の良い印象も高い結果となった。一方、「乗り物」に対する良い印象が低くなっている。

・再来訪の意向（有効回答数：3,114人）

H20年	男性	女性	合計	H20構成比
思う	1,304	1,776	3,080	98.91%
思わない	12	22	34	1.09%
計	1,316	1,798	3,114	100.00%

再来訪の意向は、「思う」が98.91%と高く、「思わない」は1.09%と極めて低い結果となった。

< 中心市街地の来街実態 >

中心市街地来街者	郊外生活者
<p>○買い物目的が64%で中心、最寄品62%、衣料品等2%と強い最寄性を示す</p> <p>○徒歩および自転車が66%を示す／一方で車利用も32%と高い／公共交通機関の利用度はきわめて低い</p> <p>○ほとんど毎日のレベルでの利用が38%、次いで週1～3回程度が33%、月1～3回程度と来街頻度は同格都市に比べかなり高い</p>	<p>○利用は最寄品の買い物が66%、衣料品等は4%、飲食・レジャー等は9%であり、郊外生活者でも強い最寄性を示す</p> <p>○車での行動が70%、バスは0%である</p> <p>○週1～3回程度でのレベルの利用が51%と半数を占める</p>

< 中心市街地のまちの機能評価 >

中心市街地来街者	郊外生活者
<p>○公共交通機関が充実17%、車を利用しやすい16%と、交通アクセスへの評価が低く、夜の賑わいがある、ITなどの情報通信が充実の評価も低い</p> <p>○同格都市に比較して、街並みや歴史・文化、治安の良さや清潔さなどへの評価が極めて高い</p> <p>○約半数の人が中心市街地がまちの顔であると認識し、70%以上がこのまちに住み続けたいと考えている</p>	<p>○郊外生活者も中心市街地来街者とほぼ同様の評価である</p>
市民	
<p>○地域の特色を活かした魅力ある商業の振興が39%と満足度が低い</p> <p>○郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝える満足度が66%と高い</p>	
観光客	
<p>○乗り物の良い印象が33%、土産品の良い印象が48%と評価が低い</p> <p>○観光施設の良い印象が60%と評価が高い</p>	

< 中心市街地の事業計画評価 >

中心市街地来街者	郊外生活者
○交流スペース 85%、歩いて楽しめる環境づくり 80%に高いニーズがある	○交流スペース 84%、歩いて楽しめる環境づくり 90%と郊外生活者も中心市街地来街者とほぼ同様となっている
市民	
○いつでも安心して医療が受けられる環境を整備 94、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境 90 と重要度が高い	
観光客	
○再来訪への意向が極めて高い	

< 中心市街地への都市機能ニーズ >

- 駐車場に対するニーズが最も高く、次いで大型店に対するニーズが続く
- 中心市街地居住者の中では日用品の買い物に対するニーズも高い
- 産婦人科へのニーズ、待ち時間短縮を希望する声が多い
- 高齢者が気軽に利用できるサロンの施設を望む意見
- スポーツ施設や図書館の増設を求める意見
- 子どもが安全に遊べる場所を望む意見

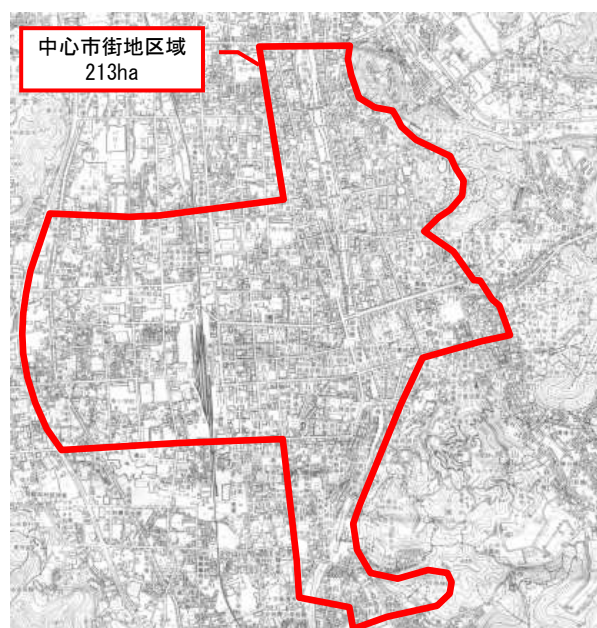
[4] 従来の中心市街地活性化基本計画の評価

平成11年に旧高山市中心市街地活性化基本計画（計画期間は、平成10年を初年度とし、平成20年を目標年次とした）を作成し、これに基づき「緑と歴史の香りに包まれた住みやすく活力あふれる伝統的文化都市飛騨高山」の実現のため、市街地の整備改善及び商業等の活性化に向けた施策を展開してきた。

道路バリアフリー整備をはじめとする快適な歩行者空間の整備や、官民一体となって取り組んできた町並み保存など観光資源の魅力向上に努めた結果により、観光地として一定の賑わいは維持しているものの、モータリゼーションの進展や生活様式の多様化に伴い、住民の郊外へ

の転出が進んだことから中心市街地における居住人口の減少に対しては歯止めがかかっていない。

居住人口の減少と平行して、少子化・高齢化が進行しており、様々な分野における後継者不足の要因となり、町内会の運営など地域コミュニティの形成にも支障をきたすおそれがある。



(1) 旧中心市街地活性化基本計画の分析

当市では、市街地の整備改善と商業の活性化を中心に合計63の事業を記載し、平成20年度末現在でその着手率は約89%となっている。着手に至らなかった理由は、事業が構想段階であり具体的内容の検討が不十分であったこと等である。

高速道路網の発達による車両の流入増加に対応するため、市街地内のアクセス道路の整備や歩行者等の安全確保のための歩道整備、高齢者や障がい者などに配慮したバリアフリーの環境整備に努めた結果、観光地として一定の賑わいの創出に成功している。

しかしながら、中心市街地における居住人口の空洞化に対する実効性の高い施策がほとんど行われていないことから、中心市街地の人口減少に歯止めがかかっていない状況である。

基本計画の進捗状況を管理するフォローアップシステムや、都市の郊外化に歯止めをかける等の対策が必要である。

旧基本計画の事業の実施状況（平成20年度末現在）

	事業数	実施数	未実施	実施率
市街地整備改善のための事業	37	33	4	89.2%
商業等の活性化のための事業	13	12	1	92.3%
その他の事業	13	10	2	84.6%
合計	63	56	7	88.9%

旧基本計画の個別事業の内訳

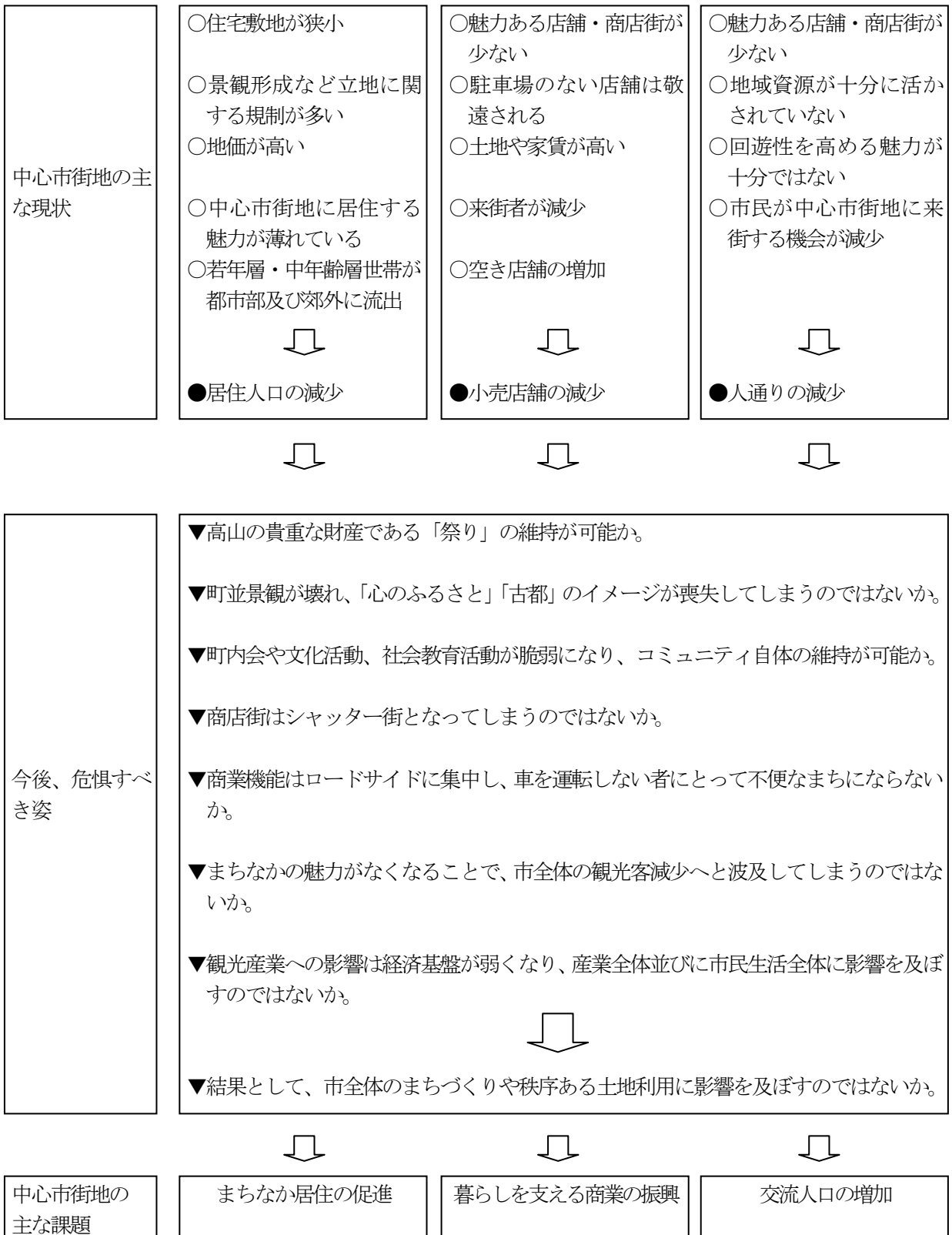
No	基本計画事業名	実施事業名	実施状況	目標番号
1	駅周辺土地区画整理事業	高山駅周辺土地区画整理事業	実施中	①にぎわい空間 ②アクセス道路 ③アメニティ空間 ⑥バリアフリー
2	道路整備事業 ①□らしのみちづくり事業	市道本町線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
3	道路整備事業 ①□らしのみちづくり事業	市営かじ橋駐車場	完了	
4	道路整備事業 ②歴史的地区環境整備街路事業	上一之町花里線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
5	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道若達花岡線	実施中	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
6	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道花里花岡線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
7	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道雁川原線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
8	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道本町線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
9	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道馬場線他2路線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
10	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道天満桐生線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
11	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道岡本線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
12	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道西岡本線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
13	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道花岡上岡本線他3路線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
14	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道西町八軒町2号線他1路線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
15	道路整備事業 ③その他の道路事業	花里本母線	完了	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
16	道路整備事業 ③その他の道路事業	昭和中山線他1路線街路整備	実施中	②アクセス道路 ⑥バリアフリー
17	道路整備事業 ③その他の道路事業	道路横断暗渠（細目グレーチング）	完了	⑥バリアフリー
18	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道天性寺吹屋線	完了	⑥バリアフリー
19	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道大門若達線他1路線	完了	⑥バリアフリー

20	道路整備事業 ③その他の道路事業	市道千島花里線	完了	⑥バリアフリー
21	道路整備事業 ③その他の道路事業	県単街路事業石浦下切線	完了	②アクセス道路
22	道路整備事業 ③その他の道路事業	県単道路改良事業松之木牧ヶ洞線	実施中	②アクセス道路
23	駐車場整備事業 ●高山駅周辺土地区画整理事業区域内における大型駐車場及び駐輪場の整備	駐車場整備	未実施	
24	駐車場整備事業 ●市庁舎跡地整備における地下駐車場及び駐輪場の整備	—	未実施	
25	駐車場整備事業 ●駐車場案内システムの導入の推進による交通渋滞の緩和	駐車場情報案内システムの高度化実証実験	完了	
26	宮川河川環境整備事業	宮川河川環境整備事業	完了	③アメニティ空間
27	緑地広場整備	昭和児童公園整備事業	完了	③アメニティ空間
28	緑の基本計画策定	緑の基本計画の見直し	完了	③アメニティ空間
29	市庁舎跡地整備	市図書館	完了	①にぎわい空間 ③アメニティ空間 ⑥バリアフリー
30	街なみ環境整備事業	住宅マスタープランに基づく住環境の改善	未実施	⑦良質な住環境
31	地区防災施設の整備	宮地家防火水槽整備事業	完了	⑦良質な住環境
32	集会所など生活環境施設の整備	「よって館」整備事業	完了	⑦良質な住環境
33	空き家住宅の活用または除却	—	未実施	⑦良質な住環境
34	修景施設の整備	横丁再生等整備事業	完了	③アメニティ空間
35	伝統的建造物群保存地区無電柱化事業	下二之町大新町	実施中	④観光資源活用 ⑦良質な住環境
36	観光誘導案内看板整備事業	多言語観光案内看板整備	完了	④観光資源活用
37	潤いのあるまちづくり条例の制定	条例制定	完了	⑦良質な住環境
38	商店街各個店への業態化の促進 ①起業家への支援	新分野開拓支援事業（開業資金融資事業） 18件	完了	⑤魅力ある商店街
39	商店街各個店への業態化の促進 ②新製品・商品開発・新技術開発への支援	新分野開拓支援事業（ベンチャー企業等創出事業）37件	完了	⑤魅力ある商店街
40	商店街活性化を担う人材の育成 ①U I J ターンの促進	U I J ターン対策事業 566件	完了	⑤魅力ある商店街
41	商店街活性化を担う人材の育成 ②人材情報提供システムの整備	—	未実施	⑤魅力ある商店街
42	商店街活性化を担う人材の育成 ③外部人材活用システムの整備	企業、産業団体等との懇談会 7回	完了	⑤魅力ある商店街

43	商店街活性化を担う人材の育成 ④住みよいまちづくりへの地域ミニフォーラム	まちづくり交流フォーラム 4回	完了	⑤魅力ある商店街 ⑦良質な住環境
44	商店街活性化事業への支援 ●商店街機能強化事業 ◇中心市街地空き店舗対策事業	商店街振興事業	完了	⑤魅力ある商店街
45	商店街活性化事業への支援 ●商店街機能強化事業 ◇商店街個性化推進設備整備事業	商店街振興事業	完了	⑤魅力ある商店街
46	商店街活性化事業への支援 ●商店街機能強化事業 ◇商店街駐車場整備促進事業	商店街振興事業 共同駐車場整備 1箇所	完了	⑤魅力ある商店街
47	商店街活性化事業への支援 ●商店街機能強化事業 ◇商店街駐車場整備促進事業	商店街振興事業 駐車無料券 88,863枚	完了	⑤魅力ある商店街
48	商店街活性化事業への支援 ●商店街機能強化事業 ◇中心市街地シースルーシャッター等設置事業	中心市街地活性化事業 6店舗	完了	⑤魅力ある商店街
49	マルチメディアの活用による街なかなぎわい創出事業 ●空き店舗を活用し地域FMのサテライトスタジオ設置	商店街振興事業	完了	⑤魅力ある商店街
50	マルチメディアの活用による街なかなぎわい創出事業 ●パソコン活用による行政手続、地域情報の提供など	商店街振興事業	完了	⑤魅力ある商店街
51	文化のまちづくり事業 ①屋台囃子復活事業	ふるさと伝承記録整備事業	完了	④観光資源活用
52	文化のまちづくり事業 ②近代建物調査及び活用事業	文化財関係事務	完了	④観光資源活用
53	文化のまちづくり事業 ③ともに担う伝統文化のまちづくり事業	—	未実施	④観光資源活用
54	伝統的建造物群保存修理等事業	伝統的建造物群保存事業	完了	④観光資源活用
55	景観保存奨励事業	市街地景観保存区域の拡大	完了	④観光資源活用
56	文化財建造物保存修理等事業 ①国分寺大イチョウ保護増殖事業	—	未実施	④観光資源活用

57	文化財建造物保存修理等事業 ②屋台及び屋台蔵修理事業	高山祭屋台保存修理事業	完了	④観光資源活用
58	コミュニティバス運行事業	のらマイカー運行事業	完了	
59	情報発信活用事業	HP 画面製作事業	完了	
60	まちかど活用事業 ●ギャラリーの街	ギャラリーのまち飛騨高山	完了	①にぎわい空間 ⑤魅力ある商店街
61	まちかど活用事業 ●まちなみコンサート	飛騨高山まちなみコンサート	完了	①にぎわい空間 ⑤魅力ある商店街
62	まちかど活用事業 ●氷の彫刻祭	飛騨高山氷の彫刻まつり	完了	①にぎわい空間 ⑤魅力ある商店街
63	まちかど活用事業 ●我楽多市	我楽多市	完了	①にぎわい空間 ⑤魅力ある商店街

[5] 中心市街地の課題



まちなか居住の促進

高山祭に代表される歴史的資産は屋台組をはじめとする地域住民の誇りと努力によるものでありまちづくりの原点ともいえる。(高山市中心市街地活性化協議会からの意見書より)

中心市街地における人口の減少は、本市にとって貴重な財産である祭り文化の継承すら危ぶまれる状況にある。また、連たんした美しい町並み景観は、居住や営む者が不在となったことで空き家・空き店舗や空き地を増加させ、まちの魅力と個性をなくしていく。その結果、「心のふるさと」「古都」といわれる高山のイメージが喪失してしまうことになる。

加えて、少子高齢化も顕著なことから、町内会や子ども会の運営ができなくなったり、従来、行われていた地域単位での文化活動や社会教育活動の存続も困難な状況にある。

伝統文化の継承と地域コミュニティの維持のためには、まちなかにおける居住者の減少に歯止めをかけることが中心市街地活性化にとって不可欠な課題である。

暮らしを支える商業の振興

中心市街地の空き店舗は最近5年余りで約100店舗から約200店舗に増加した。中心市街地における人口の減少と商業機能が段々と国道沿いなどロードサイドに集中してきたことが主な要因であり、専用駐車場のない店舗は敬遠される傾向にある。本来、車を運転しない高齢者などにとっても、歩いて行ける身近な場所で最寄品が手に入ることに中心市街地としての利便性がある。また、国際観光都市である本市にとって、中心市街地を回遊するなかでそれぞれの通りで出会う個性ある商品、魅力的な店舗に満足し、人でのぎわい、にぎわいが新たな魅力を創出するものである。しかし、現状は空き店舗が増加し、それがにぎわいを喪失させ、さらに空き店舗が増えるという連鎖となっている。

生活者の暮らしと来訪者が満足しにぎわいのあるまちとするためには、空き店舗の増加に歯止めをかけることが中心市街地にとって不可欠な課題である。

交流人口の増加

国内はもとより国外からも毎年400万人を超える多くの観光客が訪れている。近年は、フランスのミシュラン社から最高評価の三ツ星を獲得するなど知名度も一段と高くなってきた。しかし、観光客の多くは中心市街地を訪れているものの、平均滞在時間は短くなっており、消費額も伸び悩んでいる。高山のまちなかの魅力は、「400年の歴史からなる通りの文化」にある。

古い町並み、街道、寺院群、朝市通り、商店街などを回遊してはじめて魅力を実感できるところ、その機能が発揮されていない。それは、結節点や案内が不十分であったり、道路でまちを分断していたり、人が集い、交流する場が不足しているのが主な要因といえる。

回遊性を向上させることを重要なポイントとして観光、商業、町並み景観を強化させるためには、結節点が整備され、四季を通じてまた昼夜ともににぎわいのあることが中心市街地にとって不可欠な課題である。

[6] 中心市街地活性化の基本方針

(1) 高山市第七次総合計画

当市の第七次総合計画において、まちづくりの基本理念を「住みよいまちは 行きよいまち」と定めている。この基本理念は、豊かな自然環境と長い歴史に培われてきた伝統を活かしながら、誰もが住みやすく、住みたくくなるような落ち着いた定住環境と多くの人々が集い、ふれあえるようなにぎわいのある交流環境の整備をすすめるという今後のまちづくりの基本的な考え方を示したものである。

また、当市の都市像を「やさしさと活力にあふれるまち 『飛騨高山』」と定めている。この都市像は、当市のあるべき姿として、やさしさとゆたかなところに包まれながら、多くの交流人口や活発な産業活動によるにぎわいのもと、子どもからお年よりまで誰もがすみよさを実感し、元気で、安全で、安心して暮らすことができるまちでありたいという思いをあらわしている。

(2) 中心市街地が果たすべき役割

・ 古き良き飛騨高山を未来に継承

中心市街地には、長い歴史の中で守り育んできた貴重な歴史・文化資源が保存、継承されている。これら郷土の歴史や伝統文化は市民一人ひとりの貴重な財産であり、将来にわたって確実に守り次代に伝えることが大切である。

歴史的に価値ある建造物、遺跡、歴史資料の保護・保存に努めるとともに、修理修景や歴史的町並の再生をすすめていく。伝統文化、伝承芸能などの後継者の育成や記録などにより、遺跡の単なる保存に終わらせるのではなく、人々の暮らしと意識に根付いた保存活動となるよう努める必要がある。

・ 新たに創造するまちのデザイン

多様な人々のニーズにこたえられる便利で快適なまちが中心市街地に求められている。伝統文化と現代的な文化の調和により、古さと新しさが融合した新たな魅力を中心市街地に生み出していくことで、誰にとっても住みやすく訪れやすい中心市街地の創出を図る。

豊かで安定した市民生活を営むことのできる基盤として、地域の資源や特性を活かした産業活動が活発なにぎわいのあるまちを実現するため、人々のところを魅了する滞在型・通年型の観光地づくり、地域の特色を活かした個性ある商業の振興をすすめる必要がある。

・ 世界、全国、全市域をつなぐ交流の結節点

J R高山駅や高山濃飛バスセンターなどの飛騨圏域の重要な交通結節点があり、事業の推進により、バリアフリーに配慮された便利で快適な空間が整備されつつある。文化交流施設の集積を活かすとともに、新たな市民活動の場や観光交流施設の整備を推進し、当市の多文化交流の拠点として、にぎわいのある中心市街地の形成を図る。

また世界、全国、市全域から多くの人々が訪れ交流が生まれることから、中心市街地の活性化が市全体の活性化につながるようにしていく必要がある。

(3) 中心市街地活性化に関するコンセプト

人が住み 人が訪れ にぎわいとやさしさにあふれるまち「飛騨高山」

当市には、高山祭をはじめとする伝統文化と豊かな自然環境が残されており、これら貴重な資源を将来にわたって確実に保全・継承する。自然や伝統文化との調和を意識した格調高い都市景観の創出に努め、市民が自らのまちに自信と誇りを持てるようなまちづくりを一層推進していくことで、観光地としての魅力もさらに高めていくものである。

高山祭はユネスコの無形文化遺産の提案候補に選定され、祭区域を含む歴史的町並みを形成する一帯は「祭礼の場」として世界遺産への登録への取り組みがすすめられるなど、中心市街地は当市の代表的な文化的空間としてのみならず、世界的にも日本文化の魅力を伝える貴重な場として市民の誇りである。

伝統文化の継承とこれらを守り伝える人々のいきづかいを感じることができるまちづくりを推進し、中心市街地が居住者のみならず市民全体にとって誇りを持てる地域であり続けられるよう、中心市街地の魅力向上に努めるものである。

(4) 中心市街地活性化に関する基本方針

中心市街地における課題やコンセプトを踏まえ、活性化に向けての基本方針を次のとおりとする。

基本方針1 美しさと快適性が調和した「住みやすいまち」

中心市街地には、日本三大美祭の一つにも数えられる高山祭をはじめとする数多くの伝統行事が残されており、美しい町並み景観等とともにそれらの保存・継承を図ることで、地域への愛着を醸成する。誰もが住みやすく、住みたくなる居住環境を実現するため、既存ストックを最大限活用し、多様な世代やライフスタイルに応じた住宅供給がされるよう、新たなまちなか居住施策の促進を図るとともに若者定住促進をはじめとする従来の居住施策の普及を促進する。

また、中心部における居住者の減少等によって、地域コミュニティが希薄になっていることから、地域コミュニティの再生を図るとともに、バリアフリーのまちづくりの視点を大切に美しさと快適性が調和した住みやすいまちを目指す。

基本方針2 楽しさと利便性が充実した「にぎわいのあるまち」

にぎわいのあるまちには人々が集い、人と人との交流からさらなるにぎわいが生まれる。そのため、起業家の育成や市内各地域の情報発信、多世代が交流することができる施設を整備するなど特徴的な空き家・空き店舗の活用をすすめる。

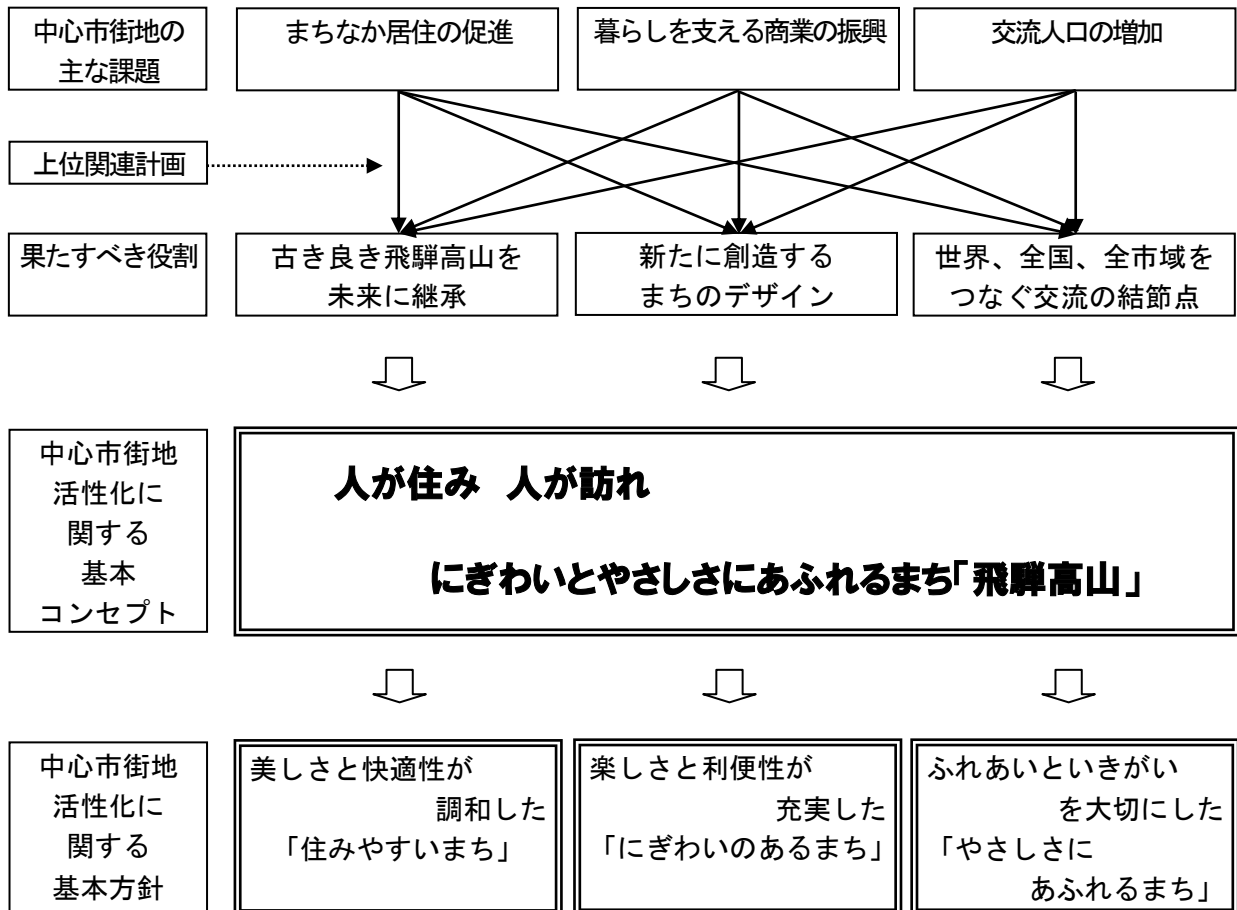
また、中心市街地は市民にとって多種多様な活動の場であり、協働の場であり、新たな文化・芸術の創造、発信の場である。地域の個性を守るだけでなく、さらに磨きをかけることで、世界・全国・市全域から人が集まり、交流することを通じて、楽しさと利便性が充実したにぎわいのあるまちを目指す。

基本方針3 ふれあいといきがいをお大切にした「やさしさにあふれるまち」

少子高齢化社会が到来し、JR高山駅や高山濃飛バスセンターなどの飛騨地域の重要な役割を担う交通結節機能を活かしながら、鉄道やバスなどの公共交通の利便性を向上させることで中心市街地との往来をやすくする。その、中心市街地には、商業空間、居住空間だけではなく福祉・保健・医療・教育・文化などあらゆるものが集積していることで人はまちなかに集まり人生にとって社会にとって地域にとって何が大切なのか、何を伝えるべきかを学ぶ。

地域の人々が互いに手を結び、ともに支えあいながら子どもから高齢者まで誰もが健康でいきいきとした、安心して暮らすことができるやさしさにあふれるまちを目指す。

中心市街地活性化に関する基本方針に向けて体系図



2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

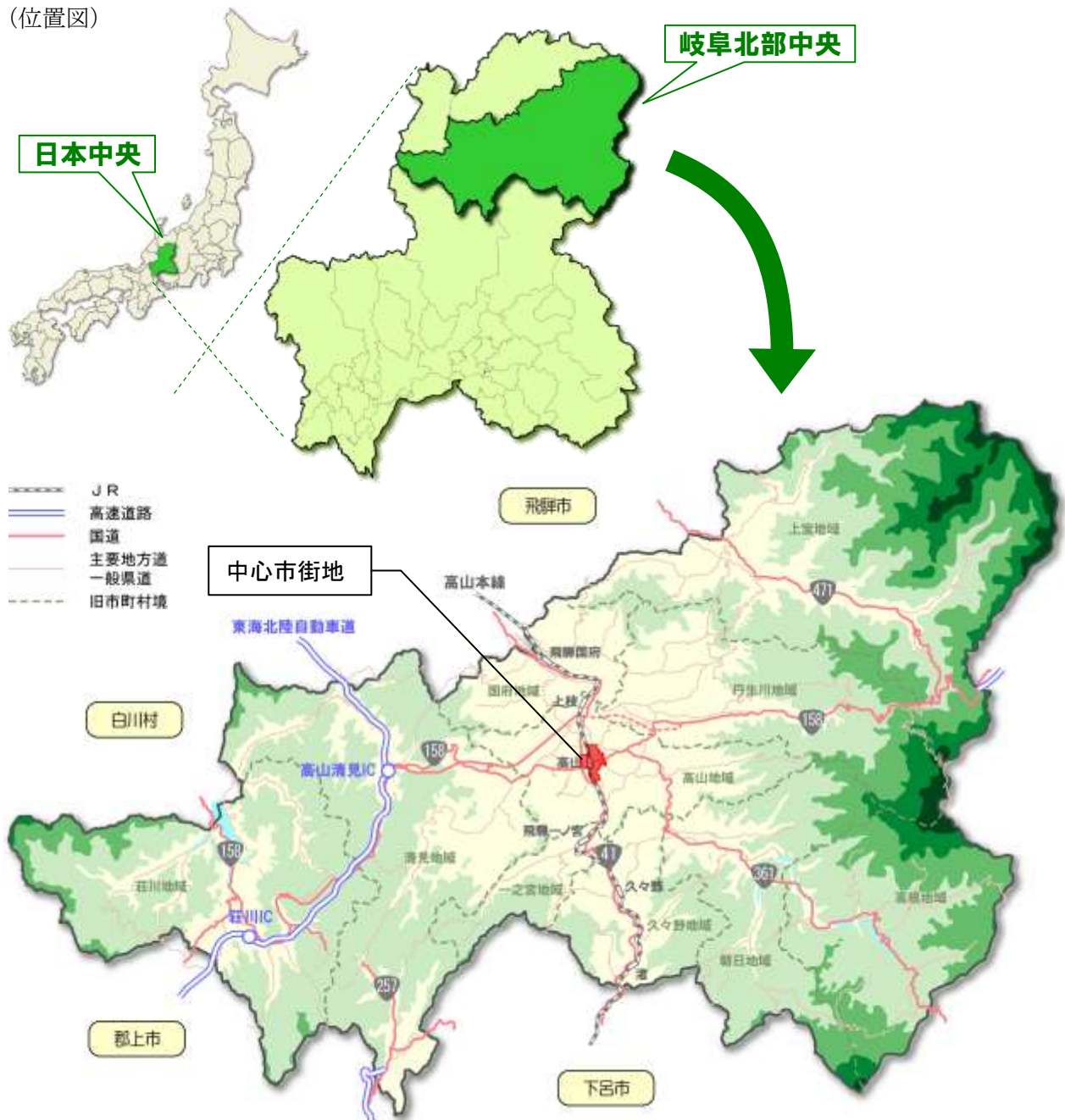
位置設定の考え方

当市は岐阜県の北部の中央に位置し、平成 17 年 2 月の合併により面積 2,177.67 ㎢と日本一広い市域となった。

本計画に定める地区は当市のほぼ中央に位置するとともに、近世、飛騨を領国した金森氏が東西南北のすべての街道を城下町に引き込んでおり、現在に亘り飛騨地方の政治、経済、文化、交通の中心としての役割を担っている。また、城下町として栄えた地域は、数多くの歴史文化資源が残っており、年間 426 万人が訪れる観光地として当市の経済活動の拠点となっている。

中心市街地は当市の顔であり、政治、経済、文化、交通の中心となることから、市役所、図書館、病院等の公共施設が集積する地区、歴史文化資源が数多く残る地区、鉄道やバスといった公共交通の拠点である高山駅周辺地区を含む地区を中心市街地とする。

(位置図)

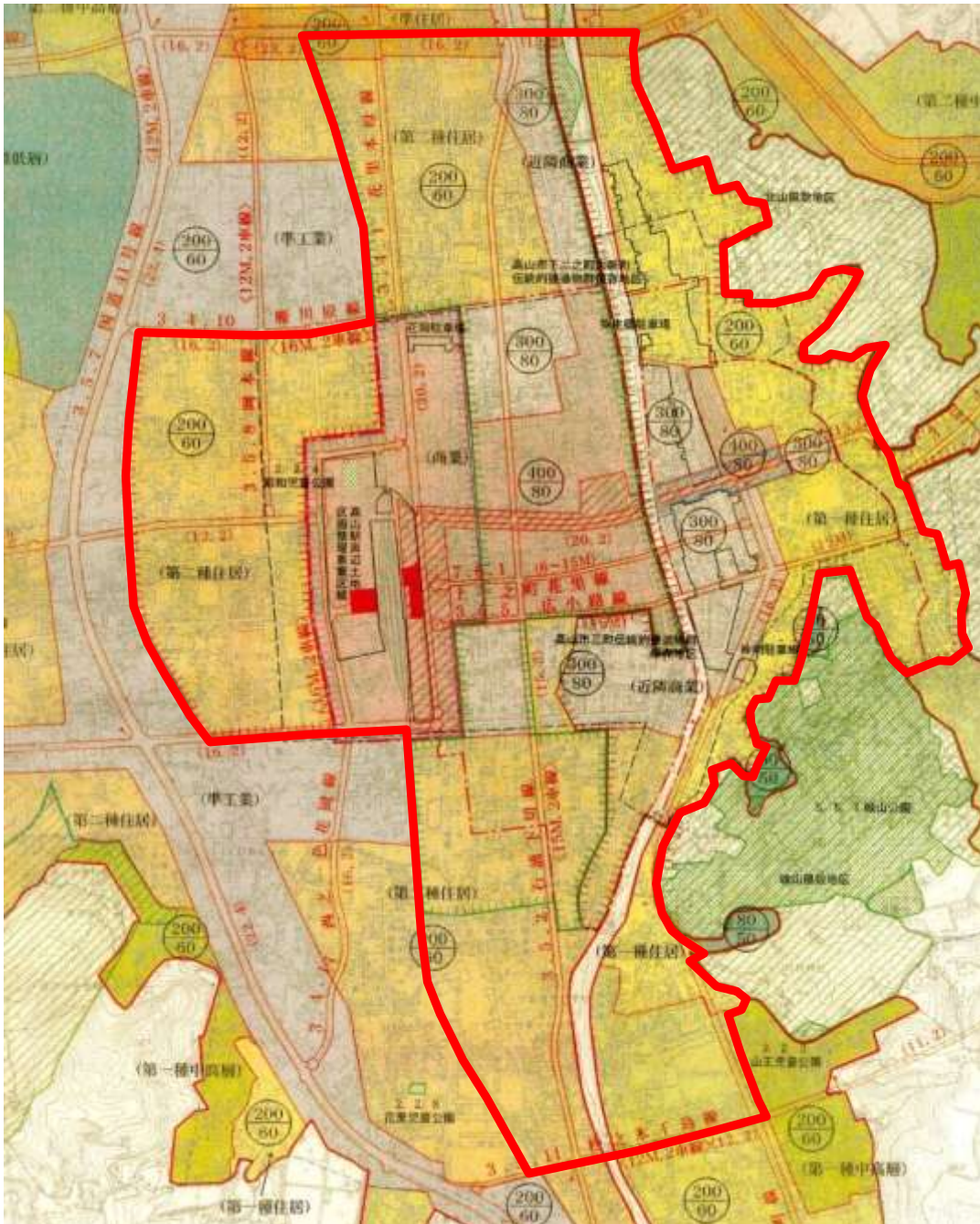


[2] 区域

区域設定の考え方

中心市街地の区域については、歴史文化資源が数多く残り観光客が数多く訪れる観光エリア、飛騨地方の玄関口であり鉄道やバスといった公共交通の拠点となっている高山駅周辺地区、城下町と高山駅との間に位置する商業集積地区及び上記地区に隣接する歩行圏内の住居系地域を含めた地区約 290ha を区域とする。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																																																																																																																									
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>○小売業の集積</p> <p>市内の小売業者のうち約24%が中心商店街区域に集積し、従業者数でも約15%を占めている。年間商品販売額は約9%となっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">中心商店街</th> <th style="text-align: center;">市全体</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗数</td> <td style="text-align: center;">348 店</td> <td style="text-align: center;">1,454 店</td> <td style="text-align: center;">23.9%</td> </tr> <tr> <td>従業者数</td> <td style="text-align: center;">1,060 人</td> <td style="text-align: center;">6,930 人</td> <td style="text-align: center;">15.3%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td style="text-align: center;">11,216 百万円</td> <td style="text-align: center;">119,477 百万円</td> <td style="text-align: center;">9.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出典：商業統計)</p> <p>○商圏（最寄品、買回品）：消費者購買動向調査等</p> <p>当市の小売吸引力は1.260で、県内21市中2番目に大きな値となっている。平成16年との対比で見ると、0.053減少(△4.0%)している。</p> <p>また、小売吸引力に各市の人口を乗じて商圏人口を算出することで、商業活動の活力をみる。</p> <p>平成19年の当市の商圏人口は119,598人で、県内21市中4番目(常住人口は6番目)に多い。平成16年との対比で見ると、7,233人減少(△5.7%)している。</p> <p>※小売吸引力とは、各市1人あたりの年間小売販売額を県の1人あたり年間販売額で除した数値 (単位：人、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都市名</th> <th colspan="3">小売吸引力</th> <th colspan="3">商圏人口</th> </tr> <tr> <th>平成16年</th> <th>平成19年</th> <th>増減(19年-16年)</th> <th>平成16年</th> <th>平成19年</th> <th>増減(19年-16年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本巢市</td> <td style="text-align: center;">1.202</td> <td style="text-align: center;">1.56</td> <td style="text-align: center;">0.358</td> <td style="text-align: center;">41,250</td> <td style="text-align: center;">54,204</td> <td style="text-align: center;">12,954</td> </tr> <tr> <td>高山市</td> <td style="text-align: center;">1.313</td> <td style="text-align: center;">1.26</td> <td style="text-align: center;">△0.053</td> <td style="text-align: center;">126,831</td> <td style="text-align: center;">119,598</td> <td style="text-align: center;">△7,233</td> </tr> <tr> <td>美濃加茂市</td> <td style="text-align: center;">1.242</td> <td style="text-align: center;">1.25</td> <td style="text-align: center;">0.008</td> <td style="text-align: center;">64,830</td> <td style="text-align: center;">67,146</td> <td style="text-align: center;">2,316</td> </tr> <tr> <td>恵那市</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.14</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">62,832</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岐阜市</td> <td style="text-align: center;">1.182</td> <td style="text-align: center;">1.11</td> <td style="text-align: center;">△0.072</td> <td style="text-align: center;">494,262</td> <td style="text-align: center;">458,160</td> <td style="text-align: center;">△36,102</td> </tr> <tr> <td>中津川市</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.11</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">92,404</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>瑞浪市</td> <td style="text-align: center;">0.909</td> <td style="text-align: center;">1.11</td> <td style="text-align: center;">0.201</td> <td style="text-align: center;">38,403</td> <td style="text-align: center;">46,187</td> <td style="text-align: center;">7,784</td> </tr> <tr> <td>下呂市</td> <td style="text-align: center;">1.02</td> <td style="text-align: center;">1.11</td> <td style="text-align: center;">0.090</td> <td style="text-align: center;">39,802</td> <td style="text-align: center;">41,722</td> <td style="text-align: center;">1,920</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>羽島市</td> <td style="text-align: center;">0.687</td> <td style="text-align: center;">0.74</td> <td style="text-align: center;">0.053</td> <td style="text-align: center;">45,608</td> <td style="text-align: center;">49,550</td> <td style="text-align: center;">3,942</td> </tr> <tr> <td>美濃市</td> <td style="text-align: center;">0.646</td> <td style="text-align: center;">0.69</td> <td style="text-align: center;">0.044</td> <td style="text-align: center;">15,398</td> <td style="text-align: center;">15,876</td> <td style="text-align: center;">478</td> </tr> <tr> <td>山県市</td> <td style="text-align: center;">0.677</td> <td style="text-align: center;">0.65</td> <td style="text-align: center;">△0.027</td> <td style="text-align: center;">20,672</td> <td style="text-align: center;">19,499</td> <td style="text-align: center;">△1,173</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出典：高山市の商業(H19商業統計))</p> <p>○都市機能の集積</p> <p>区域内に市役所本庁舎をはじめ多くの公共施設が立地している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">施設名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政施設</td> <td>市役所本庁舎、警察署、裁判所、法務局、税務署、検察庁、拘置所、日本年金機構高山年金事務所、労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>文化施設</td> <td>市民文化会館、高山市図書館</td> </tr> <tr> <td>医療福祉施設</td> <td>総合福祉センター、山王福祉センター、高山赤十字病院</td> </tr> </tbody> </table>		中心商店街	市全体	割合	店舗数	348 店	1,454 店	23.9%	従業者数	1,060 人	6,930 人	15.3%	年間商品販売額	11,216 百万円	119,477 百万円	9.4%	都市名	小売吸引力			商圏人口			平成16年	平成19年	増減(19年-16年)	平成16年	平成19年	増減(19年-16年)	本巢市	1.202	1.56	0.358	41,250	54,204	12,954	高山市	1.313	1.26	△0.053	126,831	119,598	△7,233	美濃加茂市	1.242	1.25	0.008	64,830	67,146	2,316	恵那市		1.14			62,832		岐阜市	1.182	1.11	△0.072	494,262	458,160	△36,102	中津川市		1.11			92,404	-	瑞浪市	0.909	1.11	0.201	38,403	46,187	7,784	下呂市	1.02	1.11	0.090	39,802	41,722	1,920	~~~~~							羽島市	0.687	0.74	0.053	45,608	49,550	3,942	美濃市	0.646	0.69	0.044	15,398	15,876	478	山県市	0.677	0.65	△0.027	20,672	19,499	△1,173		施設名称	行政施設	市役所本庁舎、警察署、裁判所、法務局、税務署、検察庁、拘置所、日本年金機構高山年金事務所、労働基準監督署	文化施設	市民文化会館、高山市図書館	医療福祉施設	総合福祉センター、山王福祉センター、高山赤十字病院
		中心商店街	市全体	割合																																																																																																																						
	店舗数	348 店	1,454 店	23.9%																																																																																																																						
	従業者数	1,060 人	6,930 人	15.3%																																																																																																																						
	年間商品販売額	11,216 百万円	119,477 百万円	9.4%																																																																																																																						
	都市名	小売吸引力			商圏人口																																																																																																																					
		平成16年	平成19年	増減(19年-16年)	平成16年	平成19年	増減(19年-16年)																																																																																																																			
	本巢市	1.202	1.56	0.358	41,250	54,204	12,954																																																																																																																			
	高山市	1.313	1.26	△0.053	126,831	119,598	△7,233																																																																																																																			
	美濃加茂市	1.242	1.25	0.008	64,830	67,146	2,316																																																																																																																			
恵那市		1.14			62,832																																																																																																																					
岐阜市	1.182	1.11	△0.072	494,262	458,160	△36,102																																																																																																																				
中津川市		1.11			92,404	-																																																																																																																				
瑞浪市	0.909	1.11	0.201	38,403	46,187	7,784																																																																																																																				
下呂市	1.02	1.11	0.090	39,802	41,722	1,920																																																																																																																				
~~~~~																																																																																																																										
羽島市	0.687	0.74	0.053	45,608	49,550	3,942																																																																																																																				
美濃市	0.646	0.69	0.044	15,398	15,876	478																																																																																																																				
山県市	0.677	0.65	△0.027	20,672	19,499	△1,173																																																																																																																				
	施設名称																																																																																																																									
行政施設	市役所本庁舎、警察署、裁判所、法務局、税務署、検察庁、拘置所、日本年金機構高山年金事務所、労働基準監督署																																																																																																																									
文化施設	市民文化会館、高山市図書館																																																																																																																									
医療福祉施設	総合福祉センター、山王福祉センター、高山赤十字病院																																																																																																																									



第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

○人口の減少

平成21年の中心市街地の人口は16,853人であり、平成11年の人口19,795人と比較して約85%となっており、旧基本計画策定後も減少傾向に歯止めがかかっていない。

	H11	H18	H19	H20	H21	増減率 (H21/H11)
中心市街地人口	19,795	17,559	17,301	17,083	16,853	△14.9%
市全体人口	97,095	96,012	95,316	94,897	94,235	△2.9%

(出典：住民基本台帳)

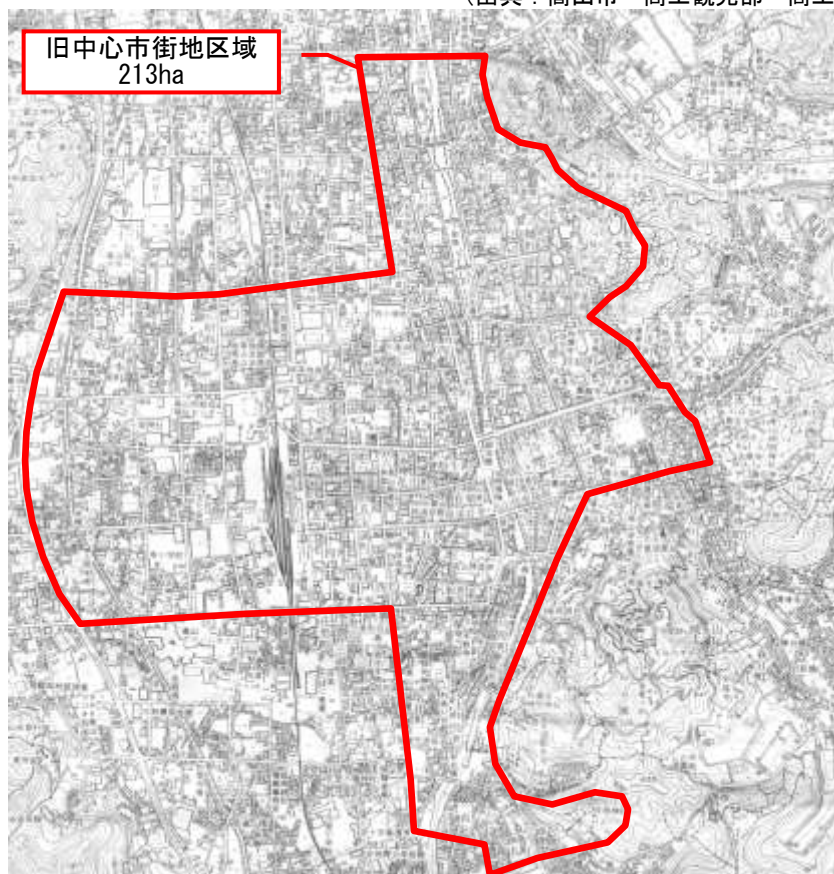
○空き店舗の増加

平成21年度の中心市街地全体の営業店舗は1,958店、空き店舗は194店で空き店舗率は9.0%であった。旧基本計画の中心市街地区域では平成15年度より空き店舗が増加傾向にあり、空き店舗率は6年間で約2倍となっている。

旧基本計画の中心市街地区域

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
空き店舗数	101	125	128	144	158	168	194
営業店舗数	2,176	2,135	2,082	2,027	1,979	2,015	1,958
空き店舗率	4.4%	5.5%	5.8%	6.6%	7.4%	7.7%	9.0%

(出典：高山市 商工観光部 商工課)



平成 21 年の中心市街地のうち商店街形成区域内の空き店舗は 49 店となっており、平成 15 年の 35 店から 14 店 (+40%) 増加するなど悪化の傾向にある。また、営業店舗が平成 15 年の 397 店から 31 店 (-8%) 減少しており、総店舗数も減少傾向にある。

中心市街地のうち商店街形成区域内

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
空き店舗数	35	39	38	39	41	42	49
営業店舗数	397	392	387	375	375	374	366
空き店舗率	8.1%	9.1%	9.1%	9.4%	9.9%	10.1%	11.8%

(出典：高山市商工課)

○小売業者数、年間販売額の減少

小売業者数、年間販売額ともに平成 11 年から平成 19 年で、それぞれ 19.8%、47.8%の減少となっている。

	H11	H14	H16	H19	増減率(H19/H11)
小売業者数	434	381	362	348	△19.8%
販売額(百万円)	21,487	14,244	13,145	11,216	△47.8%

(出典：商業統計)

第 3 号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

○総合計画における位置付け

第七次高山市総合計画では、中心市街地において商業機能・情報発信機能・交流機能・居住機能などを備え、人が住み、集まり、交流する活気のみちた空間の形成をすすめることを明確に位置付けている。

○中心市街地活性化による効率性及び波及効果

当市の中心市街地は、飛騨地域の政治、経済、文化、交流の中心であり、多くの都市機能が集積している。

特に歴史的町並を色濃く残した観光地区周辺は、当市のまちの顔ともいえる。そのため、中心市街地の発展と衰退がそのまま当市の産業全体並びに市民生活全体に大きな影響を及ぼす。

中心市街地の活性化により、当該地域のみならず、市全体及び周辺都市に波及し、飛騨地域全体の活力向上に有効かつ適切である。

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### [1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地の課題及び中心市街地活性化の基本方針に基づき、以下の3つを中心市街地活性化の目標として設定する。

##### 目標1：住みやすいまち

高山のまちなかの魅力は、「400年の歴史からなる『通りの文化』と四季折々の『日々の暮らしの文化』」にある。人が住んでこそ、人の暮らしがそこにあってこそ高山の魅力を感じられるまちとして、まちなかに人が住みやすい、人が住みたくなる居住空間を保存、維持、再生、創造する。

##### 目標2：にぎわいのあるまち

高山のまちなかの魅力は、「歩けばわかる。歩いてこそ感じられる」ところにある。通りがにぎわうことでまちは元気になりやさしくもなる。交通の結節点の整備により、まちなかの回遊性が高まり閉ざしていた商店や町家は序々に開かれた通りとして魅力的な商業空間を創出する。

##### 目標3：やさしさにあふれるまち

高山のまちなかの魅力は、「伝統文化ともてなしの心」にある。継承してきた高齢者を敬い、次代を担う子どもたちを「地域の宝」として大切に、地域住民のみならず全ての市民と訪れた人々が愛着と誇りを持てるようなまちを将来に向けて守り、磨き、伝える。

#### [2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間を平成22年4月から平成27年3月までの期間とする。

(おおむね20年後のまちを展望しつつ、当面、この5年間に特に集中して施策に取り組む)

#### [3] 数値目標設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を把握するため、以下の数値目標を設定する。

##### (1) 住みやすいまち ⇄⇄⇄ 中心市街地居住人口

高山市の貴重な財産である高山祭をはじめとする伝統文化や人々の暮らしは、愛着と誇りを持って支えてくれる人たちがいなければ成り立たないものである。

住みやすいまちに加えて、自然や景観を活かした取り組み、市全域の歴史・文化的資源や観光資源を活用した取り組みにより、美しさと快適性が調和したまちの魅力を生み出す中心市街地の形成の状況を端的に表す中心市街地居住人口を指標とする。

##### (2) にぎわいのあるまち やさしさにあふれるまち ⇄⇄⇄ (商店街形成区域内) 営業店舗数

にぎわいを生み出すためには、人を呼び込み通行量を増やすことが必要であり、人を呼び込むためには魅力のある店舗の増加が重要である。住む人や来訪者が、日常的あるいは非日常的に良好なサービスを受けられるように、観光・商業の活性化の強化を図る。また、人通りの増加そのものが新たな営業店舗の立地を誘引する面もあることから、中心市街地の経済活力の状況や魅力・にぎわいを端的に表す、中心市街地のうち商店街形成区域内の営業店舗数を指標とする。

## 参考目標指標

### 「空き店舗数」(商店街形成区域内)

空き店舗の発生は、来訪者のまちなかひいては高山市全体に対するイメージ低下につながる。

また、空き家や空き店舗が増加し、それがにぎわいを喪失させ、さらに空き家や空き店舗が増えるという連鎖により中心市街地の空洞化が進み、商店街としての魅力が低下することから、中心市街地の商店街形成区域内の空き店舗を参考指標とする。

#### 【具体的に取り組むうえでのポイント】

★まちなかに居住する



★交流の結節点を整備する



★開かれた通りにする



★回遊性を高める



★市民みんなで盛り上げる

#### [4] 具体的な目標数値の考え方

##### (1) 中心市街地居住人口

中心市街地居住人口の目標数値 (単位：人)

	現況 (H21)	目標数値 (H26)
中心市街地居住人口	16,853	現況以上

旧基本計画策定直後の平成11年には中心市街地に全人口の2割を超える約2万人の人が居住していたが、旧基本計画策定以前から現在に至るまで一貫して中心市街地の人口は減少しており、中心市街地における人口の空洞化に歯止めがかかっていない状態である。

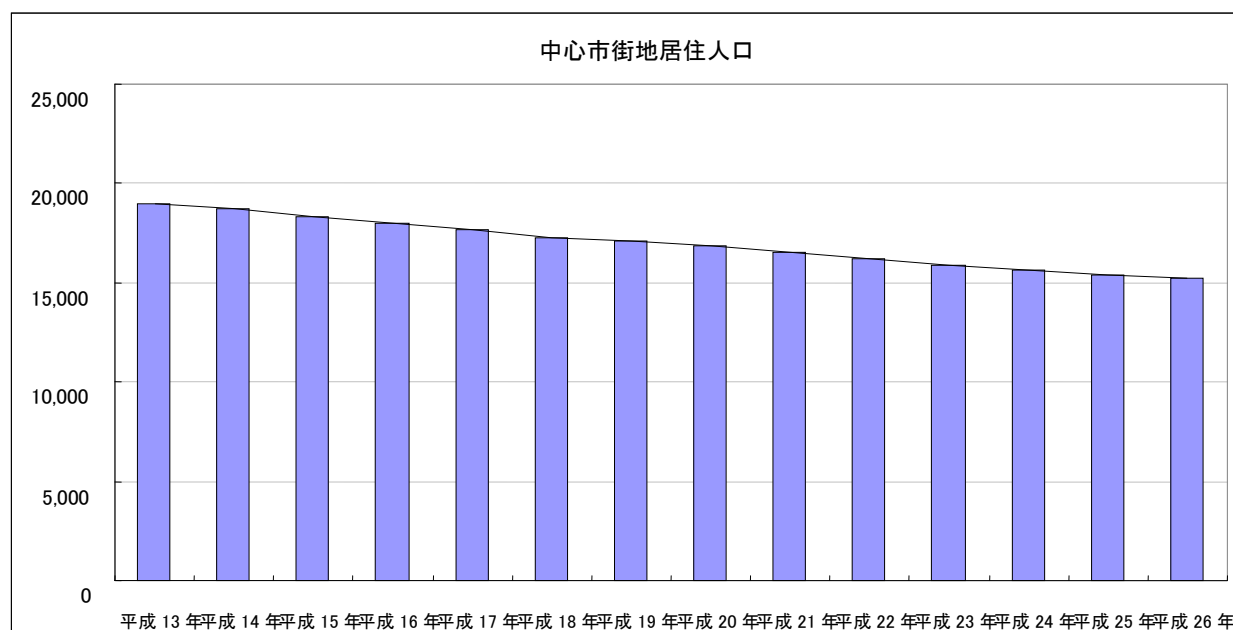
現状のままでは、今後も人口の減少が進行することが予想されるため、居住促進につながる各種事業を展開することにより、中心市街地の居住人口の目標数値を現況(H21：16,853人)以上とする。

中心市街地居住人口の推移 (単位：人)

	市全体人口 (合併町村人口を含む)	中心市街地 居住人口	市全体に対する中心 市街地居住人口割合
平成11年	97,095	19,795	20.4%
平成14年	97,507	19,042	19.5%
平成16年	96,982	18,335	18.9%
平成19年	95,316	17,301	18.2%
平成20年	94,897	17,083	18.0%
平成21年	94,235	16,853	17.9%

出典：住民基本台帳

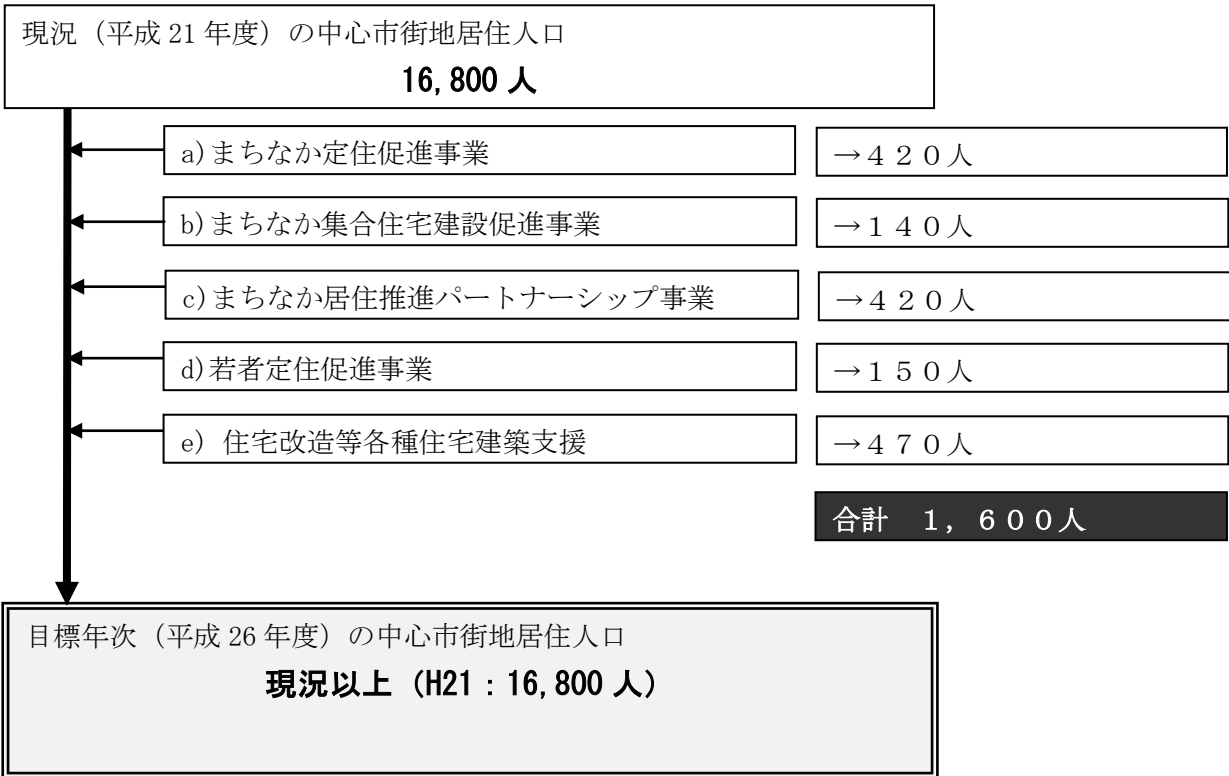
##### ①これまでの傾向が継続するとした場合の人口の推計



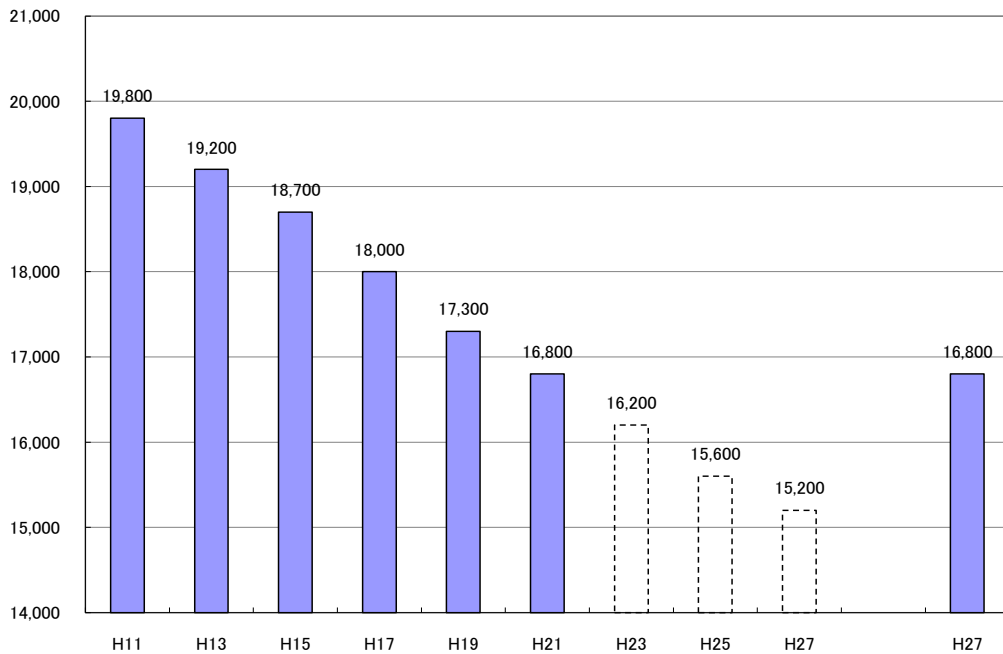


②効果算出根拠

数値目標の根拠として、以下のフローに沿って検討を行う。



【中心市街地居住人口の推移と数値目標】



【「住みやすいまち」の実現のための事業】

事業名	想定効果量
ア) 中心市街地居住人口を増加させる事業	-
1-1 まちなか居住促進プロジェクト	-
(1) まちなか定住促進事業	420
(2) まちなか集合住宅建設促進事業	140
(3) まちなか居住推進パートナーシップ事業	420
(4) 移住交流促進事業	-
(5) 若者定住促進事業	150
(6) 住宅改造等各種住宅建築支援	470
イ) その他、「住みやすいまち」の実現に資する事業	-
1-2 町並み景観プロジェクト	-
(1) 歴史的町並保存事業	-
(2) 歴史的町並再生無電柱化事業	-
(3) 歴史的町並防災対策事業	-
(4) 市街地景観保存区域保存事業	-
(5) 世界文化遺産登録推進事業	-
(6) 美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の遵守[1-6-(1)再掲]	-
(7) 城下町歴史的風致維持向上事業[3-1-(2)再掲]	-
1-3 快適な生活環境プロジェクト	-
(1) 道路施設バリアフリー整備事業	-
(2) 流雪溝整備事業	-
(3) 歴史的環境保全整備事業(横丁、スポット整備等)	-
(4) まちの庭創出事業	-
(5) 景観創出活動推進事業(塀整備等)	-
(6) 高山市の景観にふさわしい看板設置推進事業	-
(7) 生けがき等設置推進事業	-
(8) 緑地保全推進事業	-
(9) 一般開放型民間施設整備事業(民間便所一般開放等)	-
(10) ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例の遵守	-
(11) まちの縁側創出事業[2-3-(4)再掲]	-
1-4 地球にやさしいプロジェクト	-
(1) 地産地消推進事業	-
(2) 公共施設、商業施設、住宅等のエコ化	-
(3) 自転車利用による移動の促進	-
(4) 水と緑のネットワーク	-
(5) 臨時駐車場対策事業(特定日シャトルバス運行)[1-5-(4)再掲]	-

(6) まちな歩きのススメ[3-2-(6)再掲]	-
1-5 交通対策移動空間プロジェクト	-
(1) 高山駅周辺整備関連施設における、移動円滑化の促進	-
(2) 中心市街地における公共交通の利便性の向上	-
(3) 渋滞緩和対策事業(まちなかへのアクセス道路整備)	-
(4) 臨時駐車場対策事業(特定日シャトルバス運行)	-
(5) 駐車場運営事業	-
(6) 民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進	-
(7) 道路施設バリアフリー整備事業[1-3-(1)再掲]	-
1-6 適正な土地利用に関する取り組み	-
(1) 美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の遵守	-
(2) 準工業地域における特別用途地区の指定	-
(3) 小売店舗の適正配置指針の見直し	-

**ア) 数値目標の達成に寄与する事業**

**1-1 まちなか居住促進プロジェクト**

**(1) まちなか定住促進事業**

中心市街地における定住促進を図るため、中心市街地内の自己居住用の住宅の新築・改築に対して助成を行う。

【まちなか定住促進】



**(2) まちなか集合住宅建設促進事業**

中心市街地における建て替え等集合住宅の建設促進を図るため、中心市街地内の集合住宅の建設に対して助成を行う。

**(3) まちなか居住推進パートナーシップ事業**

中心市街地における居住を推進するため、中心市街地外から中心市街地内の不動産所有者と市が提携した集合住宅等に入居した者に対して家賃助成を行う。

【まちなか居住推進パートナーシップ事業フロー】



#### (4) 移住交流促進事業

都市部からの移住促進を図るため、都市部から高山市内の戸建ての空き家住宅に入居した者に対して家賃または改修費助成を行う。

#### (5) 若者定住促進事業

若者の地元への定住および中心市街地への居住促進を図るため、U I J ターン就職をした若者に対して家賃助成を行う。

＊助成対象としている若者：35歳未満

#### (6) 住宅改造等各種住宅建築支援

高齢者や障がい者などに対する良好な住環境の整備促進および地球環境への負荷の軽減を図るため、各種貸付や助成を行う。

- ・高齢者や障がい者の生活に対応した住宅への改造に対する貸付や助成
- ・高齢者や障がい者世帯に対して屋根融雪装置の設置助成
- ・勤労者に対する住宅資金融資
- ・耐震化のための診断や補強に対する助成
- ・地域産材を利用した木造住宅の建築に対する助成
- ・環境共生型住宅の啓発
- ・屋根の遮熱塗装に対する助成 など

### イ) その他、「住みやすいまち」の実現に資する事業

#### 1-2 町並景観プロジェクト

##### (1) 歴史的町並保存事業

三町伝統的建造物群保存地区、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物および一体をなす環境を保存するため、保存計画に基づき、修理修景を行うとともにその周辺地区も含めて歴史的町並みの再生をすすめる。

##### (2) 歴史的町並再生無電柱化事業

下二之町大新町伝統的建造物群保存地区およびその周辺の町並景観向上を図るため、景観を阻害している電柱を撤去するとともに、側溝や道路舗装、街灯等の修景整備を行う。

【歴史的町並保存・再生】



##### (3) 歴史的町並防災対策事業

三町伝統的建造物群保存地区、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の保存活用を図るため、防災計画に基づき、土蔵修理および防災対策を行う。

#### (4) 市街地景観保存区域保存事業

郷土の重要な歴史的、文化的資産としての市街地景観を保存するため、保存計画の策定、保存区域内における行為の届出および届出に対する指導・助言・勧告に従ったことによる損失補償などにより市街地景観の保全をすすめる。また、市街地景観保存区域内の住民により組織された保存会が保存計画に基づき行う事業に対して助成などを行う。

#### (5) 世界文化遺産登録推進事業

郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝えるため、地域の伝統文化の維持向上を図るなど世界文化遺産登録への取り組みをすすめる。

#### (6) 美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の遵守 [1-6-(1) 再掲]

—

#### (7) 城下町歴史的風致維持向上事業（旧矢嶋邸跡地整備） [3-1-(2) 再掲]

—

### 1-3 快適な生活環境プロジェクト

#### (1) 道路施設バリアフリー整備事業

ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい道路の整備に取り組むため、歩車共存型（バリアフリー）道路の整備、融雪ブロックや知らせるあかりシステムの設置などを行う。

#### 【バリアフリー道路】



#### (2) 流雪溝整備事業

市街地の道路狭隘地区などにおいて雪またじ（除雪）労力の軽減と住民主動の除雪体制を構築するため、地域の特性に応じて消融雪装置や流雪溝の整備をすすめる。

#### (3) 歴史的環境保全整備事業（横丁、スポット整備等）

往来と出会いの場としての魅力創出を図るため、横丁やスポットの整備などを行う。

- ・ 江名子川沿い散策路整備
- ・ 東山遊歩道案内施設整備 など

#### 【スポット整備】



#### (4) まちの庭創出事業

誰もがやすらぐことができる場を創出するため、公共空地や空き地などを有効的に活用して誰もが気軽に利用でき、まちの魅力が感じられる小公園の整備を行う。

#### (5) 景観創出活動推進事業（塀整備等）

美しい景観形成を図るため、民間事業者等が実施する町並景観にふさわしい板塀、塗塀、土塀、板壁などの新設、改修に対して助成を行う。



#### (6) 高山市の景観にふさわしい看板設置推進事業

美しい景観形成を図るため、民間事業者等が実施する景観と調和した看板の設置および景観にふさわしくない看板の撤去に対して助成を行う。

#### (7) 生けがき等設置推進事業

美しい景観の形成と緑豊かな生活環境を確保するため、民間事業者等の実施する生けがき設置や高木植栽、施設緑化などに対して助成を行う。

#### (8) 緑地保全推進事業

中心市街地から眺められる里山等の緑地は借景としても美しく、その貴重な緑地を保存するため、緑地を保全する者に奨励金を交付する「緑の保全契約」の締結や里山の取得などにより緑地の保全をすすめる。

#### (9) 一般開放型民間施設整備事業（民間便所一般開放等）

周遊ルート利用者が安心して散策できる環境の整備に取り組むため、民間便所の一般開放等誰もが利用できる景観に配慮した一般開放型施設などの整備に対して助成を行う。

#### (10) ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例の遵守

国際観光都市にふさわしい美観の維持を図るため、ごみのポイ捨てや路上喫煙を禁止する区域やポイ捨て等に対する指導や過料を定めた、高山市ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例などが遵守されるよう、市民等、事業者、土地所有者等、市が協働して取り組む。

#### (11) まちの縁側創出事業 [2-3-(4) 再掲]

—

### 1-4 地球にやさしいプロジェクト

#### (1) 地産地消推進事業

地域の特性を活かした「もの」による持続可能な社会のしくみを構築するため、市民（生産者、消費者、流通業者、飲食店等）が参画し意見交換を行う場を設けるとともに、地産地消の拡大に向けた農業関係者と商業関係者並びに地域間が連携した地場産品の活用などに取り組む。

（取り組み事例）

- ・ 飛騨の野菜でごちそうプロジェクトチーム主催による「8月31日飛騨高山やさいの日」に農業関係者と市内飲食店、スーパー、ホテル等と連携しての企画
- ・ 宿讎かぼちゃ研究会主催による食総合プロデューサーを招いての地産地消シンポジウムの開催

【地産地消推進】



## (2) 公共施設、商業施設、住宅等のエコ化

地球環境への負荷の低減を図るため、太陽光発電システムの導入やLEDへの切換えなど環境に配慮した公共施設の整備を行うとともに、ペレットストーブやペレットの購入に対する助成を行うなど木質バイオマスの利用をすすめる。また、地域産材の利用や屋根の遮熱塗装に対する助成を行うなど環境に配慮した住宅建築を促進する。

## (3) 自転車利用による移動の促進

身近でできる実践活動を通して地球環境への負荷を低減させるため、過度な自動車依存のライフスタイルとならないよう自転車利用による移動を促進する。

- ・ 放置自転車の再利用
- ・ 通勤手段を自動車から自転車に切り替え
- ・ レンタサイクルの普及促進 など

## (4) 水と緑のネットワーク

緑あふれる空間と良好な水辺空間を創出するため、歩くことで中心市街地の魅力をより実感できるように公園・街路・河岸等を水と緑のネットワークとしてつなぎ、連続した魅力ある都市空間を形成する。

(ネットワーク例)

- ・ 市民広場等（公園）～商店街等緑化（通り）～宮川・江名子川（河岸）～旧矢嶋邸跡地等（施設）～城山・北山（風致）～東山（庭園） など

### 【水と緑のネットワーク】



## (5) 臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行） [1-5-(4) 再掲]

—

## (6) まち歩きのスズメ [3-2-(6) 再掲]

—

## 1-5 交通対策・移動空間プロジェクト

### (1) 高山駅周辺整備関連施設における、移動円滑化の促進

公共交通機関の利用やまちなかでの移動が円滑に行えるために、JR高山駅やまちなかの関連施設に対して移動円滑化促進に向け一体的な整備をすすめる。

## (2) 中心市街地における公共交通の利便性の向上

中心市街地における公共交通の利便性向上を図るため、市民や観光客などに配慮した中心市街地の主要施設を循環するバスを運行する。

### 【公共交通の利便性】



## (3) 渋滞緩和対策事業（まちなかへのアクセス道路整備）

まちなかへの道路交通の円滑化を図るため、都市計画道路や内外環状道路網の整備をすすめる。

（取り組み事例）

- ・ 昭和中山線、西之一色花岡線 など

### 【特定日シャトルバス運行】

## (4) 臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行）

特定日における交通渋滞の緩和を図るため、高山祭やゴールデンウィークなど駐車需要の一時的な増大に対応としてシャトルバスの運行や臨時駐車場の設置を行う。



## (5) 駐車場運営事業

効果的な駐車場経営と観光客等に対して駐車場への適切な案内誘導を図るため、主要幹線道路における案内標識の設置など駐車場案内情報の充実を図る。

## (6) 民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進

市民・事業者・行政が一体となって誰にもやさしいまちづくりをすすめるため、民間事業者のバリアフリーへの取り組みに対する助成や認定制度による普及啓発を行う。

## (7) 道路施設バリアフリー整備事業 [1-3-(1) 再掲]

—

## 1-6 適正な土地利用に関する取り組み

### (1) 美しい景観と潤いのあるまちづくり条例の遵守

住みよい生活環境の実現と市域全体の秩序ある発展を図るため、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づき開発構想の事前届出や景観計画並びに関連する各種計画および指針に基づき適正な開発・再開発への誘導や指導を行う。

（関連するまちづくりに関する計画および指針）

- ・ 高山市環境基本計画
- ・ 高山市都市基本計画
- ・ 高山市緑の基本計画
- ・ 高山市小売店舗の適正配置に関する指針
- ・ 高山市開発行為に関する指針 など

## (2) 準工業地域における特別用途地区の指定

中心市街地における都市機能の集積、活性化を図るため、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設の立地を周辺市街地において規制する取り組みとして、準工業地域全域に床面積が10,000㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を指定する。

## (3) 小売店舗の適正配置指針の見直し

中心市街地における都市機能の集積、活性化を図るため、高山市小売店舗適正配置に関する指針では中心市街地における小売店舗の立地制限の目安を従来は1,000㎡としていたが、適正な開発・再開発への誘導・指導を行ったうえで立地が適当であるものについては緩和できるよう指針の見直しを行う。

## フォローアップの考え方

居住人口については、毎年度末の住民基本台帳データに基づいて数値目標の達成状況をフォローアップする。

施策（事業）によって供給した物件については、入居率・定着率・属性・動機について調査分析を行い、効果を検証するとともに必要に応じて目標達成に向けた適切な措置を講ずる。

(2) 営業店舗数（商店街形成区域）

営業店舗数（商店街形成区域）の目標数値 (単位：店舗)

	現況 (H21)	目標数値 (H26)
営業店舗数 (商店街形成区域)	366	現況以上

中心市街地の営業店舗数については、調査開始以後毎年減少傾向にあり、空き店舗の増加もともなって、活力あふれる中心市街地の実現に対して大きな課題となっている。

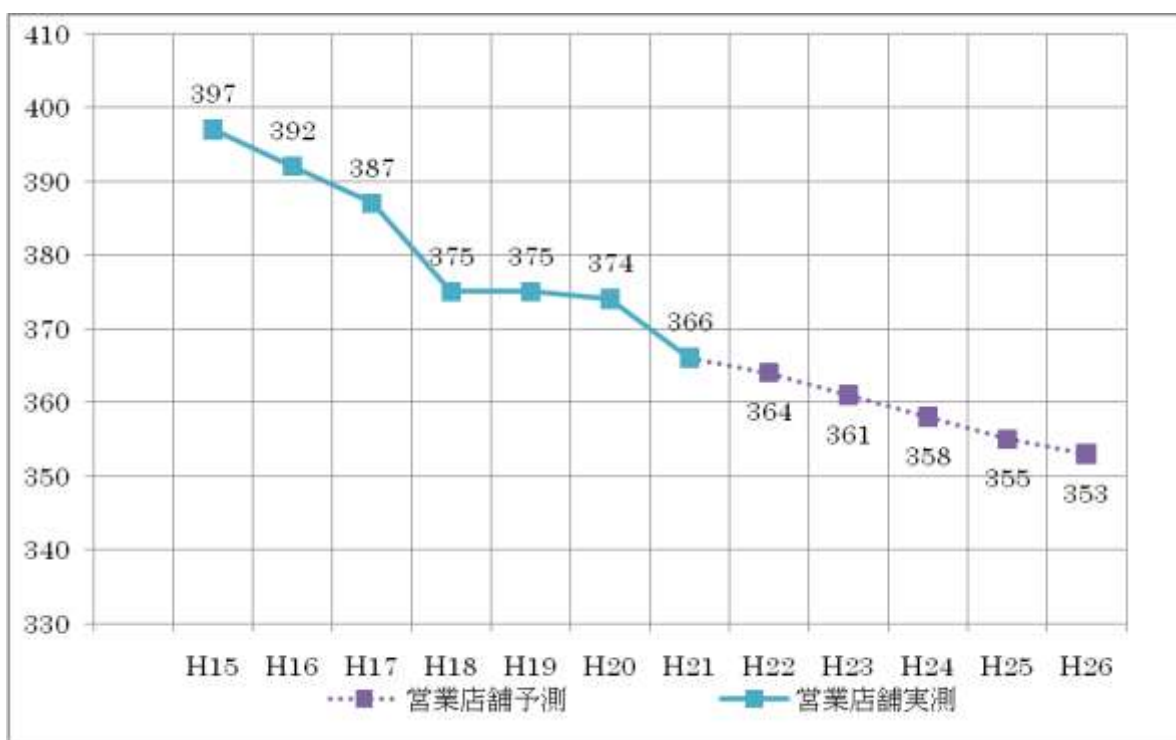
営業店舗数は中心市街地のにぎわいや回遊性向上のバロメータであることから、中心市街地の商店街形成区域の営業店舗数の目標数値を現況 (H21:366) 以上とする。

商店街形成区域の店舗数の推移 (単位：店)

	営業店舗数	空き店舗数	空き店舗率
平成15年	397	35	8.10
平成16年	392	39	9.05
平成17年	387	38	9.11
平成18年	375	39	9.42
平成19年	375	41	9.86
平成20年	374	42	10.10
平成21年	366	49	11.81

出典：高山市商工課

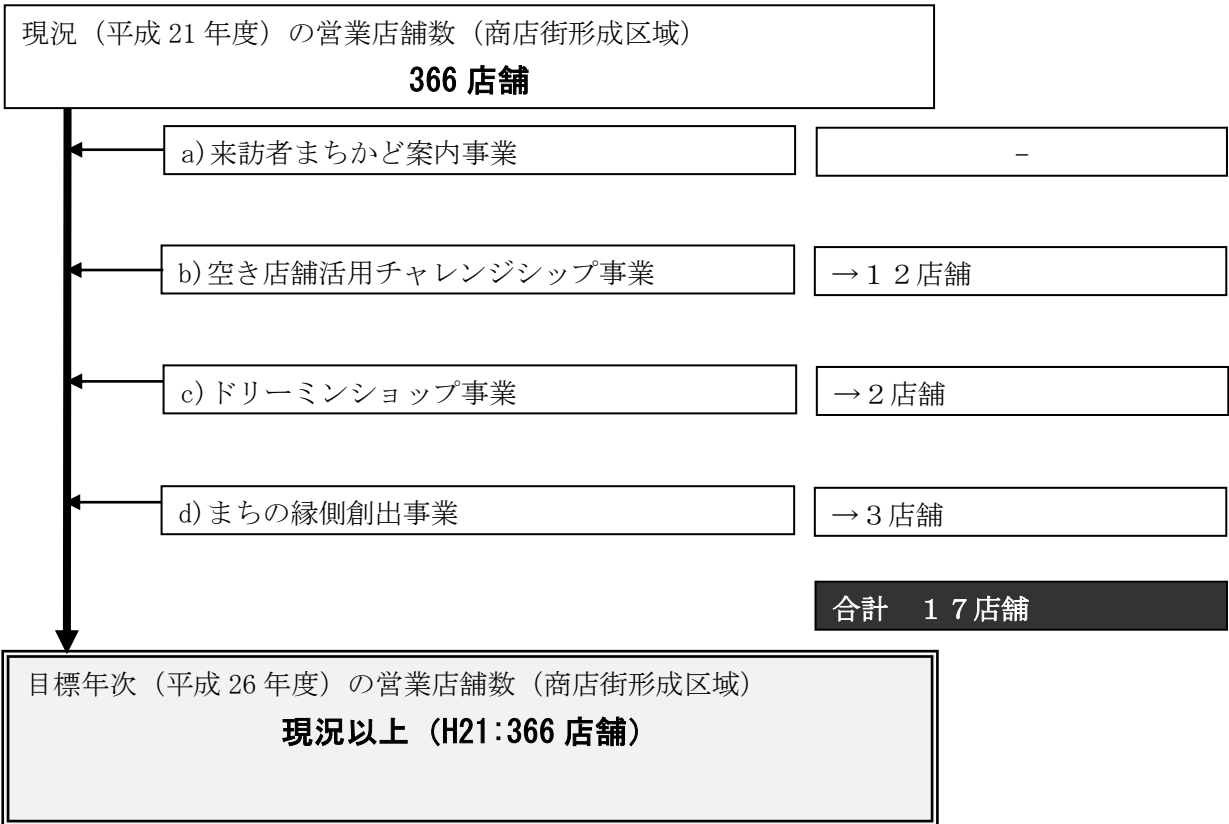
①これまでの傾向が継続するとした場合の営業店舗数の推計



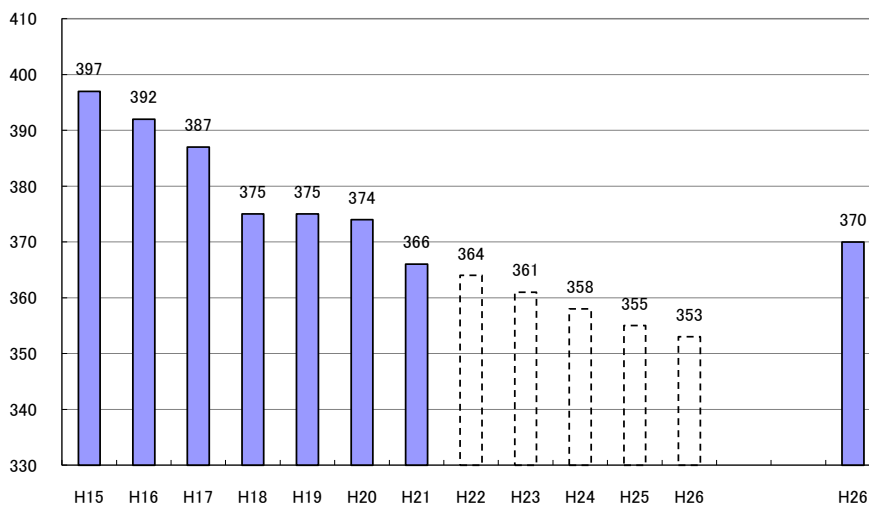


②効果算出根拠

数値目標の根拠として、以下のフローに沿って検討を行う。



【営業店舗数（商店街形成区域）】



【「にぎわいのあるまち」の実現のための事業】

事業名	想定効果量
ア) 営業店舗(商店街形成区域)を増加させる事業	-
2-3 空き家・空き店舗活用プロジェクト	-
(1) 来訪者まちかど案内事業	-
(2) チャレンジショップ事業	12
(3) ドリーミンショップ事業(起業家支援、市内各地域情報発信、高校生ショップ体験等)	2
(4) まちの縁側創出事業	3
イ) その他、「にぎわいのあるまち」の実現に資する事業	-
2-1 駅周辺地区プロジェクト	-
(1) 花里本母線、西之一色花岡線街路整備	-
(2) 東口駅前広場、西口駅前広場整備	-
(3) 駐車場整備	-
(4) 自由通路整備	-
(5) 駅舎整備	-
(6) 交流施設整備	-
(7) 高山駅周辺地区および駅西地区景観形成	-
2-2 商店街魅力創出プロジェクト	-
(1) 山桜神社周辺整備	-
(2) 商店街リバーサイド修景事業	-
(3) 整備等商店街機能強化事業(アーケード、街路灯、ファサード(通りに面した店舗外壁の統一デザイン)、駐車場等整備)	-
(4) 空き家・空き店舗活用プロジェクト[2-3-(1)~(4)の再掲]	-
(5) 商店街リバーフロント整備[2-4-(1)の再掲]	-
2-4 回遊性向上プロジェクト	-
(1) 商店街リバーフロント整備	-
(2) 案内施設等整備事業	-
(3) 歴史的町並再生無電柱化事業 [1-2-(2)の再掲]	-
(4) 回遊ルート整備 [1-3-(1)、1-3-(3)~(7)、1-3-(9)、2-3-(4)の再掲]	-
(5) 中心市街地における公共交通の利便性の向上[1-5-(2)の再掲]	-
(6) 駐車場運営事業[1-5-(5)の再掲]	-
(7) 山桜神社周辺整備[2-2-(1)の再掲]	-
(8) 文化財保護事業(春・秋の高山祭)[3-1-(1)の再掲]	-
(9) 城下町歴史的風致維持向上事業 [3-1-(2)の再掲]	-
2-5 夜の灯り景観プロジェクト	-
(1) 営業時間延長、定休日、営業時間を表示の取り組み	-

(2)シースルーシャッター設置、ショーウインドー化工事の促進	-
(3)街路灯整備の促進	-
2-6 四季折々の風物詩、イベントプロジェクト	-
(1)風物詩	-
(2)イベント	-

## ア) 数値目標の達成に寄与する事業

### 2-3 空き家・空き店舗活用プロジェクト

#### (1) 来訪者まちかど案内事業

にぎわいのある商業空間の形成と回遊性の向上を図るため、空き家・空き店舗活用をすすめる際に案内機能を付加し、中心市街地を訪れる人が気軽に情報を得られる案内機能を充実する。

#### (2) チャレンジショップ事業

にぎわいのある商業空間の形成と起業家等の育成を図るため、起業家等による中心市街地内の空き家・空き店舗活用に対して家賃等の助成を行う。

#### (3) ドリーミンショップ事業

にぎわいのある商業空間の形成と魅力ある店舗づくりをすすめるため、空き家・空き店舗を活用し市内各地域の特産品販売や情報発信、高校生ショップ体験等産学官協働による活動などができるアンテナショップの整備を行うとともに、起業家育成を目的とした集合店舗の整備に対して助成を行う。

＊通称「ドリーミン」

夢のある、意欲のある人たちが集まって欲しいとの願いから、D r e a m i n g (ドリーミング)、D r e a m i n (ドリームイン)、D r e a m M i n i s h o p (ドリームミニショップ) をかけ合わせ、名称をD r e a m i n (ドリーミン) としている。

#### (4) まちの縁側創出事業

にぎわいのある商業空間の形成と回遊性の向上を図るため、空き家・空き店舗を活用し子育て支援や高齢者健康づくりなどのテーマ型コミュニティ施設の整備および誰もが気軽に立ち寄れるお休み処のようなコミュニティ施設の整備といった、多世代がまた来訪者、地域住民が気軽に立ち寄り交流することができる施設を通称「まちの縁側」として整備をすすめる。

【ドリーミンショップ】



【まちの縁側】



イ) その他、「にぎわいのあるまち」の実現に資する事業

2-1 駅周辺地区プロジェクト

(1) 花里本母線、西之一色花岡線街路整備

J R高山駅周辺を飛驒の玄関口としてふさわしい拠点の形成をすすめるため、都市計画道路や駅前広場、健康増進機能を有する総合交流センターなどの公共施設の整備、商業・業務施設の拠点的な整備、良好な住環境の整備など一体的に取り組む。

【高山駅周辺地区イメージ】



【花里本母線】



【西之一色花岡線】



(2) 東口駅前広場、西口駅前広場整備

駅前における魅力的な歩行空間を創出するため、東口駅前広場、西口駅前広場の整備を行う。

【東口駅前広場】



【西口駅前広場】



(3) 駐車場整備

中心市街地内への交通流入の抑制およびJ Rとの結節や高山駅周辺施設の利用の利便性を図るため、駐車場の整備を行う。

#### (4) 自由通路整備

J R 高山駅の東側と西側の往来および J R 高山駅並びに隣接するバスセンター利用者の利便性の向上を図るため、高山駅東側と西側を結ぶ歩行者専用道路の整備を行う。

#### (5) 駅舎整備

駅周辺地区整備を一体的に整備するため、自由通路の整備に併せユニバーサルデザインに配慮した J R 高山駅の駅舎整備を促進する。

#### (6) 交流施設整備

高山駅周辺地区が世界、全国、市全域をつなぐ交流の結節点の役割を果たすため、健康増進機能を有する総合交流センターの整備を行う。

#### (7) 高山駅周辺地区および駅西地区景観形成

高山駅周辺地区および駅西地区の魅力ある都市空間の形成を図るため、美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づく指導等により、当該地区にふさわしい景観形成に取り組む。

### 2-2 商店街魅力創出プロジェクト

#### (1) 山桜神社周辺整備

にぎわいのある商業空間の形成を図るため、地域商店街の自主的・自発的なまちづくりにより、広く市民や観光客に親しまれている山桜神社を核にその周辺を整備し訪れる人にとっての癒し空間を提供するとともに、交流促進の場となるように取り組む。

山桜神社周辺整備に際して、店舗の再配置等による商業集積や都市型住宅の整備についても併せて検討する。

#### (2) 商店街リバーサイド修景事業

宮川に面した良好な景観の創出とにぎわいのある商業空間の形成を図るため、景観に配慮した公共的空間を創出する商業施設などの整備に対して助成を行う。

##### 【商店街リバーサイド修景】



#### (3) 商店街機能強化事業(アーケード、街路灯、ファサード、駐車場等整備)

にぎわいのある商業空間の形成と中心市街地における魅力ある商業機能の集積を図るため、地域商店街の自主的・自発的なまちづくりにより、アーケードや街路灯、ファサード(通りに面した店舗外壁の統一デザイン)、駐車場等の一体的、計画的な整備を促進する。

(4) 空き家・空き店舗活用プロジェクト [2-3-(1)~(4)の再掲]

—

(5) 商店街リバーフロント整備 [2-4-(1)の再掲]

—

## 2-4 回遊性向上プロジェクト

### (1) 商店街リバーフロント整備

回遊性の向上とにぎわいのある商業空間の形成を図るため、宮川を中心として朝市や商店街を回遊できる歩行環境の整備に取り組む。

### (2) 案内施設等整備事業

回遊性の向上と中心市街地を訪れる人が必要とする情報を的確に提供するため、観光案内所の機能強化やホームページの充実、道の駅など中心市街地外の施設との連携、案内標識やガイドブックの整備などを行う。

(3) 歴史的町並再生無電柱化事業 [1-2-(2)の再掲]

—

(4) 回遊ルート整備 [1-3-(1)、1-3-(3)~(7)、1-3-(9)、2-3-(4)の再掲]

—

(5) 中心市街地における公共交通の利便性の向上 [1-5-(2)の再掲]

—

(6) 駐車場運営事業 [1-5-(5)の再掲]

—

(7) 山桜神社周辺整備 [2-2-(1)の再掲]

—

(8) 文化財保護事業（春・秋の高山祭） [3-1-(1)の再掲]

—

(9) 城下町歴史的風致維持向上事業（旧矢嶋邸跡地整備） [3-1-(2)の再掲]

—

## 2-5 夜の灯り景観プロジェクト

### (1) 営業時間延長、定休日、営業時間を表示の取り組み

夜間におけるにぎわいのある商業空間の形成を図るため、中心市街地を訪れた来街者が



夜の散歩を楽しめるように各店舗の営業時間延長や夜の時間帯におけるにぎわいイベントの開催を促進する。また、定休日の店舗が空き店舗と誤解されないように定休日や営業時間表示の取り組みを促進する。

【ショーウィンドーの設置】

(2) シースルーシャッター設置、ショーウィンドー化工事の促進

夜間におけるにぎわいのある商業空間の形成を図るため、店舗が閉店してもウインドウショッピングを楽しめる魅力ある店舗づくりとしてシースルーシャッター設置やショーウィンドー化に取り組む商業者に対して助成を行う。



(3) 街路灯整備の促進

地球環境への負荷の低減と夜間におけるにぎわいのある商業空間の形成を図るため、LEDへの切替えや周辺地域に調和した魅力ある街路灯の整備などの取り組みを促進する。

【風物詩】

2-6 四季折々の風物詩、イベントプロジェクト

(1) 風物詩

日々の暮らしの文化をいつまでも大切にするため、高山のまちなかでみられる四季折々の風物詩を守り伝える。



(2) イベント

にぎわいのある中心市街地を創出するため、1年を通じて市民や観光客が楽しめ魅力を感じることができるイベントを開催する。また、中心市街地以外の地域との情報の相互発信をすすめ市全域の活性化へとつなげる。



【イベント】

中心市街地活性化区域および区域外における風物詩・イベント一覧

中心市街地活性化区域	風物詩	春の高山祭(山王祭), 八日市, 飛騨高山端午の節句, 絵馬市, 七夕川床かざり, 盆踊り大会, 秋の高山祭(八幡祭), 七五三詣で, 雪囲い, 雪つり, 花もち市, 塩ぶり市, 年の瀬市, 歳取り, 除夜祭, 消防出初め式, どんと焼き, 成人式, 初詣で, 二十四日市, 節分祭, 馬頭の福だるま市, 飛騨高山雛まつり など
	イベント	新緑の赤い中橋ライトアップ, 春の江名子川ライトアップ, 我楽多市, タイムカプセルを通過して江戸時代へ, 春の飛騨の味まつり, 夏の飛騨高山ライトアップ, 飛騨高山花火大会, あさがお市, ちょけらまいか大仮装盆踊大会, 飛騨国分寺ライトアップ, 川柳あんどんコンクール, 商店街納涼夜市, 納涼七夕まつり, 飛騨高山手筒花火打ち上げ, 飛騨高山陣屋前夜市, 飛騨の伝統的工芸品展, 中日夏のカーニバル, 飛騨高山花火大会, 飛騨高山まちなみコンサート, 秋の飛騨の味まつり, タイムカプセルを通過して江戸時代へ, 市民健康まつり, 福祉フェスティバル, 紅葉の飛騨高山ライトアップ, 紅葉の江名子川ライトアップ, 高山市美術展覧会, 零宮祭, 高山市地区社教芸能祭, ディスプレイコンテスト, 匠の技 干支展, 冬のあったか縁日, 飛騨高山ふるさと菓子まつり, 冬の飛騨高山ライトアップ, 飛騨高山ぐるりスタンプラリー, 古い町並 提灯ライトアップ, 年の瀬市, 酒蔵めぐり, 飾り物展, 飛騨高山ドキュメンタリー映像祭, 飛騨高山現代木版画ビエンナーレ(隔年) など

区域外	郊外地	飛騨生きびな祭り，飛騨国府季の里さくら祭り，臥龍桜・桜まつり，美女高原水芭蕉祭り，荘川桜ライトアップ，栃尾温泉桜まつり，野麦峠山開き，乗鞍岳山開き祭，春の清見クラフト展，車田の田植え，野麦峠まつり，ひだ庄川清流あまご・やまめ釣り大会，すずらん祭り，松倉山市民ハイキング，源流の森づくり，ひだ清見ラベンダーフェア，乗鞍スカイラインサイクルヒルクライム，花籠部屋巡業合宿，にゅうかわ夏まつり，真夏の祭典 in あさひ，松之木七夕，飛騨高山 YANSA21，ローラースキーみや大会，ひだ桃源郷くぐの納涼夏まつり，飛騨一之宮納涼夏祭り，ひだ荘川納涼盆踊り大会，飛騨国府サマージョイフェスタ，宇津江四十八滝サマーフェスティバル，飛騨にゅうかわコスモスまつり，いきいき縄文フェスティバル，臥龍桜日本画大賞展，暮らしと家具の祭典，荘川の地芝居，飛騨国府金蔵獅子，ひだ桃源郷収穫劇場，車田の稲刈り，高山市民体育の日，ひだ荘川そばまつり，ひだ荘川ふるさとまつり，源流の森・巨樹・巨木トレッキングツアー，ひだ清見紅葉まつり，飛騨にゅうかわ宿讎まつり，市民健康マラソン，ぶり街道祭り，新春花火，飛騨の里冬のライトアップ，氷点下の森ライトアップ，東海雪合戦大会 in 奥飛騨，宇津江四十八滝そり遊び大会，NORIKURA ウィンターカーニバル，奥飛騨温泉郷雪像コンテスト，氷点下の森氷祭り，平湯大滝結氷まつり など
-----	-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### フォローアップの考え方

毎年市で実施している営業店舗・空き店舗調査により、目標の達成状況をフォローアップする。

### 【「やさしさにあふれるまち」の実現のための事業】

事業名	想定効果量
ア)「やさしさにあふれるまち」の実現に資する事業	-
3-1 文化の薫り育むプロジェクト	-
(1)文化財保護事業(春・秋の高山祭)	-
(2)城下町歴史的風致維持向上事業(旧矢嶋邸跡地整備)	-
(3)図書館運営事業(煥章館)	-
(4)市民文化会館運営事業	-
(5)ふるさと伝承記録整備事業	-
(6)歴史ボランティア育成支援事業	-
(7)歴史的町並保存事業 [1-2-(1)の再掲]	-
(8)市街地景観保存区域保存事業 [1-2-(4)の再掲]	-
3-2 健康づくりプロジェクト	-
(1)健康増進施設整備事業	-
(2)地域医療拠点機能の維持	-
(3)休日診療所の運営	-
(4)高齢者健康づくり・介護予防支援事業	-
(5)健康づくり推進事業	-
(6)まち歩きのスズメ	-
(7)銭湯でまちづくり	-
3-3 子どもにやさしいまちづくりプロジェクト	-
(1)地域、学校、保育園等が連携して育む子ども・子育て	-

(2)子育て支援拠点施設の整備	-
(3)病児保育事業	-
(4)児童遊園地管理事業	
(5)家族みんなでまち歩き	-
3-4 協働のまちづくりプロジェクト	-
(1)中心市街地活性化協議会の開催	-
(2)まちづくり会社によるまちづくりの推進	-
(3)市民協働によるまちづくり	-
(4)産学官協働によるまちづくり	-
(5)協働により取り組む活性化イベント	-

## ア)「やさしさにあふれるまち」の実現に資する事業

### 3-1 文化の薫り育むプロジェクト

#### (1)文化財保護事業（春・秋の高山祭）

【高山祭】

高山祭に代表される歴史的資産は屋台組をはじめとする地域住民の誇りと努力によるものでありまちづくりの原点ともいえる。これら郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝えるため、国宝や国県市指定文化財など歴史的に価値ある建造物、遺跡、伝承芸能、歴史資料などの保存、活用を行う。



#### (2)城下町歴史的風致維持向上事業（旧矢嶋邸跡地整備）

歴史、文化を活用したまちづくりをすすめるとともに回遊性の向上を図るため、三町伝建地区などの古い町並と東山寺院群を繋ぐ動線上に位置する、旧矢嶋邸の復元的な整備や寺院群などを巡る周遊ルートの整備を行うとともに歴史的な街道や街道沿いの景観の保存、活用をすすめる。

【旧矢嶋邸整備後の郷土館イメージ】



【整備後の上一之町通イメージ】



#### (3)図書館運営事業（煥章館）

本を通じて市民の文化的な生活の向上を図るため、中心市街地におけるシンボリックな文化施設のひとつである図書館（煥章館）の運営を行う。

#### (4)市民文化会館運営事業

芸術文化の振興と創造を図るため、中心市街地における最も規模の大きな文化施設である市民文化会館において文化芸術鑑賞事業をはじめとする各種文化事業などを実施する。

**(5)ふるさと伝承記録整備事業（祭礼復興事業）**

郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝えるため、伝統文化、伝承芸能、伝統行事、伝統の技や味などを継承できる後継者の育成や映像での記録を行う。

**(6)歴史ボランティア育成支援事業**

郷土の歴史や伝統文化を守り次代に伝えるため、地域の歴史を守り伝える活動や技術の継承を行う人材の育成を行う。

**(7)歴史的町並保存事業 [1-2-(1)の再掲]**

—

**(8)市街地景観保存区域保存事業 [1-2-(4)の再掲]**

—

**3-2 健康づくりプロジェクト**

**(1)健康増進施設整備事業**

市民の健康づくりを支援するため、新たに整備する総合交流センター内に誰もが気軽に健康づくりができる温水プールを中心とした健康増進施設の整備を行う。

**(2)地域医療拠点機能の維持**

地域医療拠点施設の機能を確保するため、総合病院における非常勤医師や臨床研修医の確保、病院内保育所の運営、医療施設や機器の整備に対する助成を行う。

**(3)休日診療所の運営**

救急医療体制の確保を図るため、保健センター内にある休日診療所を運営するとともに高山赤十字病院内にある救命救急センターの運営に対する助成を行う。

**(4)高齢者健康づくり・介護予防支援事業**

高齢者がいつまでも元気な生活を送ることができるよう、健康づくりのための器具設置や要介護状態とならないように「よって館」などでの健康教室や通所型介護予防教室の開催など介護予防事業を行う。

**【高齢者健康づくり・介護予防】**



#### (5)健康づくり推進事業

「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るため、健康まつりなど健康に関する正しい知識の普及啓発を行う。

#### (6)まち歩きのおすすめ

「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るため、様々な趣向をこらした散策コースを設定し市民や観光客が歩いて楽しく健康づくりができるように普及啓発を行う。

#### (7)銭湯でまちづくり

市内にある8ヶ所の銭湯のうち7ヶ所は中心市街地内にある。健康面衛生面のみならずコミュニケーションの場でもある銭湯を維持するため、設備改善に対する助成や資金融資に対する支援を行うとともに、施設利用に対する助成を行うなど市民の利用機会を促進する。

### 3-3 子どもにやさしいまちづくりプロジェクト

#### (1)地域、学校、保育園等が連携して育む子ども・子育て

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境をつくるため、地域や小学校、保育園などとの交流や連携を強化する。また、児童減から維持が困難な子ども会活動の活性化、PTAや学校評議員、地域の見守り活動など地域連携を強化する。

#### (2)子育て支援拠点施設の整備

子育てを支援する環境の整備をすすめるため、市内5ヶ所のうち4ヶ所が中心市街地内にある児童センター・児童館および乳幼児親子が気軽に情報交換や仲間づくり、悩み相談が行える場として中心市街地内に開設しているつどいの広場「まちひとぷら座かんかこかん」のサービスの充実を図る。

#### 【子育て支援施設】



#### (3)病児保育事業

子育てと就労が両立できる労働環境の整備を図るため、市内に1ヶ所、中心市街地内に開設している病児保育室の運営を行う。

#### (4)児童遊園地管理事業

子どもたちの健康増進や豊かな情操を育むため、中心活性化区域内にある3ヶ所の児童遊園および8ヶ所の都市公園並びに中心市街地に隣接する風致地区にある2ヶ所の都市公園の整備を行い安全で健全な遊びを提供する。



### (5) 家族みんなでまち歩き

感性豊かな子どもたちの育成、まちへの愛着、親子のスキンシップを図るため、まちなかにおいて市民活動団体などによる「子どもまち探険」や「ベビーカーでまち歩き」などの開催に取り組む。

【家族みんなでまち歩き】



## 3-4 協働のまちづくりプロジェクト

### (1) 中心市街地活性化協議会の開催

中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図るため、協議機関として各種団体等で構成する高山市中心市街地活性化協議会を開催する。

### (2) まちづくり会社によるまちづくりの推進

中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図るため、株式会社まちづくり飛騨高山による活動をすすめる。

### (3) 市民協働によるまちづくり

市民が積極的にまちなかのまちづくりに参画できる機会を提供し、市民協働によるまちづくりを推進するため、中心市街地におけるまちづくり活動サポーター組織、通称「飛騨高山まちの元気印。応援団」を設置する。

【市民協働のまちづくり】



### (4) 産学官協働によるまちづくり

学生がまちづくりに参画することを通じてまちづくりの担い手を育成するとともに、若者の感性をまちなかのまちづくりに活かすため、事業者と大学や飛騨地域の高校との協働によるまちづくり活動をすすめる。

(取り組み事例)

- ・「飛騨高山高校スマイルハウス山高望」の商店街活性化活動および新商品開発などの取り組み



【産学官協働によるまちづくり】

### (5) 協働により取り組む活性化イベント

まちなかのにぎわいを市民・民間・行政の協働により創出するため、多様な団体の組み合わせによりいろいろな会場において協働イベントを開催する。



(取り組み事例)

- ・ 商業、観光関係団体等が商店街通り、宮川河岸で開催する「ちよけらまいか大仮装盆踊り大会」「飛騨高山手筒花火打ち上げ」
- ・ 福祉関係団体等がぼっぼ公園、福祉センターで開催する「夏まつり」「福祉フェスティバル」
- ・ 音楽関係者等が市民広場で開催する「夏のカーニバル」
- ・ 市民団体等が市庁舎で開催する「健康まつり」「冬のあったか縁日」
- ・ 市民団体等が国分寺境内で開催する「八日市」 など

【参考目標数値：空き店舗数】

旧中心市街地区域の空き店舗数の目標数値

(単位：店舗)

	平成21年	平成26年
空き店舗数	49	40

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

<b>[1] 市街地の整備改善の必要性</b>
<p><b>(1) 現状</b></p> <p>昔ながらの町割りが多く残されており、幅員が狭い道路や一方通行が多い。その反面、高速で自動車が走行しにくいため、歩行者にとっては車両による危険性を感じる事が少ない。</p> <p><b>(2) 必要性</b></p> <p>市民からのニーズが高い交流スペースや歩いて楽しめる空間の充実が求められている。現在、高山駅周辺区画整理事業を実施しており、飛驒の玄関口としてふさわしい都市的サービスと公共空間の整備をすすめている。</p> <p><b>(3) フォローアップの考え方</b></p> <p>計画期間の中間年度に進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。</p>

**[2] 具体的事業の内容**

**(1) 法に定める特別の措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

**(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・総合交流センター整備事業 H21～H24	高山市	高山駅周辺土地区画整理事業地内に、交流と健康増進の機能をあわせもった総合施設の整備を行う。飛驒の玄関口に位置する交流拠点施設として、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。超高齢化社会を迎え市民等の健康増進を図るための役割もある。多くの市民・観光客の交流促進を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれ	・暮らしにぎわい再生事業 H22～H24	

		<p>るまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p> <p>総合交流センターに併設して大規模な立体駐車場の整備を行い、施設利用者のみならず中心部への来訪者の回遊の利便性向上を図る。</p>		
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・市道馬場川原線外整備事業 (道路施設バリアフリー整備事業) N=76箇所 H22～H25</p>	高山市	融雪ブロックや視線誘導灯の整備など誰にもやさしい歩行者空間の形成により歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<p>・地域活力基盤創造交付金 H22～H25</p>	
<p>・市道名田末広1号線外整備事業 (道路施設バリアフリー整備事業) L=590m、H23</p>	高山市	歩車共存型バリアフリー道路の整備など誰にもやさしい歩行者空間の形成により、歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<p>・地域活力基盤創造交付金 H23</p>	
<p>・市道日枝花里線外整備事業 (道路施設バリアフリー整備事業) L=1020m H24</p>	高山市	歩車共存型バリアフリー道路の整備など誰にもやさしい歩行者空間の形成により歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<p>・地域活力基盤創造交付金 H24</p>	
<p>・市道天満桐生線外</p>	高山市	歩車共存型バリアフリー道路の整備など誰にもやさしい歩行者空間の形成により、歩行	<p>・地域活力基盤創造交付</p>	

<p>整備事業 (道路施設 バリアフ リー整備 事業)</p> <p>L=560m、H25</p>		<p>者の増加を図るものであり、住みやすいまち とにぎわいのあるまちの実現を目標とする中 心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>金 H25</p>	
<p>・市道朝日 2号線外 整備事業 (流雪溝整 備事業)</p> <p>L=365m H22~H24</p>	<p>高山市</p>	<p>高山の風土を活かし克服するため、流雪溝 (消融雪側溝)を整備し、雪またじ(除雪) の労力と費用の軽減を図るものであり、住み やすいまちの実現を目標とする中心市街地の 活性化に必要である。</p>	<p>・地域活力基 盤創造交付 金 H22~H24</p>	
<p>・市道名田 末広1号 線外整備 事業 (流雪溝整 備事業)</p> <p>L=580m、H23</p>	<p>高山市</p>	<p>高山の風土を活かし克服するため、流雪溝 (消融雪側溝)を整備し、雪またじ(除雪) の労力と費用の軽減を図るものであり、住み やすいまちの実現を目標とする中心市街地の 活性化に必要である。</p>	<p>・地域活力基 盤創造交付 金 H23</p>	
<p>・市道名田 2号線外 整備事業 (流雪溝整 備事業)</p> <p>L=710m H24~H25</p>	<p>高山市</p>	<p>高山の風土を活かし克服するため、流雪溝 (消融雪側溝)を整備し、雪またじ(除雪) の労力と費用の軽減を図るものであり、住み やすいまちの実現を目標とする中心市街地の 活性化に必要である。</p>	<p>・地域活力基 盤創造交付 金 H24~H25</p>	
<p>・景観創出 活動推進 事業 (塀等設置 補助事業)</p> <p>H21~H25</p>	<p>高山市</p>	<p>道路や河川などに面した塀等の改修に対し て支援することにより、良好な景観を形成し、 回遊性を高め、歩行者の増加を図るものであ り、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの 実現を目標とする中心市街地の活性化に必要 である。</p>	<p>・地域活力基 盤創造交付 金 H21~H25</p>	
<p>・都市計画 道路昭和 中山線整 備事業</p> <p>L=579m H17~H23</p>	<p>高山市</p>	<p>高山駅を中心に土地区画整理事業がすすめ られており、区画整理によって整備される駅 周辺における都市施設へのアクセス向上によ り、来街者の増加および集中する交通を円滑 に処理することで交通渋滞の緩和を図るもの であり、にぎわいのあるまちの実現を目標と する中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>・地域活力基 盤創造交付 金 H21~H23</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>高山駅周辺土地区画整理事業 (花里本母線、西之一色花岡線街路整備) (東口駅前広場、西口駅前広場整備) (駐車場整備) (自由通路整備)</li> </ul> <p>A=8.6ha H10~H25</p>	高山市	<p>鉄道及び路線バスの発着点であり、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。飛驒地域における都市的サービスの拠点として飛驒の玄関口にふさわしい、にぎわい空間の創出、交流結節機能の強化など交流人口の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活力基盤創造交付金</li> </ul> <p>H21~H25</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>市道若達花岡線整備事業</li> </ul> <p>L=285m H18~H23</p>	高山市	<p>市役所庁舎から市立小学校・保育園、商店街へと連絡する路線であり、周辺には各種都市施設、商業施設などが密集していることから、安全かつ快適な歩行者空間を形成することにより歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活力基盤創造交付金</li> </ul> <p>H21~H23</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>リバーフロント整備</li> </ul> <p>H22~H26</p>	高山市	<p>スポット(小公園)や視点場等やすらぎと魅力ある空間を創出し、多くの観光客などで賑わう宮川朝市と商業集積の拠点である本町通り商店街の回遊性を高めることにより歩行者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域活力基盤創造交付金</li> </ul> <p>H23~H25</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的町</li> </ul>	高山市	伝統的建造物群保存地区の町並みは高山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財保存</li> </ul>	

並保存事業 S54～		の歴史的風致の中核をなすものであり、その修理修景事業により保存地区における居住者の維持と四季折々の暮らしの文化の継承を図るものであり、住みやすさとやさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	事業費関係補助金	
・歴史的町並再生無電柱化事業 (電線地中化、道路美装化、サイン、まちかど修景) H19～H29	高山市	伝統的建造物群保存地区において、無電柱化などに取り組み、町並み景観の向上、やすらぎと親しみのもてる空間を形成することにより、保存地区における居住者の維持と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・街なみ環境整備事業 H19～H29	
・歴史的町並防災対策事業 S54～	高山市	伝統的建造物群保存地区において、防災計画に基づき土蔵などを防火帯として活用するなど歴史的景観を損なわないように防災力を高める取り組みにより、保存地区における居住者の維持を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・文化財保存事業費関係補助金	
・歴史的環境保全整備事業 (横丁・スポット整備事業) S55～H24	高山市	横丁、遊歩道、散策路を整備し、歩いて楽しむことができる魅力ある空間の形成により歴史的環境保全地区における居住者と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする、中心市街地の活性化に必要である。	・歴史的環境形成総合支援事業 H20～H24 ・地域活力基盤創造交付金 H21～H25	
・高山市の景観にふさわしい看板設置推進事業 H4～	高山市	高山市にふさわしい看板の設置およびふさわしくない看板の撤去を奨励し、良好な景観形成により居住者と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・歴史的環境形成総合支援事業 H21～H24 ・地域活力基盤創造交付金 H21～H25	



<ul style="list-style-type: none"> <li>・生けがき等設置推進事業 S54～H24</li> </ul>	高山市	生けがきの整備や高木の植栽などに対し助成することにより、民有地の緑化を促進し、緑豊かな生活環境とやすらぎのある回遊空間を創出、居住者と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的環境形成総合支援事業 H21～H24</li> <li>・地域活力基盤創造交付金 H21～H25</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般開放型民間施設整備事業 H21～</li> </ul>	高山市	民間事業者が便所等の施設を一般に開放するための整備に対し助成し、生活の利便性と回遊性が向上することにより、居住者と歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的環境形成総合支援事業 H21～H24</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・城下町歴史的風致維持向上事業 (旧矢嶋邸跡地整備事業) H20～H22</li> </ul>	高山市	江戸時代に高山の文化を担った豪商の邸宅跡であり当時の土蔵が現存している。伝統的建造物群保存地区と東山寺院群の動線上に位置し、回遊ルートを形成する歴史的風致の拠点施設である。施設内には庭園も配置することから地域住民にとってもやすらぎの空間を創出する。居住者と歩行者の増加と歴史的価値のある建物の維持再生を図るものであり、住みやすいまち、にぎわいのあるまち、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的環境形成総合支援事業 H20～H22</li> </ul>	

#### (4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地景観保存区域保存事業 S47～</li> </ul>	高山市	町並景観の保存に取り組むことにより、市街地景観保存区域内における居住者の増加と町並みに対する住民意識の高揚を図るものであり、住みやすいまちとやさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの庭創出事業 H22～H26</li> </ul>	高山市	中心市街地の空き地等を小公園として整備し、良好な景観と憩いの場を創出することにより快適な暮らしと回遊性を高め、居住者と		

		歩行者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・緑地保全 推進事業 H10～	高山市	緑の保全契約や里山の取得などにより、緑地を保全し緑地に囲まれ快適に暮らすことができることから居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・ポイ捨て 等および 路上喫煙 禁止条例 の遵守 H20～	高山市	ゴミのポイ捨てや路上喫煙禁止区域での喫煙を禁止することにより、まちも人の心も美しい飛騨高山として快適な暮らしを創出、居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・駐車場運 営事業	高山市 民間事業者	駐車場案内システムによるインターネットや携帯電話への情報提供、駐車場への適切な案内誘導表示の設置に取り組む。交通渋滞の緩和により快適な暮らしと回遊性が向上し居住者と来街者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・民間事業 者のバリア フリー への取り 組み促進 H12～	高山市	民間事業者のバリアフリー改修等に対して助成することにより、誰もが安全に安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進し、居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・美しい景 観と潤い のあるま ちづくり 条例の遵 守 H14～	高山市	開発事業等の事前届出・協議制度の適正な運用に取り組む。秩序ある土地利用とすぐれた都市景観の創出により、安全、安心で快適に暮らすことができる住環境を提供し、居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・高山駅周 辺地区お よび駅西 地区景観 形成 H19～	高山市	景観計画等に基づき美しく魅力ある都市拠点の形成を促進し、来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

<b>[1] 都市福利施設の整備の必要性</b>
<p><b>(1) 現状</b></p> <p>当市の官公庁などの公共施設の多くは市街地中心部に集積されている。合併により広域化した市域に対応するため、また高齢化社会に対応するため、公共交通機関や広域道路網からの利便性も考慮しつつ適切な都市福利施設の配置を行う必要がある。</p> <p><b>(2) 必要性</b></p> <p>少子化高齢化社会を迎え、地域の人々がともに支えあいながら子どもから高齢者まで誰もが健康でいきがいを持ち、安心して快適に暮らせる環境づくりをすすめる必要がある。</p> <p><b>(3) フォローアップの考え方</b></p> <p>計画期間の中間年度に進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。</p>

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・総合交流センター整備事業 (健康増進施設整備事業) H21～H24 (再掲)	高山市	高山駅周辺土地区画整理事業地内に、交流と健康増進の機能をあわせもった総合施設の整備を行う。飛驒の玄関口に位置する交流拠点施設として、世界、全国、市全域から人が集まり効果的に高山のまちなかを回遊する結節点の役割を果たす。超高齢化社会を迎え市民等の健康増進を図るための役割もある。多くの市民・観光客の交流促進を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性	・暮らしにぎわい再生事業 H22～H24	

		化に必要である。 総合交流センターに併設して大規模な立体駐車場の整備を行い、施設利用者のみならず中心部への来訪者の回遊の利便性向上を図る。		
--	--	--------------------------------------------------------------------------	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・まちの縁側創出事業 H21～H26	高山市	空き家・空き店舗を活用し子育て支援や高齢者健康づくりなどのテーマ型コミュニティ施設の整備および誰もが気軽に立ち寄れるお休み処のようなコミュニティ施設を整備することにより、交流する場所や機会の提供と営業店舗の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・地域活力基盤創造交付金 H21～H25	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・図書館運営事業(煥章館) H16～	高山市	図書館機能のほか、生涯学習ホールや郷土の文学者等の足跡を紹介する近代文学館を兼ね備え、生涯学習と伝統文化の継承を目的とした煥章館を運営することにより、文化の継承と振興を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民文化会館運営事業 S57～</li> </ul>	高山市	<p>大小のホールをはじめ、会議室や音楽室、展示室など様々な文化・芸術にふれることができる文化会館の運営により、文化・芸術の振興を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療拠点機能の維持</li> </ul>	高山市	<p>総合病院における非常勤医師や臨床研修医の確保、病院内保育所の運営、医療施設や機器の整備に対する助成により、市民も観光客も安心して暮らし訪れることができる地域医療拠点機能の維持を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日診療所の運営</li> </ul>	高山市	<p>市内の医師と協力して保健センター内にある休日診療所を運営するとともに高山赤十字病院内にある救命救急センターの運営に対する助成により、安心して暮らすことができる休日医療体制の維持を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者健康づくり介護予防支援事業</li> </ul>	高山市	<p>高齢者等の自主的な健康づくりとして、健康器具の購入や健康教室の開催などにより、健康的な高齢者の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進事業</li> </ul>	高山市	<p>健康への意識啓発として、生活習慣病予防の健康教育の実施などにより、健康的な市民の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち歩きのスズメ</li> </ul>	高山市	<p>健康への意識啓発と新たなまちの魅力の発見として、様々な趣向をこらした散策コースの設定により、健康的な市民の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・銭湯でまちづくり</li> </ul>	高山市	<p>健康面衛生面のみならずコミュニケーションの場である銭湯を維持する取り組みとして、設備整備支援や施設利用助成を行い、市民等の利用機会の増加を図るものであり、や</p>		

		さしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・子育て支援拠点施設の整備	高山市	児童センター・児童館やつどいの広場のサービスの充実により、子育て支援拠点施設利用者の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・病児保育事業 H21～	高山市	子育てと就労が両立できる労働環境の整備として、病児保育室を運営により、保育室利用者の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・児童遊園地管理事業	高山市	児童遊園地や都市公園の整備により、子どもたちに健全な遊びの提供機会の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・家族みんなでまち歩き	市民団体等	まちの愛着と親子のスキンシップを深める機会として、子どもまち探検やベビーカーでまち歩きなどの実施により、まちなかを散策する市民の増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		



6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

<b>[1] 街なか居住の推進の必要性</b>	
<b>(1) 現状</b>	<p>中心市街地の人口は近年一貫して減少傾向にある。中心部居住人口の減少は空き家、空き店舗の増加など中心部の空洞化の大きな要因となっている。また、狭小な地割りや建築制限などから防災面でも問題を抱える建築物も多い。</p> <p>その一方で、市民の多くは中心部に住みたいという意向を持っており、利便性の高い中心部への居住に対する潜在的な需要があることがうかがえる。</p>
<b>(2) 必要性</b>	<p>まちなか居住を促進することにより、周辺の商業をはじめとする経済活力の向上や地域コミュニティの回復など中心市街地の活力向上に有効であると考えられる。</p>
<b>(3) フォローアップの考え方</b>	<p>計画期間の中間年度に進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。</p> <p>また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。</p>

**[2] 具体的事業の内容**

**(1) 法に定める特別の措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

**(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・木造住宅耐震補強奨励事業 H18～	高山市	木造住宅の耐震診断、耐震補強工事に対する助成を行うことにより、安全・安心な居住環境の整備を促進し、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・地域住宅交付金 H18～H22	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・まちなか定住促進事業 H22～H26	高山市	中心市街地内の自己居住用の住宅の新築・改築に対して助成を行うことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・まちなか集合住宅建設促進事業 H22～H26	高山市	中心市街地内の集合住宅の建設に対して助成を行うことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・まちなか居住推進パートナーシップ事業 H22～H26	高山市	中心市街地外から中心市街地内の不動産所有者と市が提携した集合住宅等に入居した者に対して家賃助成を行うことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		

<p>・移住交流 促進事業 H9～</p>	<p>高山市</p>	<p>都市部から高山市内の戸建ての空き家住宅に入居した者に対して家賃または改修費助成を行うことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>・若者定住 促進事業 H9～</p>	<p>高山市</p>	<p>U I J ターン就職をした若者に対して家賃助成を行うことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>・住宅改造 等各種住 宅建築支 援</p>	<p>高山市</p>	<p>障がい者や高齢者に対する良好な住環境の整備促進のため住宅への改造に対する貸付や助成などに取り組むとともに、地球環境への負荷の軽減のため屋根の遮熱塗装に対する助成などに取り組むことにより、居住人口の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

<b>[1] 商業の活性化の必要性</b>	
<b>(1) 現状</b>	モータリゼーションの進展、消費志向の変化などの社会情勢の変化により、中心部の商業は衰退傾向にある。しかしながら来街目的としてショッピングの占める割合は依然として高くなっている。
<b>(2) 必要性</b>	生活者の暮らしを支える商業について活性化を図り、地域経済の活力向上、地元雇用の創出など地域の発展に中心商業の活性化が求められている。
<b>(3) フォローアップの考え方</b>	計画期間の中間年度に進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。 また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。

**[2] 具体的事業等の内容**

**(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

**(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・山桜神社 周辺整備 H20～	商店街振興 組合	地元住民をはじめ広く市民・観光客等に親しまれている山桜神社を核とした交流拠点（まちかど広場）を整備することにより、来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。 交流拠点の整備にあわせて店舗の再配置等を検討する。		
・商店街リ バーサイ ド修景事 業 H22～H26	高山市 商店街振興 組合 民間事業者	市の中心部を流れる宮川の沿川の修景整備に対する助成を行うことにより、来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・商店街機 能強化事 業 H22～H26	商店街振興 組合	商店街のアーケード・ファサード（店舗前面デザイン）等の整備による商店街機能の強化を促進することにより、来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金若しくは中小商業	

		あわせて照明のエコ化など環境に配慮した整備による商店街のイメージアップを図る。	活力向上事業	
・チャレンジショップ事業 H11～	高山市	中心市街地内の空き家・空き店舗活用に対して家賃等の助成を行うことにより、営業店舗の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・ドリーミンショップ事業 H21～H26	商店街振興組合 高山市	空き家・空き店舗を活用し市内各地域の特産品の販売や情報発信、高校生ショップ体験ができるアンテナショップの整備を行うとともに起業家育成を目的とした集合店舗の整備に対する助成を行うことにより、営業店舗の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・営業時間延長、定休日、営業時間表示の取り組み H22～H26	商店街振興組合	中心市街地を訪れた来街者が夜の散策を楽しめるように各店舗の営業時間の延長や夜の時間帯におけるにぎわいイベントを開催することにより、夜間の来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・シースルーシャッター、ショーウィンドー化工事促進 H11～	高山市	店舗が閉店してもウインドウショッピングを楽しめるようにシースルーシャッター設置やショーウィンドー化に取り組む商業者に対して助成を行うことにより、夜間の来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・街路灯整備の促進 H22～	商店街振興組合	LEDへの切替えや周辺地域に調和した魅力ある街路灯の整備により、夜間の来街者の増加を図り、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		



8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

<b>[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性</b>
<p><b>(1) 現状</b></p> <p>自動車への依存度が高く、公共交通機関が十分発達していない当市においては、利用者のニーズにあった公共交通網が整備されているとは言い難い。</p> <p>市内には多くの過疎地域があり利用者数の問題から大幅な運行数の増加を望むことは現実的ではないが、利用者ニーズにあった効率的・効果的な公共交通サービスの整備が課題となっている。</p> <p><b>(2) 必要性</b></p> <p>高齢化社会に対応するため過度に自家用車に依存しないまちづくりをすすめる上で公共交通の活性化について検討を行う必要がある。</p> <p><b>(3) フォローアップの考え方</b></p> <p>計画期間の中間年度に進捗調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。</p> <p>また最終年度満了後に進捗調査を実施し効果の確認を行う。</p>

**[2] 具体的事業の内容**

**(1) 法に定める特別の措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

**(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業**

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
		該当事業なし		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・高山駅周辺整備関連施設における移動円滑化の促進 H10～H25	高山市	駅前広場、自由通路、駅舎などJR高山駅やまちなかの関連施設の整備の際に移動円滑化に向けて取り組むことにより、高齢者や障がい者などが移動しやすい居住者や来街者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・地域活力基盤創造交付金 H21～H25	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・文化財保護事業(春・秋の高山祭)	屋台組	高山祭に代表される国宝や国県市指定文化財など歴史的に価値ある建造物、遺跡、伝承芸能、歴史資料などの保存、活用により、郷土の歴史や伝統文化の継承と来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・文化財保存事業費関係補助金	
・ふるさと伝承記録整備事業(祭礼復興事業) H21～H24	高山市	伝統文化、伝承芸能、伝統行事、伝統の技や味などを継承できる後継者の育成や映像での記録に取り組むことにより、郷土の歴史や伝統文化の継承を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	・歴史的環境形成総合支援事業 H21～H24	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・世界文化遺産登録推進事業 H19～	高山市	高山祭区域を含む町並み一帯を祭礼の場として世界遺産登録を目指して啓発等の活動を行うことにより、文化財保護意識や地域への愛着と誇りを持った居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする		

		中心市街地の活性化に必要である。		
・地産地消の推進 H22～	高山市	市民（生産者、消費者、流通業者、飲食店等）が参画し意見交換の場を設けるとともに、地産地消の拡大に向けた農業関係者と商業関係者並びに地域間が連携した地場産品の活用などに取り組むことにより、地産地消を意識した居住者の増加を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・中心市街地における公共交通の利便性の促進 H22～	高山市	市民や観光客に配慮した中心市街地の主要施設を循環するバスを運行することにより、公共交通機関による移動者の増加を図るものであり、住みやすいまちとにぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行）	高山市	高山祭など特に自動車交通が中心部に集中する特定日において、郊外部の大型駐車場と中心市街地の専用バスを運行することにより、まちなかの渋滞緩和を図るものであり、住みやすいまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・JR 高山駅舎建替事業 H20～25	東海旅客鉄道	飛騨地域の交通結節点の拠点である高山市の代表的な駅であり、福祉観光都市飛騨高山の中心駅としてバリアフリーに配慮された当市にふさわしい駅舎への建て替えを行うことにより、来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・来訪者まちかど案内事業 H22～H26	高山市	空き店舗活用にあわせて、観光案内機能か所の充実により、営業店舗の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・案内施設等整備事業 H21～	高山市	観光案内施設の整備や案内標識、中心市街地マップの作成を行い観光客の回遊性の向上により、来街者の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・歴史ボランティア育成事業	高山市	歴史を守り伝え、文化財の保護意識の向上に役立てるため、市民活動団体、案内人等の育成を行うことにより、伝統文化の担い手の		

H22～		増加を図るものであり、やさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・市民協働によるまちづくり H21～H26	高山市	市民が積極的にまちなかのまちづくりに参画できる機会を提供することにより、市民協働によるまちづくりに取り組む市民（まちづくりサポーター「飛騨高山まちの元気印。応援団」登録者）の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・産学官協働によるまちづくり H21～H26	飛騨高山高校 商店街振興組合 社会福祉協議会	高校生等のまちづくりに参画できる機会を提供することにより、事業者と大学や飛騨地域の高校との協働によるまちづくり活動の事業回数の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
・協働により取り組む各種活性化イベント	飛騨高山サマーフェスティバル推進協議会 各種市民活動団体 など	飛騨高山サマーフェスティバルをはじめ多様な団体の組み合わせによりいろいろな会場において協働イベントを開催することにより、活性化のためのイベントの実施回数の増加を図るものであり、にぎわいのあるまちとやさしさにあふれるまちの実現を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		

#### 重点的に取り組む区域

○中心市街地の区域として約290haを対象としつつも、全域を同時にくまなく展開することには無理があるため、区域内でも重点的に取り組む区域を位置づけ、その効果が長期的スパンの中で他の地域へも広がるような展開を図る。

◎宮川を軸としての、鍛冶橋を中心とした商店街とその周辺を

「にぎわいのある商業空間形成重点区域」

◎江名子川を軸としての、下町（しもちょう）・八幡地区およびその周辺の古い町並みを

「魅力ある居住空間形成重点区域」

◎JR高山線を軸としての、

「高山駅周辺区域」

●中心市街地活性化区域共通の施策として「まちなか居住」に対する取り組み

●中心市街地活性化区域共通の視点として「環境」に対する配慮

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

[1] 実施箇所

### 美しさと快適性が調和した「住みやすいまち」

【まちの安心住環境】

1-1 まちなか居住促進プロジェクト

- まちなか定住促進事業
- まちなか集合住宅建設促進事業
- まちなか商店街推進パートナーシップ事業
- 移住交流促進事業
- 若年定住促進事業
- 住宅改修等各種住宅建築支援

【歴史的可見性確保】

1-2 町並景観プロジェクト

- 歴史的町並保存事業
- 歴史的町並再生産業活性化事業
- 歴史的町並防災対策事業
- 市街地景観保存区域確保事業
- 世界文化遺産登録推進事業

【リノベーション】

1-3 快適な生活環境プロジェクト

- 道路施設バリアフリー整備事業
- 流通整備事業
- 歴史的環境保全整備事業(様丁、スポット整備等)
- まちの創出事業
- 景観創出活動推進事業(照明整備等)
- 高山市の景観にふさわしい看板設置推進事業
- 生けかき等設置推進事業
- 緑地保全推進事業
- 一般開放型民間施設整備事業(民間場所一級開放等)
- 100ポイント等及び路上喫煙禁止条例の遵守

【住みかき等整備】

1-4 地球にやさしいプロジェクト

- 地産地消推進事業
- 公共施設、商業施設、住宅等のエコ化
- 自転車利用による移動の促進
- 水と緑のネットワーク

1-5 交通対策・移動空間プロジェクト

- 高山駅周辺整備関連施設における、移動円滑化の促進
- 中心市街地における公共交通の利便性の向上
- 渋滞緩和対策事業(まちなかへのアクセス道路整備)
- 臨時駐車場対策事業(特定日シヤトルバス運行)
- 駐車場運営事業
- 民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進

1-6 適正な土地利用に関する取り組み

- 美しい景観と高い価値のあるまちづくり条例の遵守
- 準工業地域における特別用途地区の指定
- 小売店舗の適正配置指針の見直し

【特定日シヤトルバス運行】

【まちのネットワーク】

### 美しさと利便性が充実した「にぎわいのあるまち」

【高山駅周辺エリア】

2-1 駅周辺地区プロジェクト

- 花里本母線、西一色花園線沿線整備
- 東口駅前広場、西口駅前広場整備
- 駐車場整備
- 自由通路整備
- 駅舎整備
- 交流施設整備
- 高山駅周辺地区および駅西地区景観形成

【バーチャル資料】

2-2 商店街魅力創出プロジェクト

- 山形神社周辺整備
- 商店街バリアフリー修繕事業
- 商店街機能強化事業(アワード、街路灯、ファサード、駐車場等整備)

2-3 空き家・空き店舗活用プロジェクト

- 来訪者まちなか案内事業
- チャレンジショップ事業
- ドリーミングショップ事業(起業支援、市内各地域情報発信、高校生ジョブ体験等)
- まちの価値創出事業

2-4 回遊性向上プロジェクト

- 商店街バリアフリー整備
- 案内施設整備事業

2-5 夜の灯り景観プロジェクト

- 営業時間延長、定休日、営業時間を表示の取り組み
- シー・スルー・サイン設置、ショーウィンドー化工事の促進
- 街路灯整備の促進

【イベント】

2-6 四季折々の風物詩、イベントプロジェクト

- 風物詩
- イベント

【高山駅】

3-1 文化の盛り上げプロジェクト

- 文化財保護事業(春・秋の高山祭り)
- 城下町歴史的重政場待向上事業(日本橋跡地整備)
- 図書館運営事業(読書館)
- 市民文化会館運営事業
- ふるさと伝承記碑設置事業
- 歴史ボランティア育成支援事業

【日本橋跡地整備エリア】

3-2 健康づくりプロジェクト

- 健康増進施設整備事業
- 地域医療拠点機能の維持
- 休日診療所の運営
- 高齢者健康づくり、介護予防支援事業
- 健康づくり推進事業
- まち歩きマップ
- 緑道でまちづくり

3-3 子どもにやさしいまちづくりプロジェクト

- 地域、学校、保育園等が連携して育む子ども子育て
- 子育て支援拠点施設の整備
- 幼児保育事業
- 児童遊園地管理事業
- 家族みんなでまち歩き

【子育て支援拠点施設】

3-4 協働によるまちづくりプロジェクト

- 中心市街地活性化協議会の開催
- まちづくり委員会によるまちづくりの推進【市民協働によるまちづくり】
- 市民協働によるまちづくり
- 産学官協働によるまちづくり
- 協働により取り組む活性化イベント

【学生協働によるまちづくり】

[2] 各事業と基本方針、数値目標の関係

事業名	中心市街地活性化の目標、数値目標		
	住みやすいまち	にぎわいのあるまち	やさしさにあふれるまち
	中心部居住人口	営業店舗数	
<b>4. 市街地の整備改善のための事業</b>			
高山駅周辺土地区画整理事業			○
<b>5. 都市福祉施設を整備する事業</b>			
総合交流センター整備事業			○
まちの縁側創出事業			○
<b>6. 居住環境の向上のための事業等</b>			
まちなか定住促進事業	○		
まちなか集合住宅建設促進事業	○		
まちなか居住推進パートナーシップ事業	○		
若者定住促進事業	○		
<b>7. 商業の活性化のための事業及び措置</b>			
チャレンジショップ事業			○
ドリーミンショップ事業			○



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

庁内推進体制

(1) 高山市中心市街地活性化推進室の設置

高山市では専門的かつ集中して中心市街地の活性化に取り組むため、平成21年4月に商工観光部商工課内に中心市街地活性化推進室を設置した。

(2) 高山市中心市街地活性化推進会議の設置

高山市の中心市街地の活性化を総合的かつ効果的に推進するため、平成21年9月30日に副市長を委員長とし部長級の職員で構成する高山市中心市街地活性化推進会議を設置した。

推進会議の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取り組みを検討するため、関係課(室)長で構成する幹事会を設置した。

■高山市中心市街地活性化推進会議名簿

職 名	
委員長	副市長
副委員長	商工観光部長
委員	企画管理部長
委員	財務部長
委員	市民部長
委員	福祉部長
委員	保健部長
委員	農政部長
委員	基盤整備部長
委員	水道環境部長
委員	教育委員会事務局長

■高山市中心市街地活性化推進会議 幹事会名簿

職 名	
幹 事	地域振興室長
幹 事	企画課長
幹 事	財政課長
幹 事	税務課長
幹 事	市民活動推進課長
幹 事	生涯学習課長
幹 事	福祉課長
幹 事	子育て支援課長

幹 事	健康推進課長
幹 事	高年介護課長
幹 事	農務課長
幹 事	林務課長
幹 事	商工課長
幹 事	観光課長
幹 事	建設課長
幹 事	維持課長
幹 事	都市整備課長
幹 事	駅周辺整備課長
幹 事	環境課長
幹 事	教育総務課長
幹 事	文化財課長

■ 中心市街地活性化推進会議の開催状況

開 催 日	会 議 名	会 議 内 容
平成 21 年 9 月 30 日	第 1 回推進会議の開催	推進会議の設置について 中心市街地活性化基本計画の骨子について
平成 21 年 10 月 28 日	第 1 回推進会議 幹事会の開催	推進会議の設置について 中心市街地活性化基本計画の骨子について
平成 21 年 12 月 24 日	第 2 回推進会議 幹事会の開催	中心市街地活性化基本計画の事業について
平成 22 年 1 月 8 日	第 2 回推進会議の開催	中心市街地活性化基本計画の事業について

(3) 高山市議会

市議会に対して、所管する委員会協議会において、計画の内容についての協議を行った。

■ 高山市議会文教経済委員会協議会における協議の開催状況

開 催 日	会 議 名	会 議 内 容
平成 21 年 11 月 17 日	高山市文教経済委員会協議会	中心市街地活性化基本計画（骨子）について
平成 22 年 2 月 16 日	高山市文教経済委員会協議会	中心市街地活性化基本計画について

[ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項

高山商工会議所及び株式会社まちづくり飛騨高山が共同して高山市中心市街地活性化協議会を平成 22 年 1 月 27 日に設立した。有識者や関係団体を構成員とし、法に定める協議会の要件を満たす団体となっている。

◆高山市中心市街地活性化協議会 委員名簿

役職	所属団体	職名	根拠法令
会長	高山商工会議所	会頭	法第 15 条第 1 項
委員	株式会社 まちづくり飛騨高山	社長	法第 15 条第 1 項
委員	高山商工会議所 商業部会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市商店街振興組合連合会	理事長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 交通運輸部会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 みちづくり委員会	委員長	法第 15 条第 4 項
委員	社団法人 飛騨高山観光協会	副会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市町内会連合会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	社会福祉法人 高山市社会福祉協議会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山市教育委員会	委員	法第 15 条第 4 項
委員	高山金融協会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山警察署	署長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 女性会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山商工会議所 青年部会	会長	法第 15 条第 4 項
委員	高山青年会議所	理事長	法第 15 条第 4 項
委員	飛騨高山まちづくり本舗	代表	法第 15 条第 4 項
委員	高山市景観町並保存連合会	会長	法第 15 条第 4 項

オブザーバー

-	岐阜県飛騨地域振興局	局長	-
---	------------	----	---

開催状況

開催日	会議名	会議内容
平成 22 年 1 月 27 日	第 1 回活性化協議会の開催	協議会の設置について 中心市街地活性化基本計画の骨子について
平成 22 年 2 月 26 日	第 2 回活性化協議会の開催	中心市街地活性化基本計画について

協議会からの意見書

協議会が平成 22 年 3 月 19 日に市長に提出した意見は下記のとおりである。

高山市中心市街地活性化基本計画に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり高山市中心市街地活性化基本計画に関する意見書を提出いたします。

記

【意見】

高山市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」）は、高山市の中心市街地を活性化させる計画としておおむね適当であると認める。

【附帯意見】

なお、基本計画案では高山市の中心市街地を活性化させる総合的、一体的に取り組むべき具体的な施策を明示したものであるが、より効果的に推進されるため、次の意見を申し添える。

1. 高山祭に代表される歴史的資産は屋台組をはじめとする地域住民の誇りと努力によるものでありまちづくりの原点ともいえる。これら資産が未来に確実に引き継がれるよう、さらなる推進に配慮されたい。
2. 観光客にとっても市民にとっても魅力的なものであるよう、回遊性の向上につながる施策に対して積極的に取り組まれるよう配慮されたい。
3. まちなかに人が住んでこそ魅力あるものであり、まちなか居住の促進を着実にすすめられるとともに、四季を通じてまた昼夜ともににぎわいのあるまちをめざして取り組まれるよう配慮されたい。
4. 中心市街地の活性化が高山市全体の発展につながるよう全市的な取り組みとなるよう配慮されたい。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

#### (1) 中心市街地活性化に取り組む市町村に対する立ち上がり支援・助言事業（経済産業省）

(平成19年度)

商店街、まちづくり団体、事業者、行政の関係者によるワークショップ及び勉強会を開催した。また、幅広く地域住民の意見をとり入れるためアンケートを実施した。(アンケート結果は41頁以下に記載)

(ワークショップ意見概要)

- 旧計画は市街地整備事業に偏っていた
- これからは商業活性化だけではなく、いろいろな市民と協働を目指す必要がある
- 中心市街地の居住者を増やす必要がある
- 商店街内で現役世代と引退世代のコミュニケーションが取れない
- 個店の活性化が商店街の活性化につながると考えているが、(ネットショップの登場、仕入先の政策変更など)商業環境が変わり、個店の活性化に不安がある
- 観光客、住民のどちらもお客様として重要である

#### (2) その他 (NPO等の取り組み状況、勉強会・セミナー、関連協議会等)

##### ■飛騨高山まちづくり本舗

高山市商店街振興組合連合会は、商店街の空き店舗を改装し市民と商店街で運営される「まちひとぷら座 かんかこかん」を平成15年3月に開設した。まちひとぷら座 かんかこかんは、「こどもひろば」、「まちづくりひろば」、「情報広場」の三本柱で活動機能が構成されており、その中の「まちづくりひろば」の活動を具体的に進めていくための受け皿団体として「飛騨高山まちづくり本舗」を平成16年4月に設立。

どなたでも気軽に立ち寄っていただける「まちの縁側」として、市民と商店街によって運営される。現在では、まちづくり活動のための各種イベントの企画開催等により、市民・団体・行政等とのネットワークが確立され、市民主体のまちづくり活動としての発信基地として定着している。

<活動内容>

- ・まちづくり通信の発行
- ・りんくるりんみんなで納涼縁日
- ・夏休み寺小屋かんかこかん
- ・冬のあったか縁日
- ・子どもまち探検等

##### ■2009年度U40官民協働政策提言プロジェクト

高山青年会議所の会員と高山市職員が協働して、市に政策提言を行う官民共同政策提言プロジェクトの第1回会議が平成21年5月27日に開催された。平成21年度のテーマは『「中心市街地の活性化」～にぎわいのあるまちづくりを目指して～』と題して、高山青年会議所と高山市からそれぞれ10名ずつ公募し、4チーム20名で行われた。各チームは会議を重ね活発な意見の交換をし、提言内容をまとめ、平成21年9月18日に行われた発表会で提言された。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

<p><b>[ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方</b></p> <p>( 1 ) 高山市総合計画（2005年～2014年）における位置づけ</p> <p><b>【土地利用】</b></p> <p>住みよい生活環境の実現と市域全体の秩序ある発展を図るため、国土利用計画（高山市計画）の土地利用方針を基本とした総合的な土地利用、市街地区域における都市機能の向上、田園居住区域における居住環境の整備、農業区域における農業基盤の整備、森林区域における森林の保全と活用を目指した土地利用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高山駅周辺において都市計画道路や駅前広場、交流施設等の公共施設の整備、商業・業務施設の拠点的な整備、良好な住環境の整備など飛驒の玄関口としてふさわしい拠点の形成をすすめる。</li> <li>中心市街地において商業機能・情報発信機能・交流機能・居住機能などを備え、人が住み、集まり、交流する活気にみちた空間の形成をすすめる。</li> </ul>																																																
<p><b>[ 2 ] 都市計画手法の活用</b></p> <p>( 1 ) 準工業地域における大規模集客施設立地の規制</p> <p>準工業地域に指定されている地区について大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を指定する方針が推進会議で確認されており、都市計画決定に向けて取り組みをすすめている。</p> <p>平成 22 年 2 月 都市計画案縦覧期間</p> <p>平成 22 年 3 月 都市計画審議会</p> <p>平成 22 年 4 月 都市計画決定告示（予定）</p>																																																
<p><b>[ 3 ] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等</b></p> <p>( 1 ) 庁舎などの行政機関、病院・学校等の立地状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設大分類</th> <th>施設小分類</th> <th>市内施設数</th> <th>中心市街地活性化区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">官公署施設</td> <td>市庁舎</td> <td>10 施設</td> <td>本庁</td> </tr> <tr> <td>法務省機関</td> <td>1 施設</td> <td>高山拘置支所</td> </tr> <tr> <td>財務省機関</td> <td>1 施設</td> <td>高山税務署</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省機関</td> <td>4 施設</td> <td>日本年金機構高山年金事務所、高山労働基準監督署、高山パートバンク</td> </tr> <tr> <td>国土交通省機関</td> <td>4 施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>県機関</td> <td>1 施設</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>警察機関</td> <td>19 施設</td> <td>高山警察署、駅前交番、安川交番(3 か所)</td> </tr> <tr> <td>裁判所</td> <td>1 施設</td> <td>岐阜地方裁判所高山支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">都市計画 (地域地区)</td> <td>都市計画区域</td> <td></td> <td>活性化区域全域</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td></td> <td>活性化区域全域</td> </tr> <tr> <td>特別用途地区</td> <td>3 地区</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>高度地区</td> <td>6 地区</td> <td>城下町地区(13m)、安川通り地区(16m)、陣屋後背地地区(19m)、 駅東地区(22m)、駅西地区(22m)、駅周辺地区(31m)</td> </tr> <tr> <td>防火地域</td> <td>1 地域</td> <td>防火地域</td> </tr> </tbody> </table>				施設大分類	施設小分類	市内施設数	中心市街地活性化区域	官公署施設	市庁舎	10 施設	本庁	法務省機関	1 施設	高山拘置支所	財務省機関	1 施設	高山税務署	厚生労働省機関	4 施設	日本年金機構高山年金事務所、高山労働基準監督署、高山パートバンク	国土交通省機関	4 施設	-	県機関	1 施設	-	警察機関	19 施設	高山警察署、駅前交番、安川交番(3 か所)	裁判所	1 施設	岐阜地方裁判所高山支部	都市計画 (地域地区)	都市計画区域		活性化区域全域	用途地域		活性化区域全域	特別用途地区	3 地区	-	高度地区	6 地区	城下町地区(13m)、安川通り地区(16m)、陣屋後背地地区(19m)、 駅東地区(22m)、駅西地区(22m)、駅周辺地区(31m)	防火地域	1 地域	防火地域
施設大分類	施設小分類	市内施設数	中心市街地活性化区域																																													
官公署施設	市庁舎	10 施設	本庁																																													
	法務省機関	1 施設	高山拘置支所																																													
	財務省機関	1 施設	高山税務署																																													
	厚生労働省機関	4 施設	日本年金機構高山年金事務所、高山労働基準監督署、高山パートバンク																																													
	国土交通省機関	4 施設	-																																													
	県機関	1 施設	-																																													
	警察機関	19 施設	高山警察署、駅前交番、安川交番(3 か所)																																													
	裁判所	1 施設	岐阜地方裁判所高山支部																																													
都市計画 (地域地区)	都市計画区域		活性化区域全域																																													
	用途地域		活性化区域全域																																													
	特別用途地区	3 地区	-																																													
	高度地区	6 地区	城下町地区(13m)、安川通り地区(16m)、陣屋後背地地区(19m)、 駅東地区(22m)、駅西地区(22m)、駅周辺地区(31m)																																													
	防火地域	1 地域	防火地域																																													



	準防火地域	1 地域	準防火地域	
	風致地区	4 地区	-	
	駐車場整備地区	1 地区	駐車場整備地区	
	伝統的建造物群保存地区	2 地区	三町伝建地区、下二之町大新町伝建地区	
	地区計画	1 地区	-	
都市計画 (都市施設)	公園・緑地	12 施設	昭和児童公園、宮川緑地の一部	
	駐車場	3 施設	弥生橋駐車場、花岡駐車場、神明駐車場	
	汚物処理場	1 施設	-	
	市場	1 施設	-	
	公共下水道	1 施設	-	
	と畜場	1 施設	-	
	ごみ焼却場	1 施設	-	
都市計画 (市街地開発事業)	土地区画整理事業	3 事業	高山駅周辺土地区画整理事業	
公園	都市公園	34 か所	川上別邸史跡公園、大雄寺広場、中橋公園、宮川緑地公園、宮川水辺ふれあい公園、市民広場、七日町広場、昭和児童公園、国分尼寺史跡広場、(9 か所)	
	地区公園	38 か所	-	
市営住宅	市営住宅	822 戸	-	
JR	JR 駅	6 駅	高山駅	
高速バス	高速バス停留所	6 か所	高山濃飛バスセンター	
郵便事業所	郵便局会社	28 事業所	高山、八幡、上一之町、連合橋、山王、名田(6 事業所)	
駐車場	市営駐車場	12 か所	広小路、神明、弥生橋、えび坂、花岡、空町、かじ橋、天満、不動橋	
福祉施設	福祉センター	12 施設	総合、山王	
児童福祉施設 (関連施設)	保育園	24 園	総和、城山、山王、西、北(5 園)	
	児童厚生施設	5 施設	城山児童センター、昭和児童センター、山王児童センター、ふれあい児童館	
	母子生活支援施設	1 施設	清和寮	
	児童養護施設	1 施設	-	
	知的障がい児施設	1 施設	-	
	知的障がい児通園施設	1 施設	-	
	児童相談所	1 施設	飛騨子ども相談センター	
	留守家庭児童教室	15 教室	西小、南小、北小、花里小(4 教室)	
	子育て支援センター	1 か所	-	
	つどいの広場	11 か所	まちひとぶら座かなかこかん	
	病児保育室	1 か所	プティそれいゆ	
	児童遊園	6 か所	東、一本杉、北	
	高齢者施設	老人保健施設	5 施設	はなさと
		老人いこいの家	4 施設	ふれあい
デイサービスセンター		34 施設	れざみ、山王、健俵倶楽部、おふくろ苑、りびんぐ、レコルテ、ぐらんぱ、まんてん	
認知症対応型デイサービスセンター		4 施設	ふれあい	
グループホーム		9 施設	こぶしホーム	
軽費老人ホーム		1 施設	-	
有料老人ホーム		3 施設	Dr、orishige ピオメゾン	

	(特別)養護老人ホーム	6 施設	-
医療施設	総合病院	2 施設	高山赤十字病院
火葬場	火葬場	3 施設	-
ごみ処理施設	ごみ処理施設	5 施設	-
消防施設	消防庁舎	7 施設	-
観光施設	観光施設(公設)	31 か所	高山陣屋、郷土館、市政記念館、宮地家住宅、松本家住宅
ゴルフ場	ゴルフ場	8 か所	-
スキー場	スキー場	7 か所	-
映画館	映画館	1 施設	-
金融機関	十六銀行	3 か所	高山支店、高山駅前支店
	大垣共立銀行	2 か所	高山支店
	岐阜銀行	1 か所	高山支店
	富山第一銀行	1 か所	高山支店
	北陸銀行	1 か所	高山支店
	高山信用金庫	15 か所	本店、川西支店、八軒町支店、さんまち通り支店、駅前支店、駅西支店(6 か所)
	飛騨信用組合	12 か所	本店、七日町支店、山王支店、けやき通り支店、城山支店(5 か所)
	東海労働金庫	1 か所	高山支店
文化教育施設	小学校	19 校	西小、南小、北小、花里小(4 校)
	中学校	12 校	日枝中
	高等学校	4 校	-
	短期大学	1 校	-
	特別支援学校	2 校	高山日赤分校
	幼稚園	3 園	-
	適応指導教室	1 教室	-
	勤労青少年ホーム	1 施設	勤労青少年ホーム・女性青少年会館
	青少年交流の家	1 施設	-
	文化会館	2 施設	市民文化会館
	文化伝承館	1 施設	-
	公民館	15 施設	市公民館
	図書館	10 施設	煥章館
	指定文化財	397 箇所	国分寺本堂ほか 20 箇所
歴史民俗資料展示等施設	39 施設	郷土館、市政記念館、松本家住宅、宮地家住宅、高山陣屋、日下部民藝館、古島家住宅、平田記念館、藤井美術民芸館、飛騨民族古館、獅子会館、高山別院寺宝館、飛騨国分寺、飛騨高山春慶会館	
体育施設	屋内運動場	22 施設	-
	野球場	1 施設	-
	テニスコート	9 施設	-
	陸上競技場	2 施設	-
	プール	4 施設	-
	相撲場	1 施設	-
	武道場	3 施設	-
	グラウンド	18 施設	-
	ゲートボール場	20 施設	八幡屋内ゲートボール場

#### [4] 都市機能の集積のための事業等

4から8に記載した事業のうち、都市機能の集積に寄与が特に大きいと考えられる事業は以下のとおりである。

##### 4. 市街地の整備

- 高山駅周辺土地区画整理事業
- 都市計画道路昭和中山線整備事業
- 歴史的町並再生無電柱化事業
- 旧矢嶋邸等整備事業

##### 5. 都市福利施設の整備

- まちの縁側創出事業
- 総合交流センター整備事業

##### 6. 街なか居住の推進

- まちなか定住促進事業
- まちなか集合住宅建設促進事業
- まちなか居住推進パートナーシップ事業

##### 7. 商業の活性化

- アーケード整備等商店街機能強化事業
- チャレンジショップ事業
- ドリーミンショップ事業

##### 8. 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進

- 高山駅周辺整備関連施設における移動円滑化の促進
- J R高山駅舎建替事業

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

### [1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

個別事業等に関連した実践的、試行的な活動の内容、結果等

#### ○飛騨高山高校生のまちづくり参画

商店街で毎年行っているディスプレイコンテストに地元高校生が参加しショーウィンドーの飾り付けを行ったほか、商店街区域内にあるテーマ型コミュニティ施設「よって館」においてショップ体験として駄菓子の販売を行うなど、高校と商店街の協働によるまちづくりに取り組んでいる。



【地元高校生によるショップ体験】

#### ○障がい者モニターツアー

平成 8 年よりバリアフリーに関するモニターツアーを実施し、障がいを持つ方などから聴取した意見を道路、公衆トイレのバリアフリー化をはじめとする施策に反映している。道路整備においては歩車道の段差解消とともに、細目のグレーチングを使用し車椅子やベビーカーが支障なく通行できるよう整備している。

また、誰にもやさしいまちづくり条例を制定し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に定める内容よりも強化した独自基準を制定したほか、バリアフリーに取り組む事業者を認定するなどの取り組みを行っている。

#### ○飛騨高山「匠の伝承空間」回遊性向上社会実験

飛騨の匠街道推進協議会(会長 蓑谷穆)が、平成 21 年 11 月 7 日(土)～11 月 23 日(月・祝)の 17 日間にわたって、「飛騨高山『匠の伝承空間』回遊性向上社会実験」を実施した。

[目的]○「古い町並」上町・下町は国道 158 号線で分断され、観光客の回遊性を拒んでいる。

下町・八幡地区の回遊性を高めるための各種実証実験を実施。

[実験内容]□高山 IC から下町地区（不動橋駐車場）への誘導看板の設置

□不動橋駐車場から上町・下町回遊軸「越中街道」への誘導（パーク&ウォーク）

□特設「みち・まちめぐり案内所」の開設およびアンケートおよび通行量調査

□回遊性を高める動機づけとしてのマップ作成、モニターウォークおよび屋号看板等の設置

[実験結果] ■不動橋駐車場への案内誘導については、実験期間中の駐車場利用が前年度の 2 倍程度に伸び効果がみられた。

■特設案内所は、常設化を求める声が多く、必要な施設として休憩所／トイレの設置を望む声は圧倒的に多かった。

■下二之町通りの通行量調査では、調査日は異なるものの本計画策定に合わせ実施した通行量調査のうち本町 3・4 丁目通りの通行量を若干下回る結果であった。

[計画への反映]

◎上記記載以外においても、実験結果として今後の中心市街地活性化に参考とすべき内容であるため、事業推進に際しては報告内容を考慮し取り組むものである。

## [2] 都市計画との調和等

### 【土地利用】

住みよい生活環境の実現と市域全体の秩序ある発展を図るため、国土利用計画（高山市計画）の土地利用方針を基本とした総合的な土地利用、市街地における都市機能の向上、田園居住区域における居住環境の整備、農業区域における農業基盤の整備、森林区域における森林の保全と活用を目指した土地利用に努める。

- ・高山駅周辺において都市計画道路や駅前広場、交流施設等の公共施設の整備、商業・業務施設の拠点的な整備、良好な住環境の整備など飛驒の玄関口としてふさわしい拠点の形成をすすめる。
- ・中心市街地において商業機能・情報発信機能・交流機能・居住機能などを備え、人が住み、集まり、交流する活気にみちた空間の形成をすすめる。

## [3] その他の事項

### ○歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、全国に先駆けて国の認定を受けた。

当市の歴史的風致は、長い歴史と伝統によって構築された歴史的建造物とその周辺の市街地、及びそこで行われる祭礼行事や年中行事など、歴史と伝統を反映した人々の活動という要素が一体となっている。

計画において、当市の中心市街地を含む城下町高山区域を重点区域に設定し、重点区域の歴史的風致を守り向上させていくことで、伝統的な形態の生活が残る周辺の農山村地域を含めた市全体の魅力を高めていくこととしている。

歴史的な建造物の保存・復原・活用や伝統行事の資質向上とともに、人や文化財とふれあう周遊ルートなどの整備などに取り組んでいる。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1[5]方針
	認定の手續	当基本計画の内容については、法の要件に適合する高山市中心市街地活性化協議会と協議を行い、意見を取り入れたものである。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2[3]区域の説明
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	高山市第七次総合計画と整合が図られた計画となっている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	すべての事業について実施主体を特定している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	すべての事業について計画期間内に着手できる見込みである。

## 高山市中心市街地活性化基本計画

---

平成 2 2 年 3 月

発 行 高山市

企画編集 高山市商工観光部商工課中心市街地活性化推進室

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町 2 丁目 1 8 番地

T E L 0577-32-3333 (代)

---